

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成28年5月13日提出
【発行者名】	新光投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 後藤 修一
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目17番10号
【事務連絡者氏名】	坂本 久
【電話番号】	03-3277-1800
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド豪ドルコース 世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンドブラジルリアルコース 世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド南アフリカランドコース 世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンドマネープールファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	継続募集額(平成28年5月14日から平成29年5月15日まで) 世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド豪ドルコース 3兆円を上限とします。 世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンドブラジルリアルコース 3兆円を上限とします。 世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド南アフリカランドコース 3兆円を上限とします。 世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンドマネープールファンド 3兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

ファンドの正式名称	略 称	
世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド豪ドルコース	豪ドルコース	各通貨 コース
世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンドブラジルリアルコース	ブラジルリアルコース	
世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド南アフリカランドコース	南アフリカランドコース	
世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンドマネープールファンド	マネープールファンド	

それぞれのファンドを「ファンド」または「当ファンド」あるいは「各ファンド」という場合があります。また、ファンドについて、それぞれ上記に対応する表中の略称を使用する場合、「豪ドルコース」「ブラジルリアルコース」「南アフリカランドコース」を総称して「各通貨コース」という場合があります。

なお、上記ファンドおよび委託者が設定・運用する下記のファンドを総称して「世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド」という場合があります。

世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド円コース

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

(イ) 追加型株式投資信託（契約型）の受益権です。

(ロ) 当初元本は1口当たり1円です。

(ハ) 新光投信株式会社（以下「委託者」といいます。）の依頼により信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付け、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

各3兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

(イ) 発行価格は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。

なお、ファンドの基準価額については1万口当たりの価額を発表します。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）をそ

のときの受益権口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、組み入れる有価証券等の値動きにより日々変動します。

(ロ) 基準価額は毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク

フリーダイヤル 0120-104-694

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)

インターネットホームページ

<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。(ただし、マネープールファンドにつきましては、インターネットホームページおよび日本経済新聞朝刊には掲載されません。)

(5) 【申込手数料】

(イ) 申込手数料

<各通貨コース>

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.24% (税抜3.0%) を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。商品および投資環境の説明・情報提供、購入の事務手続きなどの対価として販売会社にお支払いいただきます。当該手数料には消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)(8%)が含まれます。

手数料について、詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク

フリーダイヤル 0120-104-694

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)

インターネットホームページ

<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

なお、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は無手数料です。

ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗り換え」¹または「償還前乗り換え」²によりファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができる場合があります。

ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取り扱い、優遇の内容、優遇を受けるための条件等は販売会社ごとに異なりますので、詳しくは各販売会社でご確認ください。

1 「償還乗り換え」とは、取得申込受付日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託の償還金等をもって、その支払いを行った販売会社でファンドの受益権を取得する場合をいいます。

2 「償還前乗り換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内において、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行った販売会社でファンドの受益権を取得する場合をいいます。

<マネープールファンド>

申込手数料はかかりません。

(ロ) スイッチング手数料

<各ファンド共通>

「世界好配当アドバンス・インフラ株式ファンド」構成ファンド間において、乗り換え(以下「スイッチング」³といいます。)が可能です。また、委託者が設定・運用する特定のファンドとの間においてスイッチングができる場合があります。ただし、マネープールファンドのお買い付けはスイッチングの場合に限定します。

ファンド間のスイッチング手数料につきましては、販売会社にお問い合わせください。ただし、マネープールファンドへのスイッチングにつきましては無手数料とします。

スイッチングのお取り扱いの有無や対象ファンドなどは、販売会社により異なります。また、販売会社によっては、一部のファンドのみのお取り扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社でご確認ください。

なお、スイッチングの際には、換金時と同様の費用・税金がかかりますのでご注意ください。

3 「スイッチング」とは、「世界好配当アドバンス・インフラ株式ファンド」を構成するファンド(委託者が設定・運用する特定のファンドを含みます。)を換金した場合の手取金をもって、その換金請求受付日の販売会社の営業時間内に「世界好配当アドバンス・インフラ株式ファンド」を構成する他のファンド(当該特定のファンドを含みます。)の取得申し込みをすることをいいます。

(6) 【申込単位】

お申込単位は、販売会社またはお申込コースにより異なります。

お申込コースには、収益の分配時に分配金を受け取るコース(「分配金受取コース」)と、分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース(「分配金再投資コース」)の2コースがあります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取り扱いとなる場合があります。また、スイッチングについて、「分配金受取コース」の場合はスイッチング対象ファンドの同コースへの、「分配金再投資コース」の場合はスイッチング対象ファンドの同コースへのスイッチングとなります。マネープールファンドのお買い付けはスイッチングの場合に限定します。なお、販売会社によってはスイッチングの取り扱いを行わない場合があります。

詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク

フリーダイヤル 0120-104-694

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)

インターネットホームページ

<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

(7) 【申込期間】

平成28年 5月14日から平成29年 5月15日までです。

なお、申込期間は原則として更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

申し込みの取扱場所(販売会社)については、下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク

フリーダイヤル 0120-104-694

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)

インターネットホームページ

<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

（ 9 ）【払込期日】

ファンドの受益権の取得申込者は、申込金額に手数料および当該手数料にかかる消費税等を加算した金額（マネープールファンドにおいては申込手数料はかかりません。）を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

各取得申込受付日ごとの申込金額の総額は、販売会社によって、当該追加信託が行われる日に、委託者の指定する口座を經由して、三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「受託者」といいます。）の指定するファンドの口座に払い込まれます。

（ 10 ）【払込取扱場所】

払い込みの取り扱いを行う場所は、販売会社となります。詳しくは販売会社でご確認ください。

（ 11 ）【振替機関に関する事項】

ファンドの振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

（ 12 ）【その他】

（イ）申込証拠金

ありません。

（ロ）日本以外の地域における発行

ありません。

（ハ）振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

a．ファンドの目的及び基本的性格

<各通貨コース>

各ファンドは、追加型投信／内外／株式に属し、主として投資信託証券に投資し、配当等収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

<マネープールファンド>

当ファンドは、追加型投信／国内／債券に属し、主としてわが国の短期公社債に実質的に投資し、安定した収益の確保を目指した運用を行います。

各ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、以下のように分類・区分されます。

商品分類表

<各通貨コース>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株 式 債 券
	海外	不動産投信 その他資産 ()
追加型	内外	資産複合

(注) 各ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<マネープールファンド>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)

単位型	国内	株 式
	海 外	債 券
追加型	内 外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類の定義

<各ファンド共通>

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいう。
国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

<各通貨コース>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回	グローバル (含む日本) 日本	ファミリーファンド
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回 年6回(隔月) 年12回(毎月) 日々	北米 欧州 アジア オセアニア	ファンド・オブ・ファンズ

不動産投信	その他（ ）	中南米	為替ヘッジ
その他資産 （投資信託証券 （株式 一般））		アフリカ 中近東（中東）	
資産複合 （ ） 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	あり（ ） なし

（注）各ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

< マネープールファンド >

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般	年1回	グローバル	
大型株	年2回	日本	
中小型株	年4回	北米	
債券			ファミリーファンド
一般	年6回（隔月）	欧州	
公債			
社債	年12回（毎月）	アジア	
その他債券			
クレジット属性 （ ）	日々	オセアニア	
不動産投信	その他（ ）	中南米	ファンド・オブ・ファンズ
その他資産 （投資信託証券 債券 一般））		アフリカ	
		中近東（中東）	
		エマージング	
資産複合 （ ） 資産配分固定型 資産配分変更型			

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分の定義

<各ファンド共通>

その他資産（投資信託証券（株式 一般））	投資信託証券への投資を通じて、実質的に株式 一般に投資を行います。
その他資産（投資信託証券（債券 一般））	投資信託証券への投資を通じて、実質的に債券 一般に投資を行います。
年2回	目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
年12回（毎月）	目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル（含む日本）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（含む日本）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
為替ヘッジなし ^{（注）}	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

（注）属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

各通貨コースはファンド・オブ・ファンズ方式、マネープールファンドはファミリーファンド方式で運用します。このため、組み入れている資産を示す「属性区分表」の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と、収益の源泉となる資産を示す「商品分類表」の投資対象資産（株式）（債券）とは異なります。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

ファンドの仕組み

<各通貨コース>

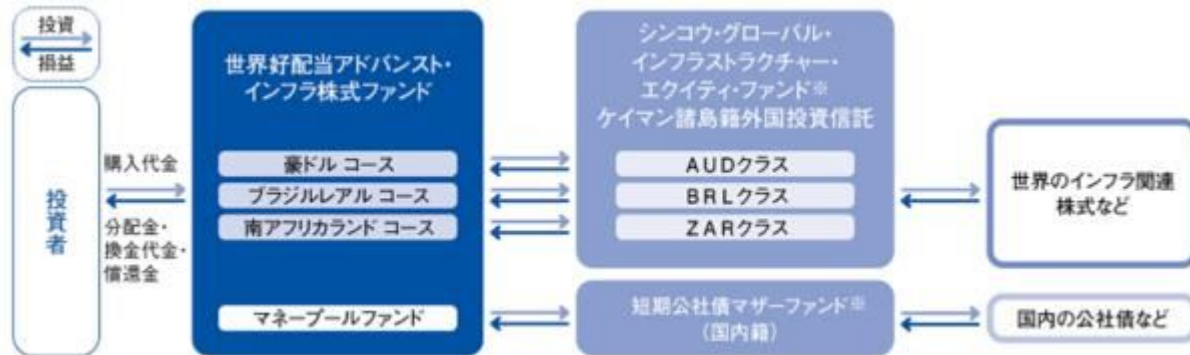
各通貨コースの運用は「ファンド・オブ・ファンズ方式」で行います。

ファンド・オブ・ファンズとは、投資信託証券への投資を目的とする投資信託のことで、一般に投資対象に選んだ複数の投資信託証券を組み入れて運用する仕組みを「ファンド・オブ・ファンズ方式」といいます。

<マネープールファンド>

マネープールファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行います。

「ファミリーファンド方式」とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をベビーファンド（当ファンド）としてとりまとめ、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。マザーファンドの損益はベビーファンドに反映されます。



各通貨コースはケイマン諸島籍外国投資信託以外に短期公社債マザーファンドにも投資を行います。

シンコウ・グローバル・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンドは新光投信とAMPキャピタル・インベスターズ・リミテッドが共同で運用を行い、各クラスの受益証券は円建てで発行されます。短期公社債マザーファンドは新光投信が運用を行います。

b. ファンドの特色

ファンドの特色をよりご理解いただくため、「世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド」を構成する他のファンドに関する記載をする場合があります。

1. 各通貨コースは、主として世界のインフラ関連企業が発行する上場株式などに実質的に投資します。

銘柄選定にあたっては、企業の安定的なキャッシュフロー創出能力などに着目します。

各通貨コースは、ケイマン諸島籍外国投資信託「シンコウ・グローバル・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンド」（以下「インフラファンド」という場合があります。）と国内投資信託「短期公社債マザーファンド」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズの形式で運用を行います。

「シンコウ・グローバル・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンド」は新光投信とAMPキャピタル・インベスターズ・リミテッドが共同で運用を行い、「短期公社債マザーファンド」は新光投信が運用を行います。

各投資信託証券への投資割合は、資金動向や市況動向などを勘案して決定するものとし、インフラファンドの組入比率は、原則として高位とすることを基本とします。

<マネーブルファンド>

マネーブルファンドは、短期公社債マザーファンド（以下「マザーファンド」という場合があります。）への投資を通じて、わが国の短期公社債に実質的に投資し、安定した収益の確保を目指した運用を行います。

マネーブルファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行います。

マザーファンドと同様の運用方針に基づき、わが国の短期公社債などに直接投資する場合があります。

マネーブルファンドはスイッチング以外の購入のお申し込みはできません。

各ファンドの資金動向、市況動向などによっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

2. 投資対象とする外国投資信託における為替取引の対象通貨の違いにより、4つの通貨

コースとその他にマネーボールファンドがあります。また、各通貨コースおよびマネーボールファンド間でのスイッチングが可能です。

通貨コースは豪ドルコース、ブラジルリアルコース、南アフリカランドコースに加えて世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド円コースの4コースから選択できます。

各通貨コースが投資対象とする外国投資信託では、原則として投資対象資産の発行通貨を売り予約し、各通貨コースの対象通貨を買い予約する為替取引を行います。

「世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド」構成ファンド間のほか、新光投信が設定・運用する特定のファンドとの間においてスイッチングができる場合があります。

スイッチングのお取り扱いの有無や対象ファンドなどは、販売会社により異なります。また、販売会社によっては、一部のファンドのみのお取り扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社でご確認ください。

各通貨コースが投資対象とする外国投資信託は、AMPキャピタル・インベスターズ・リミテッドが実質的に株式などの運用を行います。

AMPキャピタル・インベスターズ・リミテッドについて



AMPキャピタル・インベスターズ・リミテッドはオーストラリアにおける最大規模の運用会社であり、160年もの歴史を誇るオーストラリア最大級の金融サービス企業、AMP社の子会社です。オーストラリアの資産のみならず、世界の不動産（REITを含む）やインフラ関連企業への投資についても、世界的に著名な運用会社です。

未上場のインフラ関連企業への直接投資についても1980年代後半から実績を積み重ね、現在の未上場インフラ関連企業への投資残高は103.4億豪ドル¹（約9,087億円²）になります。

1 2015年12月末時点

2 2015年12月末時点の豪ドル円為替レート、1豪ドル=87.92円で換算

各通貨コースの収益の源泉

1. 世界のインフラ関連企業の株式などへの投資

各通貨コースは、世界のインフラ関連企業の株式などを実質的な投資対象とすることで、配当等収益の確保と投資信託財産の成長を目指します。

「インフラ関連企業」とは、インフラ資産を実際に所有する、もしくは、運営するビジネスで収益の多くを獲得する企業を指します。つまり、ピュア（純粋）なインフラ企業が主要投資対象となります。

「株式など」とは、上場株式、預託証券、MLP^{*}などの株式に類似する権利、上場投資信託証券を指します。

*MLPとはマスター・リミテッド・パートナーシップ（Master Limited Partnership）の略称で、米国のエネルギーインフラへの投資促進などを目的とする共同投資事業形態のひとつです。

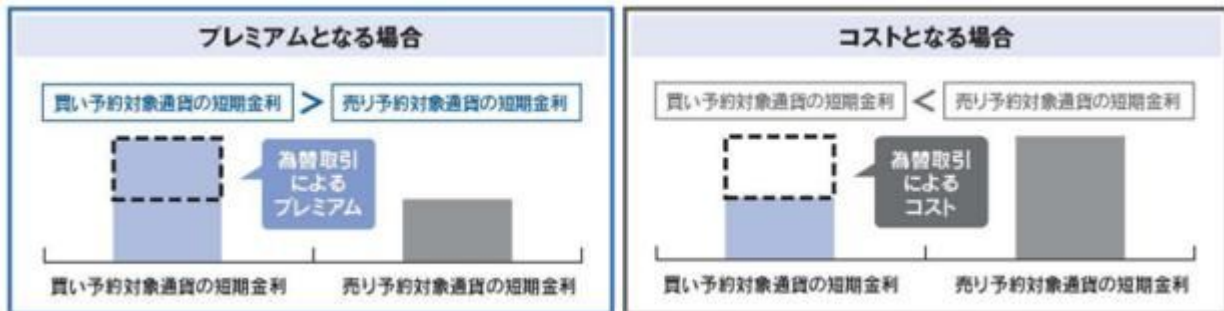
2. 為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）とコスト（金利差相当分の費用）

各通貨コースでは、原則として実質的に組み入れる株式などの発行通貨を売り予約し、各通貨

コースの対象通貨を買い予約する為替取引を行います。

通貨（国）により金利水準は異なるため、株式などの発行通貨よりも短期金利の高い通貨のコースを選択した場合は、当該通貨と株式などの発行通貨の短期金利差相当分のプレミアムが期待されます。

一方、当該通貨の短期金利が株式などの発行通貨の短期金利よりも低い場合には、通常、短期金利差相当分のコストが発生します。金利差の変動により、プレミアムまたはコストは変動します。



上記の図はあくまでもイメージであり、実際の為替取引によって得られるプレミアムまたはコストの大きさを保証するものではありません。

一部の新興国通貨（ブラジルレアル）では、規制や為替市場が未発達なことなどから、為替取引が機動的に行えないことがあるため、「NDF取引」を使用する場合があります。

NDF（ノン・デリバブル・フォワード）取引について

NDF取引とは、為替先渡取引の一種で、主に金融機関との相対取引で行われます。また、当該通貨の受け渡しは発生せず、主に米ドルなどの主要通貨で差金決済を行います。

NDF取引は、通常の買い予約・売り予約する為替取引と比べ、取引参加者が少ないことや、当局による金融・資本市場における制約などから、市場裁定が働きにくいだけでなく、取引参加者の為替見通しを反映した需給の影響をより強く受けることがあります。そのため、取引価格から推計されるNDF想定利回りが、取引時点における短期金利水準から大きくかい離することがあります。

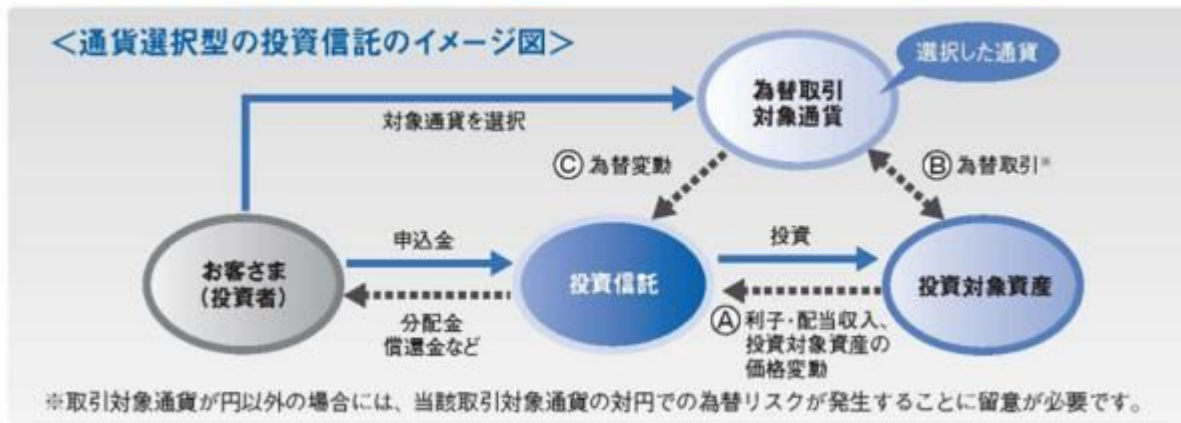


NDF 想定利回りは、通貨に対する需給や通貨の上昇期待が反映され、マイナスになる場合もあります。その場合、為替取引によるプレミアムの減少やコストの発生により、ファンドのパフォーマンスに影響を与えることがあります。

3．為替変動による損益

実質的に各通貨コースの対象通貨を買い予約する為替取引を行うことによって、各通貨コースは対象通貨の変動の影響を受けます。各通貨コースの対象通貨に対して円安となった場合には為替差益が発生し、円高となった場合には為替差損が発生します。新興国の通貨の値動きは先進国の通貨と比べて相対的に大きくなる傾向があります。また、通貨危機や経済危機においては大きく下落する可能性もあります。

通貨選択型ファンドの収益のイメージ



通貨選択型の投資信託は、株式や債券などといった投資対象資産に加えて、為替取引の対象となる円以外の通貨も選択することができるよう設計された投資信託です。

通貨選択型の投資信託の収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。

投資対象資産による収益（上図A部分）

- ・投資対象資産が値上がりした場合や利子・配当が支払われた場合は、基準価額の上昇要因となります。
- ・逆に、投資対象資産が値下がりした場合には、基準価額の下落要因となります。

為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）（上図B部分）

- ・「選択した通貨」（コース）の短期金利が、投資信託の「投資対象資産の通貨」の短期金利よりも高い場合は、その金利差による「プレミアム」が期待できます。
- ・逆に、「選択した通貨」（コース）の短期金利のほうが低い場合には、「コスト」が生じます。
- ・なお、「選択した通貨」と「投資対象資産の通貨」が同一通貨の場合、為替取引によるプレミアムやコストは発生しません。

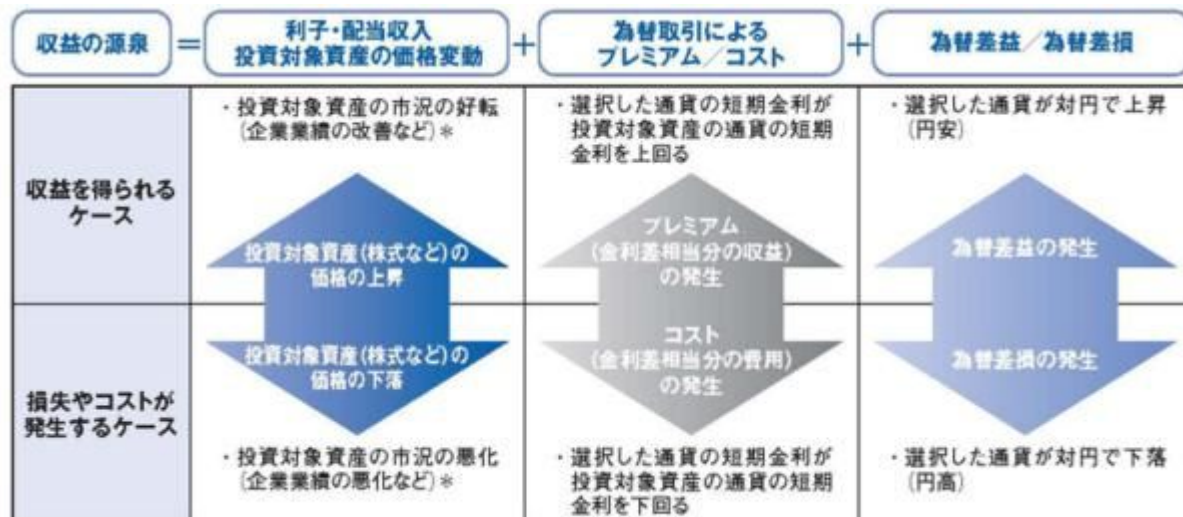
新興国通貨の場合などは、金利差がそのまま反映されない場合があります。

為替変動による収益（上図C部分）

- ・上図B部分とは異なり、上図C部分については為替取引を行っていないため、「選択した通貨」の円に対する為替変動の影響を受けることとなります。
- ・「選択した通貨」が対円で上昇（円安）した場合は、為替差益を得ることができます。
- ・逆に、「選択した通貨」が対円で下落（円高）した場合は、為替差損が発生します。

これまで説明しました内容についてまとめますと、以下のようになります。

これらの収益源に相応してリスクが内在していることに注意が必要です。



*投資対象資産の価格の上昇/下落の要因は、資産の種類(株式、債券、不動産など)により異なります。

主な投資制限

<各通貨コース>

ファンドの投資制限	投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外には投資を行いません。
投資信託証券への投資割合	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

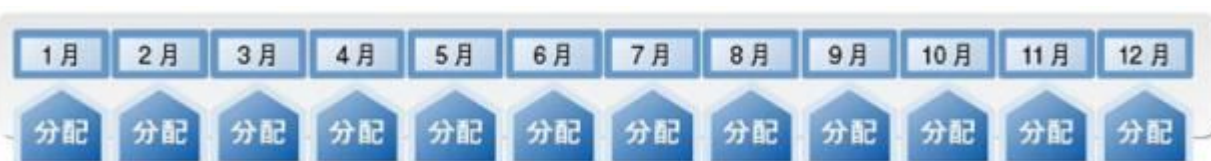
<マネープールファンド>

株式への投資割合	株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とし、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得したものに限ります。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資は行いません。

分配方針

<各通貨コース>

原則として、毎月15日（休業日の場合は翌営業日。）の決算時に、収益の分配を行います。



分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

分配金額は、委託会社が基準価額水準や市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。運用状況により分配金額は変動します。

上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

<マネープールファンド>

原則として、年2回（毎年2月、8月の各月15日。休業日の場合は翌営業日。）の決算時に、収益の分配を行います。



分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

分配金額は、委託会社が基準価額水準や市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。運用状況により分配金額は変動します。

上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

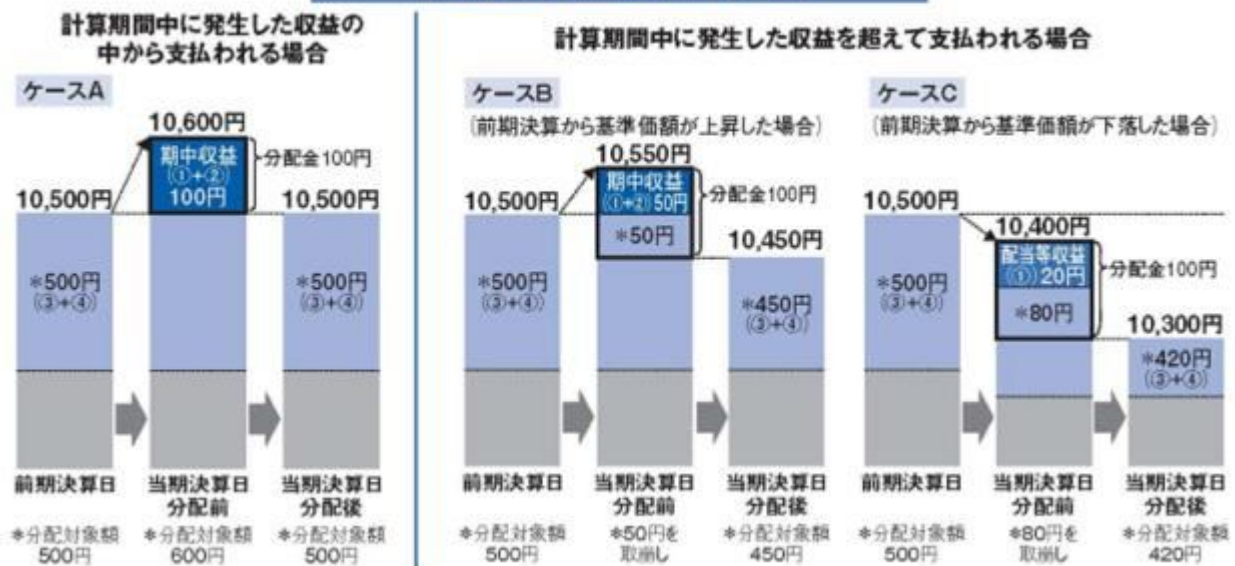
投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超過して支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金と基準価額の関係(イメージ)



分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

配当等収益（経費控除後）、 有価証券売買益・評価益（経費控除後）、 分配準備積立金、
収益調整金

上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次のとおりとなります。

ケースA：分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差 0円 = 100円

ケースB：分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差 50円 = 50円

ケースC：分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差 200円 = 100円

A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

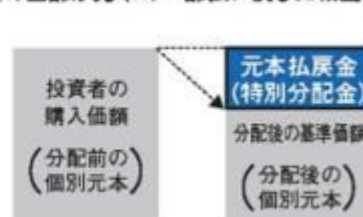
上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払い戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払い戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

c . 信託金限度額

<各通貨コース>

委託者は、受託者と合意のうえ、各ファンドにつき金3,000億円を限度として信託金を追加することができます。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

<マネープールファンド>

委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

平成23年2月8日	関東財務局長に対して有価証券届出書提出
平成23年3月10日	投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始
平成27年5月15日	ファンドの名称にかかる約款変更の届出

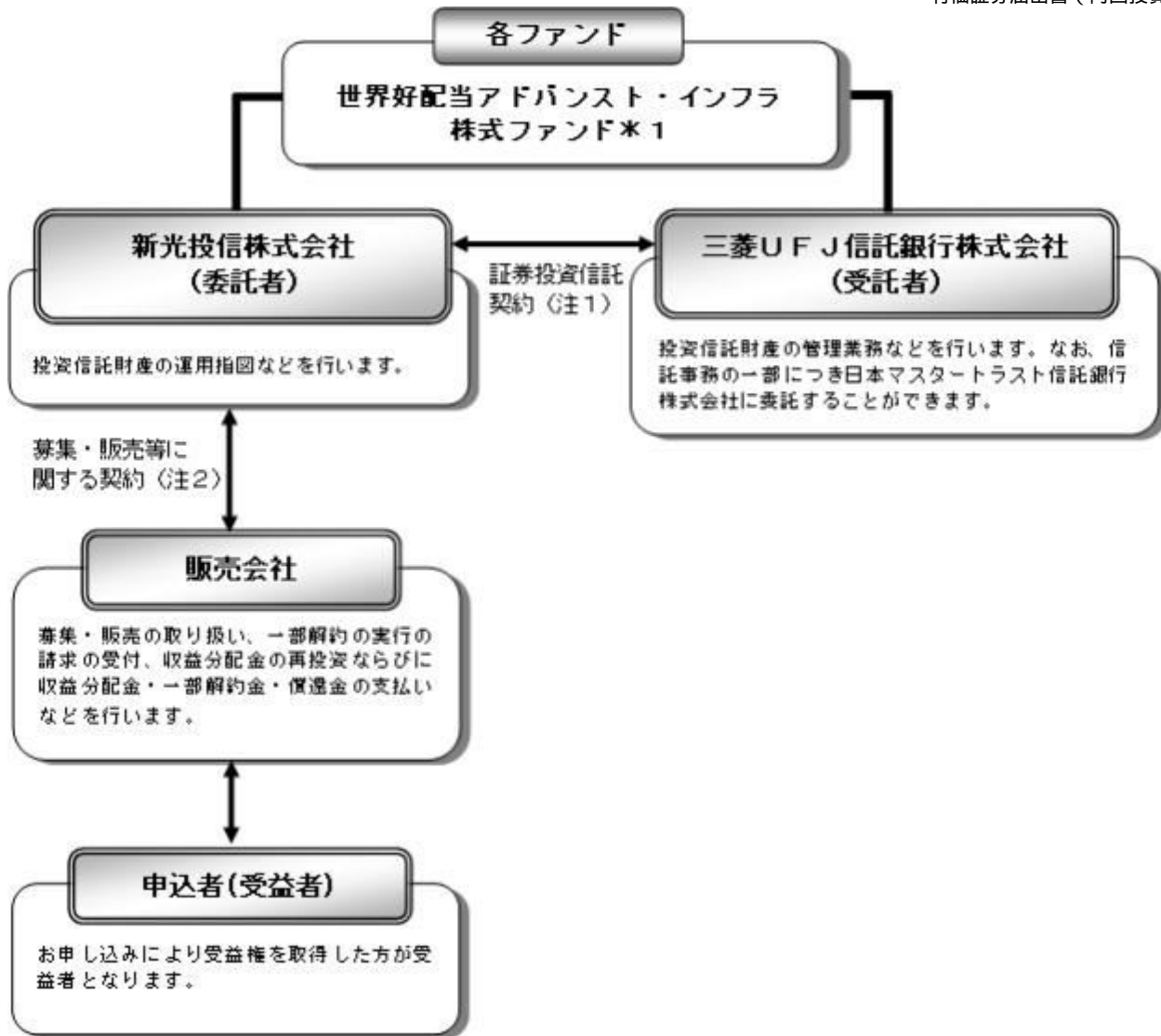
(3) 【ファンドの仕組み】

a . ファンドの仕組み

<各通貨コース>

図中の*1、*2には次の表よりそれぞれあてはめてご覧ください。

*1	豪ドルコース	ブラジルリアルコース	南アフリカランドコース
*2	AUDクラス	BRLクラス	ZARクラス



(注1) 証券投資信託契約

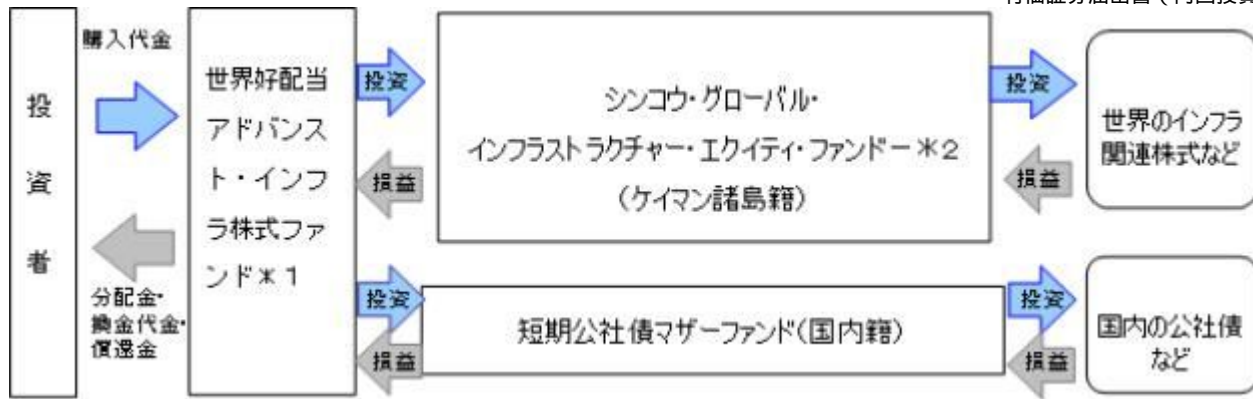
委託者と受託者との間において「証券投資信託契約（投資信託約款）」を締結しており、委託者および受託者の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

(注2) 募集・販売等に関する契約

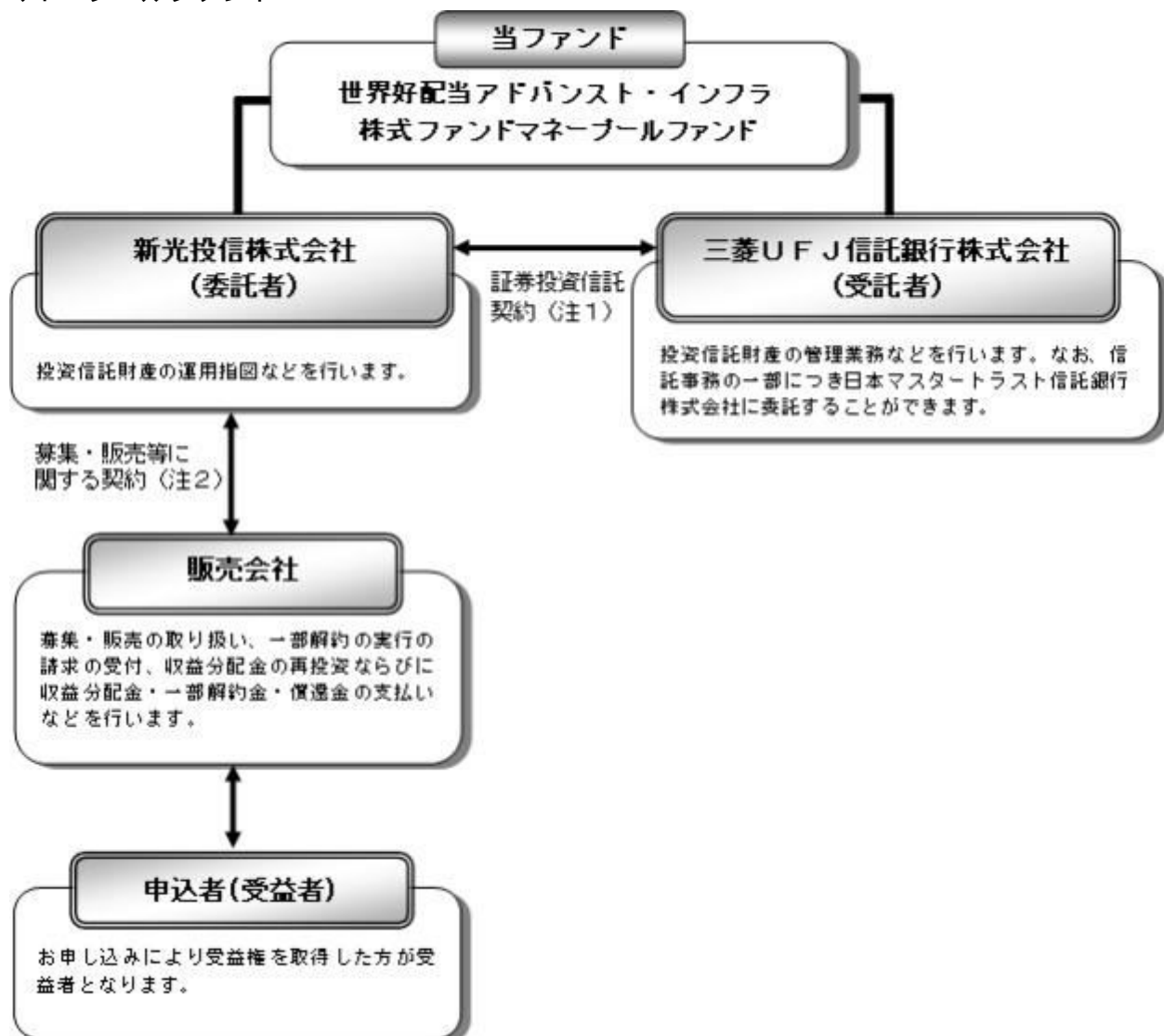
委託者と販売会社との間において「証券投資信託に関する基本契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取り扱い、収益分配金および償還金の支払い、解約の取り扱い等を規定しています。

<ファンド・オブ・ファンズ方式の仕組み>

各ファンドの運用は「ファンド・オブ・ファンズ方式」で行います。「ファンド・オブ・ファンズ方式」とは、複数の投資信託証券を組み合わせ、一つにまとめて運用する仕組みです。



<マネープールファンド>



(注1) 証券投資信託契約

委託者と受託者との間において「証券投資信託契約（投資信託約款）」を締結しており、委託者および受託者の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

(注2) 募集・販売等に関する契約

委託者と販売会社との間において「証券投資信託に関する基本契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取り扱い、収益分配金および償還金の支払い、解約

の取り扱い等を規定しています。

b. 委託会社の概況

(イ) 資本金の額（平成28年2月末現在）

資本金の額	45億2,430万円
会社が発行する株式総数	3,000,000株
発行済株式総数	1,823,250株

(ロ) 委託会社の沿革

昭和36年6月	大井証券投資信託委託株式会社設立・免許取得
昭和44年10月	新和光投信委託株式会社に社名変更
昭和61年11月	有価証券等に関する投資助言・情報提供業務の認可
平成8年8月	投資顧問業者の登録
平成8年12月	投資一任契約にかかる業務の認可
平成9年11月	投資信託の直接販売業務の認可
平成10年12月	証券投資信託法の改正に伴う投資信託の証券投資信託委託業のみなし認可
平成12年4月	太陽投信委託株式会社と合併し、新光投信株式会社に社名変更

(ハ) 大株主の状況

(平成28年2月末現在)

株主名	住所	持株数	持株比率
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1-5-1	1,396,362株	76.58%
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1-5-5	182,115	9.98
株式会社みずほ証券リサーチ&コンサルティング	東京都中央区日本橋1-17-10	137,200	7.52

2【投資方針】

各通貨コースが投資する外国投資信託の*には下記表をあてはめてご覧ください。

各通貨コース	シンコウ・グローバル・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンド-
豪ドルコース	AUDクラス
ブラジルリアルコース	BRLクラス
南アフリカランドコース	ZARクラス

(注) 各通貨コースが組み入れる外国投資信託の各クラスの運用方針につきましては、後述の「各ファンドが投資する投資信託証券の概要 1. インフラファンドの概要」をご参照ください。

(1)【投資方針】

a. 基本方針

<各通貨コース>

各ファンドは、投資信託証券を主要投資対象として、配当等収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

<マネープールファンド>

当ファンドは、安定した収益の確保を目指した運用を行います。

b. 運用の方法

(イ) 主要投資対象

<各通貨コース>

投資信託証券を主要投資対象とします。

<マネーブルファンド>

短期公社債マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

(ロ) 投資態度

<各通貨コース>

以下の投資信託証券を通じて、主として新興国および日本を含む世界各国のインフラ関連企業が発行する上場株式（預託証券を含みます。）、株式に類似する権利およびインフラ関連の上場投資信託証券（以下総称して「株式等」といいます。）に実質的に投資を行い、配当等収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

ケイマン諸島籍 外国投資信託	シンコウ・グローバル・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンド - *（以下「インフラファンド」といいます。）円建受益証券
内国証券投資信託 （親投資信託）	短期公社債マザーファンド受益証券

各投資信託証券への投資割合は、資金動向や市況動向などを勘案して決定するものとし、インフラファンドの組入比率は、原則として高位とすることを基本とします。

各ファンドの資金動向、市況動向などによっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

<マネーブルファンド>

マザーファンドへの投資を通じて主として本邦通貨建ての短期公社債に投資し、安定した収益の確保を目指した運用を行います。

ファンドの資金動向、市況動向などによっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(ハ) 主な投資制限

<各通貨コース>

投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外には投資を行いません。

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<マネーブルファンド>

株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とし、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得したものに限ります。

投資信託証券（マザーファンドを除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(注) マネープールファンドが投資するマザーファンドの運用方針につきましては、後述の「各ファンドが投資する投資信託証券の概要 2. 短期公社債マザーファンドの概要」をご参照ください。

(2) 【投資対象】

a. 投資の対象とする資産の種類

<各通貨コース>

各ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 金銭債権

ハ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

<マネープールファンド>

当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

b. 有価証券および金融商品の指図範囲等

<各通貨コース>

(イ) 委託者は、信託金を、主として次の第1号に掲げる外国投資信託の受益証券および第2号に掲げる新光投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である短期公社債マザーファンドの受益証券のほか、第3号から第7号に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. ケイマン諸島籍外国投資信託 シンコウ・グローバル・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンド - *円建受益証券

2. 証券投資信託 マザーファンド受益証券
3. コマーシャル・ペーパー
4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
5. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。）
6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
7. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号に掲げる外国投資信託の受益証券および第2号に掲げる証券投資信託の受益証券を以下「投資信託証券」といい、第5号の証券を以下「公社債」といいます。公社債にかかる運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売り戻し条件付きの買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借り入れ）に限り行うことができるものとします。

（ロ）委託者は、信託金を、上記（イ）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

（ハ）上記（イ）の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記（ロ）に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

<マネープールファンド>

（イ）委託者は、信託金を、主として新光投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である短期公社債マザーファンドの受益証券ならびに次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。有価証券は、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。以下同じ。）に限ります。）
5. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
6. 転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
12. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
13. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
14. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
15. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
16. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
17. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
18. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
19. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
20. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第6号の証券および第11号ならびに第15号の証券または証書のうち第6号の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、第1号から第5号までの証券および第13号の証券のうち投資法人債券ならびに第11号および第15号の証券または証書のうち第1号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第12号および第13号の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

(ロ) 委託者は、信託金を、上記(イ)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(ハ) 上記(イ)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記(ロ)に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

c. 先物

<マネープールファンドのみ>

(イ) 委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるわが

国の有価証券にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

（ロ）委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

d．スワップ

<マネープールファンドのみ>

（イ）委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

（ロ）スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

（ハ）スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

（ニ）上記（ハ）において投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（ホ）スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

（ヘ）委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

e．金利先渡取引

<マネープールファンドのみ>

（イ）委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

（ロ）金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

（ハ）金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額とマザーファンドの投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が当該保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかに、その超える額に相当する金利

先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

- (二) 上記(八)においてマザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (ホ) 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ヘ) 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

各ファンドが投資する投資信託証券の概要

1. インフラファンドの概要

ファンド名	シンコウ・グローバル・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンド - AUDクラス / BRLクラス / ZARクラス (以下、当概要において、個別クラスを「クラス」といいます。)
形態	ケイマン諸島籍外国投資信託 / 円建受益証券
運用方針	ボトムアップ・アプローチおよびトップダウン・アプローチに基づき、主として世界各国に上場するインフラストラクチャー関連の株式などに投資を行います。 米ドル以外の通貨建ての有価証券に対して、原則として当該有価証券の発行通貨売り / 米ドル買いの為替取引を行い、米ドルヘッジベースで現地源泉税を含む諸費用を考慮したトータルリターンを追求します。 そのうえで、クラスごとに以下の為替取引を行います。 AUDクラス：原則として、米ドル売り、豪ドル買いの為替取引を行います。 BRLクラス：原則として、米ドル売り、ブラジルリアル買いの為替取引を行います。 ZARクラス：原則として、米ドル売り、南アフリカランド買いの為替取引を行います。 現時点において「Dow Jones Brookfield Global Infrastructure Composite Yield Index」を参考指数としております。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、有価証券の空売りは行いません。 ・純資産総額の10%を超える借り入れは行いません。 ・同一企業の発行済株式数の半数を超える株式への投資は行いません。 ・原則として、流動性に欠ける資産への投資は、純資産総額の15%以内とします。
決算日	9月末
主な関係法人	投資顧問会社：新光投信株式会社 副投資顧問会社：AMPキャピタル・インベスターズ・リミテッド 受託会社：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド 管理事務代行会社兼保管受託銀行：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー

信託報酬等	純資産総額に対し年率0.61%程度 上記料率には、投資顧問会社、副投資顧問会社、受託会社ならびに管理事務代行会社への報酬が含まれます。ただし、これら報酬の中には取引頻度に応じた額や最低支払額が設定されているものがあるため、取引頻度や資産規模などにより上記料率を上回る場合があります。
その他の費用・手数料	監査報酬、弁護士費用、保管受託銀行への報酬および当初設定にかかる諸費用などが当該外国投資信託から支払われます。これらは定率でないため事前に概算料率や上限額などを表示することができません。
収益分配方針	原則として、毎月、分配を行います。
運用開始日	平成23年3月10日

2. 短期公社債マザーファンドの概要

ファンド名	短期公社債マザーファンド
形態	親投資信託
運用方針	<ul style="list-style-type: none"> ・主としてわが国の短期公社債に投資し、利子などの安定した収益の確保をはかることを目的として、運用を行います。 ・ただし資金動向、市況動向などによっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・株式への投資は行いません。 ・外貨建資産への投資は行いません。
信託期間	無期限
決算日	毎年8月22日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配方針	運用による収益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。
信託報酬	報酬はかかりません。
信託設定日	平成18年5月31日
委託会社	新光投信株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社 （再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

上記の各投資信託証券については、いずれも申込手数料はかかりません。

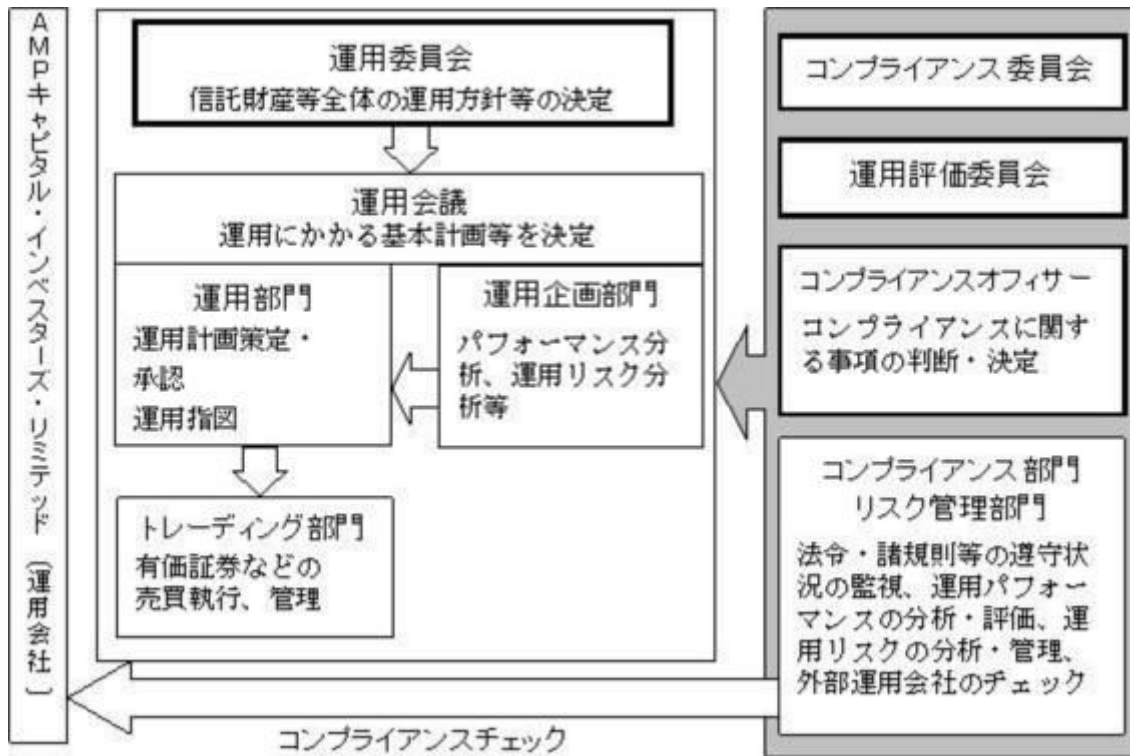
上記の各概要は、各投資信託証券の内容を要約したものであり、そのすべてではありません。

また、各概要は平成28年5月13日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

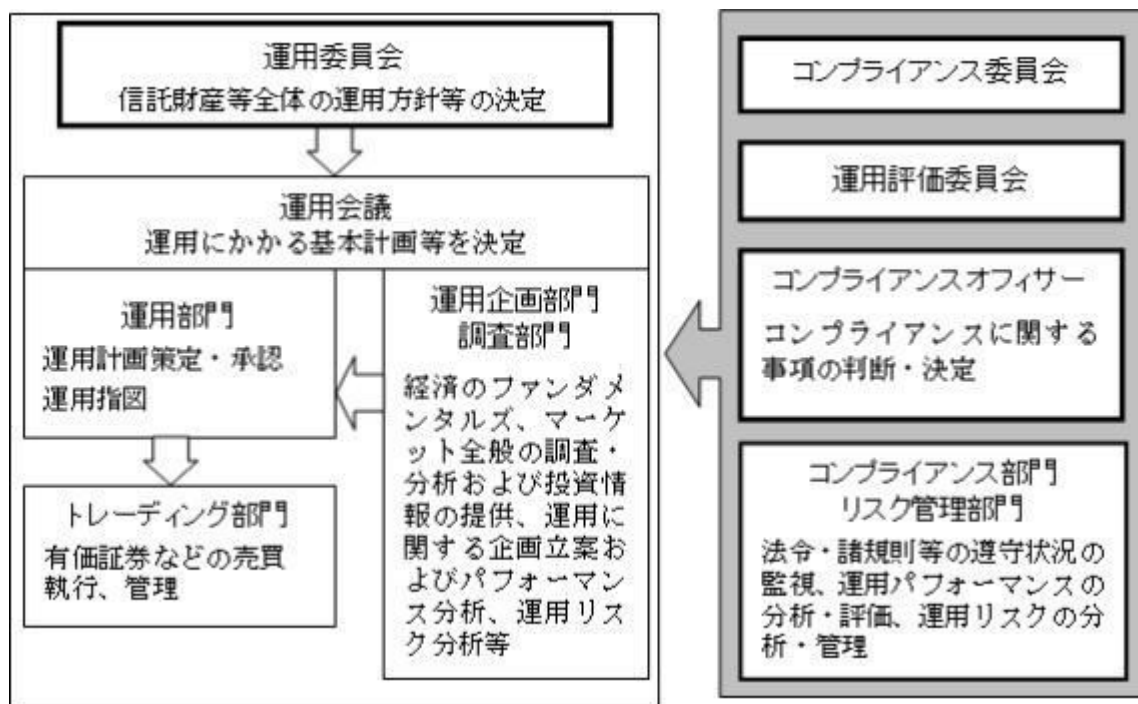
（3）【運用体制】

a. ファンドの運用体制

<各通貨コース>



< マネープールファンド >



< 各ファンド共通 >

上記運用体制は、今後変更になることがあります。

PLAN

- ・運用委員会において決定された信託財産等全体の運用方針等に基づき、運用会議を運用部署全体（運用部門、運用企画部門、調査部門）で開催し、運用にかかる基本計画を決定します。
- ・運用担当者はこの運用の基本計画を踏まえ、運用計画を作成します。
- ・運用計画は運用調査本部長および副本部長により承認されます。

DO

- ・ファンドマネージャーは承認された運用計画に基づいて指図を行います。

- ・売買の執行・管理はトレーディング部門が行います。

SEE

- ・コンプライアンス部門・リスク管理部門（20名程度）は日々の運用指図および売買執行について法令・諸規則等の遵守状況の点検を行い、必要に応じて運用部門を牽制します。
- ・リスク管理部門は日々の運用リスク等の分析・管理のほか、投資信託財産のパフォーマンス分析を行います。
- ・コンプライアンス部門・リスク管理部門およびコンプライアンスオフィサー（1名）は、原則として3ヵ月毎に開催されるコンプライアンス委員会、運用評価委員会において運用成果、法令・諸規則等の遵守状況、運用リスク管理状況等について検証・報告を行います。
- ・コンプライアンス部門は、投資信託証券の運用会社に対して、継続的なコンプライアンスチェックを行っております。（マネープールファンドを除きます。）

< 受託者に対する管理体制 >

投資信託財産の管理業務を通じ、受託者の信託事務の正確性・迅速性、システム対応力等を総合的に検証しています。また、受託者より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

b. 運用体制に関する社内規則

運用に関する社内規則として運用規程・細則および職務権限規程等を設けており、ファンドマネージャーの任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図っています。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規があります。

（４）【分配方針】

a. 収益分配方針

< 各通貨コース >

収益分配は原則として、毎月15日（該当日が休業日の場合は翌営業日。）の決算時に以下の方針に基づき収益の分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。
2. 分配金額は、委託者が基準価額水準や市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
3. 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

< マネープールファンド >

収益分配は年2回、原則として、2月、8月の各月15日（該当日が休業日の場合は翌営業日。）の決算時に以下の方針に基づき収益の分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。
2. 分配金額は、委託者が基準価額水準や市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
3. 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

す。

b．収益分配方式

<各通貨コース>

投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1．分配金、配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

<マネープールファンド>

投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1．配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2．売買益は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

c．損失の繰り越し

<各ファンド共通>

毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

d．分配金の取り扱い

<各ファンド共通>

「分配金受取コース」の受益者の分配金は原則として、決算日から起算して5営業日まで、受益者に支払われます。

「分配金再投資コース」の受益者の分配金は、税金を差し引いた後、別に定める契約に基づき、全額再投資されます。

(5) 【投資制限】

投資信託約款に定める投資制限

<各通貨コース>

a．投資信託証券への投資割合

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

b．外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

c．公社債の借り入れ

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借り入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借り入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

(ロ) 借り入れの指図は、当該借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

- (ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (ニ) 借り入れにかかる品借料は投資信託財産中から支払われます。
- d. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
- 外貨建有価証券(外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。)への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- e. 外国為替予約の指図
- 委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産(外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。)について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- f. 資金の借り入れ
- (イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借り入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (ニ) 借入金の利息は投資信託財産中より支払われます。
- g. 利害関係人等との取引等
- (イ) 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者(第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。)および受託者の利害関係人、信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、約款に掲げる資産への投資等ならびに約款に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。
- (ロ) 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- (ハ) 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、約款に

掲げる資産への投資等ならびに約款に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

(二) 上記(イ)(ロ)(ハ)の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

h. デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

i. 信用リスク集中回避のための投資制限

(イ) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えないものとします。

(ロ) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<マネープールファンド>

a. 株式への投資割合

委託者は、投資信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

なお、株式は転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。)の行使により取得したものに限りません。

上記において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じ。

b. 投資信託証券への投資割合

委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

c. 投資する株式等の範囲

(イ) 委託者が投資することを指図する株式は、わが国の取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

(ロ) 上記(イ)の規定にかかわらず、上場予定の株式で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

d. 同一銘柄への投資制限

(イ) 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(ロ) 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該転換社債、ならびに転換

社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

e. 外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資は行いません。

f. 有価証券の貸し付けの指図および範囲

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けの指図をすることができます。

1. 株式の貸し付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸し付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

(ロ) 上記(イ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(ハ) 委託者は、有価証券の貸し付けにあたって必要と認めるときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

g. 公社債の借り入れ

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借り入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借り入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

(ロ) 借り入れの指図は、当該借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(ニ) 借り入れにかかる品借料は投資信託財産中から支払われます。

h. 資金の借り入れ

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借り入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(ニ) 借入金の利息は投資信託財産中より支払われます。

i. 利害関係人等との取引等

(イ) 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図によ

り、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、約款に掲げる資産への投資等ならびに約款に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

（ロ）受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

（ハ）委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、約款に掲げる資産への投資等ならびに約款に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

（二）上記（イ）（ロ）（ハ）の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

j．デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

k．信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

法令に定める投資制限

<マネープールファンドのみ>

a．同一の法人の発行する株式

委託者は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託者に指図しないものとします。

（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

3【投資リスク】

（1）ファンドのもつリスク

各ファンドは、投資信託証券への投資を通じて値動きのある有価証券などに実質的に投資しますので、基準価額は変動します。また、各通貨コースにおいて、外貨建資産に実質的に投資した場合、為替相場の変動などの影響も受けます。

これらの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

<各ファンド共通>

a．信用リスク

有価証券などの発行体が業績悪化・経営不振あるいは倒産に陥った場合、当該有価証券の価値が大きく減少すること、もしくは無くなる可能性があります。また、有価証券の信用力の低下や格付けの引き下げ、債務不履行が生じた場合には、当該有価証券の価格は下落します。これらの影響を受け、各ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

b．流動性リスク

有価証券などを売買する際、当該有価証券などの市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができない可能性があります。特に流動性の低い有価証券などを売却する場合にはその影響を受け、各ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

c．金利変動リスク

公社債の価格は、金利水準の変化にともない変動します。一般に、金利が上昇した場合には公社債の価格は下落し、各ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

<各通貨コース>

d．為替変動リスク

外貨建資産は、為替相場の変動により円換算価格が変動します。一般に、保有外貨建資産が現地通貨ベースで値上がりした場合でも、投資先の通貨に対して円高となった場合には、当該外貨建資産の円換算価格が下落し、各通貨コースの基準価額が下落する可能性があります。

各通貨コースが主要投資対象とする外国投資信託では原則として、各通貨コースの対象通貨を買い予約する為替取引を行うため、各通貨コースの基準価額は実質的に当該対象通貨の為替変動の影響を受けます。ただし、為替取引の状況によっては外国投資信託が保有する有価証券の発行通貨の影響を受ける場合があります。対象通貨が新興国通貨の場合には、為替変動リスクが相対的に高くなる可能性があります。各通貨コースの対象通貨の金利が実質的な投資対象資産の発行通貨の金利よりも低い場合には、その金利差相当分のコストがかかります。

e．株価変動リスク

株式の価格は、国内外の政治・経済・社会情勢の変化、金利動向、発行企業の業績・経営状況の変化、市場の需給関係などの影響を受け変動します。一般に、株価が下落した場合にはその影響を受け、各通貨コースの基準価額が下落する可能性があります。

f．特定の業種・有価証券の種類への投資リスク

各通貨コースで実質的に投資する株式などの銘柄は、限定されたインフラ関連の業種が中心となります。したがって、幅広い銘柄に分散投資を行うファンドと比較して基準価額の変動が大きくなる可能性があります。また、株式などの中には、上場普通株に加えて、預託証券、株式に類似する権利、上場投資信託証券が含まれます。普通株に類似した性格を持つ証券ではあるものの、それぞれの市場において普通株とは異なる取引上や税制上の取り扱いを受ける場合があります。結果的に基準価額に影響を及ぼす可能性があります。

g．特定の投資信託証券に投資するリスク

各通貨コースが組み入れる投資信託証券における運用会社の運用の巧拙が、各通貨コースの運用成果に大きな影響を及ぼします。また、外国投資信託を通じて各国の有価証券に投資する場合、国内籍の投資信託から直接投資を行う場合に比べて、税制が相対的に不利となる可能性があります。

h．カントリーリスク

投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制などの要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。これらの影響を受け、各通貨コースの基準

価額が下落する可能性があります。

一般に新興国市場は、先進国市場に比べて規模が小さく、流動性も低く、金融インフラが未発達であり、様々な地政学的問題を抱えていることから、カントリーリスクはより高くなる可能性があります。

<各ファンド共通>

i. 投資信託に関する一般的なリスクおよびその他の留意点

(イ) 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

(ロ) 法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。

(ハ) 投資信託財産の状況によっては、目指す運用が行われなことがあります。また、投資信託財産の減少の状況によっては、委託者が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。

(ニ) 投資した資産の流動性が低下し、当該資産の売却・換金が困難になる場合などがあります。その結果、投資者の換金請求に伴う資金の手当てに支障が生じる場合などには、換金のお申し込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた換金のお申し込みを取り消す場合があります。

(ホ) 短期間に相当金額の解約申し込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入る有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。

(ヘ) 証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより各ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながる可能性があります。

(ト) 投資信託証券には、ファミリーファンド方式で運用をするものがあります。当該投資信託証券（ベビーファンド）が投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のベビーファンドにおいて、設定・解約や資産構成の変更等によりマザーファンドの組入る有価証券等に売買が生じた場合、その売買による組入る有価証券等の価格の変化や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。この影響を受け、当該投資信託証券（ベビーファンド）の価額が変動する可能性があります。

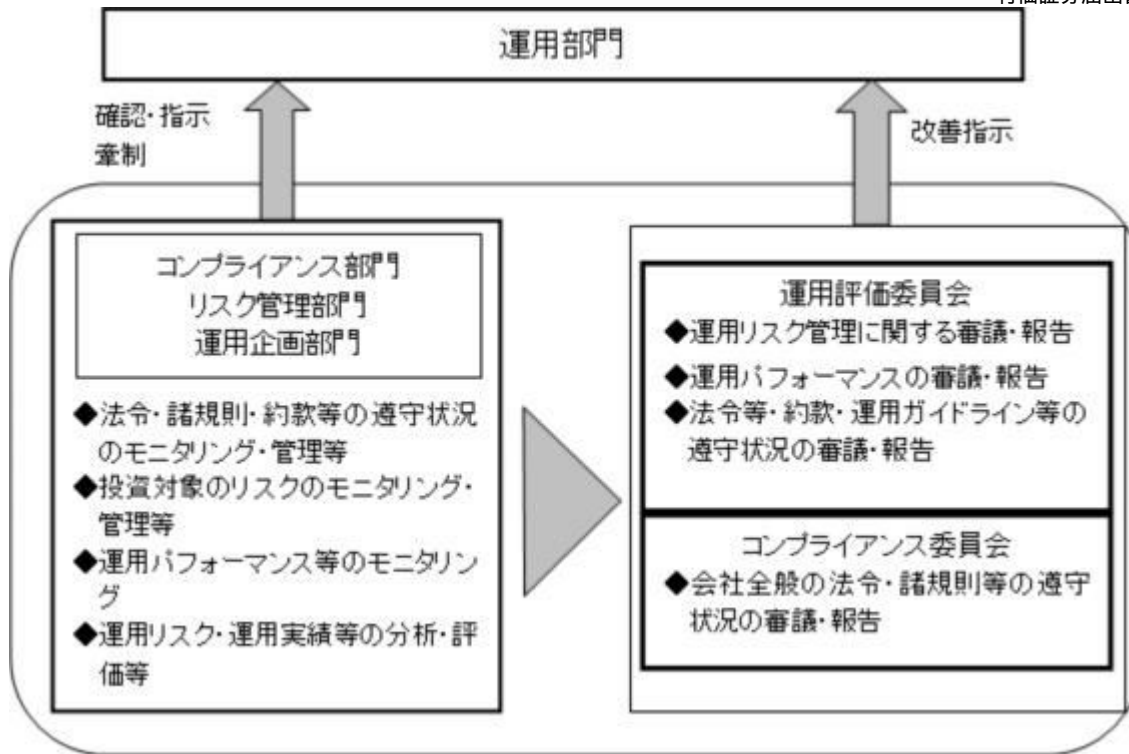
マネープールファンドはファミリーファンド方式で運用しているため、他のベビーファンドの影響を受けマザーファンドの基準価額が下落した場合には、マネープールファンドの基準価額が下落する可能性があります。

また、各ファンドが主要投資対象とする投資信託証券にはファミリーファンド方式を採用している場合があり、上記のような要因で、各ファンドの基準価額が変動する可能性があります。

(2) リスク管理体制

パフォーマンスの分析・管理 : 運用成果を分析し、その結果を審議・検討してその評価を行います。

運用リスクの管理 : 投資信託財産の運用リスクの管理およびその管理の現状・適正性を把握し、管理方針を協議、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。



上記リスク管理体制は、今後変更になることがあります。

投資リスク

<参考情報>

豪ドルコース

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



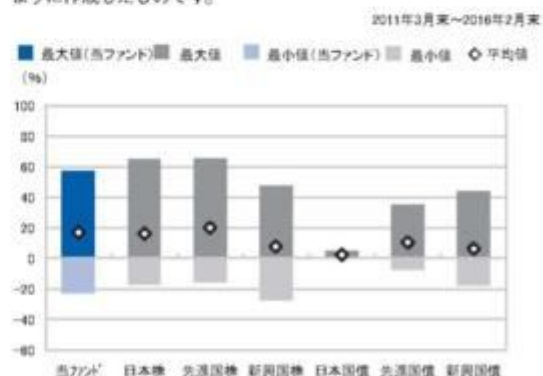
*分配金再投資基準価額は、設定時を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。

*年間騰落率は、2012年3月から2016年2月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

分配金再投資基準価額は、取引前の分配金を当ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



(%)

	当ファンド	日本株	先進国債	新興国債	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	57.1	65.0	65.7	47.4	5.1	34.9	43.7
最小値	△22.7	△17.0	△15.6	△27.4	0.4	△7.5	△17.4
平均値	17.1	16.2	20.0	7.7	2.3	10.3	6.3

*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

*2011年3月から2016年2月の5年間の当ファンドは2012年3月から2016年2月の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

*決算日に対応した数値とは異なります。

*当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

ブラジルリアルコース

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



*分配金再投資基準価額は、設定時を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
*年間騰落率は、2012年3月から2016年2月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

分配金再投資基準価額は、取引前の分配金を当ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。

南アフリカランドコース

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



*分配金再投資基準価額は、設定時を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
*年間騰落率は、2012年3月から2016年2月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

分配金再投資基準価額は、取引前の分配金を当ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

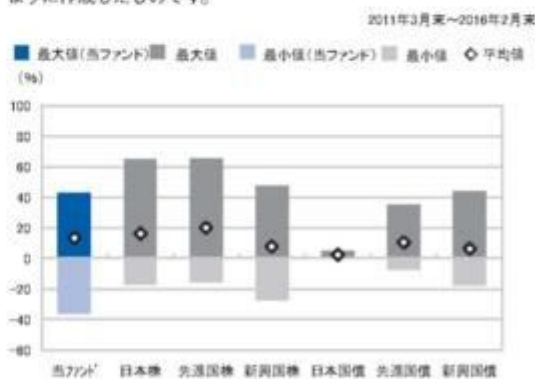


	当ファンド	日本株	先進国債	新興国債	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	52.4	65.0	65.7	47.4	5.1	34.9	43.7
最小値	△37.0	△17.0	△15.6	△27.4	0.4	△7.5	△17.4
平均値	13.1	16.2	20.0	7.7	2.3	10.3	6.3

*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
*2011年3月から2016年2月の5年間の当ファンドは2012年3月から2016年2月の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
*決算日に対応した数値とは異なります。
*当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



	当ファンド	日本株	先進国債	新興国債	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	43.1	65.0	65.7	47.4	5.1	34.9	43.7
最小値	△36.0	△17.0	△15.6	△27.4	0.4	△7.5	△17.4
平均値	13.4	16.2	20.0	7.7	2.3	10.3	6.3

*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
*2011年3月から2016年2月の5年間の当ファンドは2012年3月から2016年2月の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
*決算日に対応した数値とは異なります。
*当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

投資リスク

マネープールファンド

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

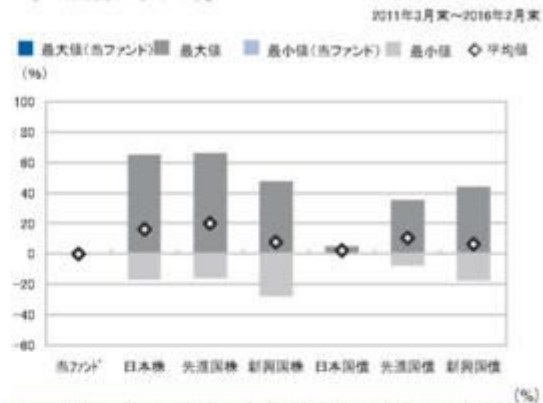


*分配金再投資基準価額は、設定時を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。

*年間騰落率は、2011年3月から2016年2月の各月末における5年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



当ファンド	日 本 株	先 進 国 株	新 興 国 株	日 本 国 債	先 進 国 債	新 興 国 債
最大値	0.1	65.0	65.7	47.4	5.1	34.9
最小値	△0.1	△17.0	△15.6	△27.4	0.4	△7.5
平均値	0.0	16.2	20.0	7.7	2.3	10.3

*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

*2011年3月から2016年2月の5年間(当ファンドは2012年3月から2016年2月)の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

*決算日に対応した数値とは異なります。

*当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

分配金再投資基準価額は、取引前の分配金を当ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。

各資産クラスの指数

日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債・・・NOMURA-BPI国債

先進国債・・・シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、Citigroup Index LLCが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。

なお、シティ世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象とした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

本指数は、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は詳説を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2014, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

（１）【申込手数料】

（イ）申込手数料

<各通貨コース>

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.24%（税抜3.0%）を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。商品および投資環境の説明・情報提供、購入の事務手続きなどの対価として販売会社にお支払いいただきます。当該手数料には消費税等（8%）が含まれます。

手数料について、詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク

フリーダイヤル 0120-104-694

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。）

インターネットホームページ

<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

なお、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は無手数料です。

ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗り換え」¹または「償還前乗り換え」²によりファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができる場合があります。

ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取り扱い、優遇の内容、優遇を受けるための条件等は販売会社ごとに異なりますので、詳しくは各販売会社でご確認ください。

1 「償還乗り換え」とは、取得申込受付日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託の償還金等をもって、その支払いを行った販売会社でファンドの受益権を取得する場合があります。

2 「償還前乗り換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内において、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行った販売会社でファンドの受益権を取得する場合があります。

<マネープールファンド>

申込手数料はかかりません。

（ロ）スイッチング手数料

<各ファンド共通>

「世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド」構成ファンド間において、乗り換え（以下「スイッチング」³といいます。）が可能です。また、委託者が設定・運用する特定のファンドとの間においてスイッチングができる場合があります。ただし、マネープールファンドのお買い付けはスイッチングの場合に限定します。

ファンド間のスイッチング手数料につきましては、販売会社にお問い合わせください。ただし、マネープールファンドへのスイッチングにつきましては無手数料とします。

スイッチングのお取り扱いの有無や対象ファンドなどは、販売会社により異なります。また、販売会社によっては、一部のファンドのみのお取り扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社でご確認ください。

なお、スイッチングの際には、換金時と同様の費用・税金がかかりますのでご注意ください。

3 「スイッチング」とは、「世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド」を構成するファンド（委託者が設定・運用する特定のファンドを含みます。）を換金した場合の

手取金をもって、その換金請求受付日の販売会社の営業時間内に「世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド」を構成する他のファンド（当該特定のファンドを含みません。）の取得申し込みをすることをいいます。

（２）【換金（解約）手数料】

a．解約時手数料

＜各ファンド共通＞

ご解約時の手数料はありません。

b．信託財産留保額

＜各通貨コース＞

ご解約時に、解約申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額が信託財産留保額として控除されます。

「信託財産留保額」とは、ご解約による組入有価証券などの売却等費用について受益者間の公平を期するため、投資信託を途中解約される投資家にご負担いただくものです。なお、これは運用資金の一部として投資信託財産に組み入れられます。

＜マネープールファンド＞

信託財産留保額はありません。

（３）【信託報酬等】

＜各通貨コース＞

日々のファンドの純資産総額に年率1.2204%（税抜1.13%）を乗じて得た額とします。

なお、投資対象とする投資信託証券の信託報酬を含めた実質的な信託報酬の総額は、ファンドの純資産総額に対して年率1.8304%（税抜1.74%）程度となります。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産から支払われます。

信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率

＜ファンド・オブ・ファンズの信託報酬の配分＞

委託者	年率0.35%（税抜）	委託した資金の運用、基準価額の算出などの対価
販売会社	年率0.75%（税抜）	購入後の情報提供、運用報告書など各種書類の送付、分配金・償還金・換金代金支払などの事務手続きなどの対価
受託者	年率0.03%（税抜）	運用財産の管理、委託者からの指図の実行などの対価
投資対象とする投資信託証券	年率0.61%程度	インフラファンドの信託報酬です。短期公社債マザーファンドの信託報酬はありません。
実質的な負担 ^{（注）}	年率1.8304%（税抜1.74%）程度	-

（注）インフラファンドを100%組み入れた場合の数値です。実際の信託報酬は、投資信託証券の組入状況に応じて変動します。ただし、投資対象とする投資信託証券の報酬の中には取引頻度に応じた額や最低支払額が設定されているものがあるため、当該投資信託における取引頻度や資産規模などにより上記料率を上回る場合があります。

＜マネープールファンド＞

日々のファンドの純資産総額に以下に定める信託報酬率を乗じて得た額とします。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産から支払われます。

信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率

当月の最初の営業日（委託者の営業日をいいます。以下同じ。）から翌月の最初の営業日
前日までの日々の信託報酬率は、月中平均コール・レート（短資協会が日々発表する無担
保コール翌日物の加重平均レートの前月における平均値）に応じた下表の率とします。

< 信託報酬の配分 >

月中平均 コール・ レート	0.15%未満	0.15%以上 0.30%未満	0.30%以上 0.60%未満	0.60%以上 1.00%未満	1.00%以上	
信託報酬 (対純資産 総額・年 率)	0.0648% (税抜0.06%)	0.1620% (税抜0.15%)	0.3240% (税抜0.30%)	0.5400% (税抜0.50%)	0.6480% (税抜0.60%)	-
委託者	0.02% (税抜)	0.05% (税抜)	0.10% (税抜)	0.20% (税抜)	0.30% (税抜)	委託した資金の 運用、基準価額 の算出などの対 価
販売会社	0.02% (税抜)	0.05% (税抜)	0.10% (税抜)	0.20% (税抜)	0.20% (税抜)	購入後の情報提 供、運用報告書 など各種書類の 送付、分配金・ 償還金・換金代 金支払などの事 務手続きなどの 対価
受託者	0.02% (税抜)	0.05% (税抜)	0.10% (税抜)	0.10% (税抜)	0.10% (税抜)	運用財産の管 理、委託者から の指図の実行な どの対価

(4) 【その他の手数料等】

< 各通貨コース >

- a. 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、監査法人に支払うファンドの監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。
- b. 投資信託財産にかかる監査報酬は、毎計算期末または信託終了のときに、当該監査報酬にかかる消費税等とともに投資信託財産中から支払われます。
- c. 証券取引に伴う手数料・税金等、各ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料にかかる消費税および資産を外国で保管する場合の費用についても投資信託財産が負担します。
- d. 各通貨コースが主要投資対象とするインフラファンドにおいても、有価証券等の売買手数料、監査報酬、弁護士費用、保管受託銀行への報酬および当初設定にかかる諸費用などがかかります。
- e. 「その他の手数料等」については、定率でないもの、定時に見直されるもの、売買条件な

どに応じて異なるものなどがあるため、当該費用および合計額などを表示することができません。

手数料などの合計額については、購入金額や保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

<マネープールファンド>

- a. 諸経費は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。
- b. 投資信託財産にかかる監査報酬は、毎計算期末または信託終了のときに、当該監査報酬にかかる消費税等とともに投資信託財産中から支払われます。
- c. 証券取引に伴う手数料・税金等、当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料にかかる消費税等および資産を外国で保管する場合の費用ならびに先物取引・オプション取引等に要する費用についても投資信託財産が負担します。
- d. 「その他の手数料等」については、定率でないもの、定時に見直されるもの、売買条件などに応じて異なるものなどがあるため、当該費用および合計額などを表示することができません。

手数料などの合計額については、購入金額や保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

a. 個人の受益者の場合

(イ) 収益分配金の取り扱い

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、配当所得として課税され、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率で源泉徴収されます。なお、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用はありません。）・申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

(ロ) 一部解約金・償還金の取り扱い

一部解約時および償還時の譲渡益（解約価額または償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した額）については、譲渡所得とみなされ、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です。

(ハ) 損益通算について

一部解約時、償還時に生じた損失（譲渡損）は、確定申告を行うことにより上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得等の金額（配当所得については申告分離課税を選択したものに限り、）から差し引くこと（損益通算）ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。一部解約時、償還時に生じた差益（譲渡益）は、上場株式等の譲渡損と損益通算ができます。

また、特定口座（源泉徴収あり）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行うことが可能です（申告不要）。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」をご利用の場合>

「NISA（ニーサ）」および「ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」は、上場株式や公募株式投資信託などについての非課税制度です。NISAおよびジュニアNISAをご利用

の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方です。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

b．法人の受益者の場合

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金および一部解約金・償還金の個別元本超過額については15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。なお、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

なお、益金不算入制度は適用されません。

c．個別元本について

（イ）追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

（ロ）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

（ハ）受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合には販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等ごとに、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

（ニ）受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、「d．収益分配金の課税について」をご参照ください。）

d．収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。（前述の「収益分配金に関する留意事項」をご参照ください。）

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

ただし、課税対象となります分配金は普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）に関しましては非課税扱いとなります。

上記は平成28年4月1日現在のものです。税法が改正された場合等は、上記「（5）課税上の取扱い」の内容が変更される場合があります。税金の取り扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

(1) 【投資状況】

世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド豪ドルコース

(平成28年 2月29日現在)

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	5,111,445,290	96.13
親投資信託受益証券	日本	18,111,504	0.34
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		187,366,911	3.52
純資産総額		5,316,923,705	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンドブラジルリアルコース

(平成28年 2月29日現在)

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	1,982,281,385	96.15
親投資信託受益証券	日本	33,876,334	1.64
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		45,457,364	2.20
純資産総額		2,061,615,083	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド南アフリカランドコース

(平成28年 2月29日現在)

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	84,924,756	95.99
親投資信託受益証券	日本	1,634,648	1.84
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1,912,003	2.16
純資産総額		88,471,407	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンドマネープールファンド

(平成28年 2月29日現在)

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	1,656,448	95.37

現金・預金・その他の資産(負債控除後)		80,362	4.62
純資産総額		1,736,810	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

(参考) 短期公社債マザーファンド

(平成28年 2月29日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	100,000,000	24.84
地方債証券	日本	201,095,611	49.97
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		101,325,257	25.17
純資産総額		402,420,868	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド豪ドルコース

イ. 評価額上位銘柄明細

(平成28年 2月29日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン 諸島	投資信託受 益証券	シンコウ・グローバル・インフラ ストラクチャー・エクイティ・ ファンド - AUDクラス	4,519,003,882	1.05	4,744,954,076	1.1311	5,111,445,290	96.13
2	日本	親投資信託 受益証券	短期公社債マザーファンド	17,759,859	1.0200	18,115,056	1.0198	18,111,504	0.34

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

ロ. 種類別投資比率

(平成28年 2月29日現在)

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	96.13
親投資信託受益証券	0.34
合計	96.47

世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンドブラジルリアルコース

イ. 評価額上位銘柄明細

(平成28年 2月29日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン 諸島	投資信託受 益証券	シンコウ・グローバル・インフラ ストラクチャー・エクイティ・ ファンド - BRLクラス	3,362,648,660	0.55	1,849,456,763	0.5895	1,982,281,385	96.15
2	日本	親投資信託 受益証券	短期公社債マザーファンド	33,218,606	1.0200	33,882,978	1.0198	33,876,334	1.64

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

ロ.種類別投資比率

(平成28年 2月29日現在)

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	96.15
親投資信託受益証券	1.64
合計	97.79

世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド南アフリカランドコース

イ.評価額上位銘柄明細

(平成28年 2月29日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン 諸島	投資信託受 益証券	シンコウ・グローバル・インフラ ストラクチャー・エクイティ・ ファンド - ZARクラス	116,686,942	0.69	81,365,804	0.7278	84,924,756	95.99
2	日本	親投資信託 受益証券	短期公社債マザーファンド	1,602,911	1.0200	1,634,969	1.0198	1,634,648	1.84

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

ロ.種類別投資比率

(平成28年 2月29日現在)

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	95.99
親投資信託受益証券	1.84
合計	97.83

世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンドマネープールファンド

イ.評価額上位銘柄明細

(平成28年 2月29日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	短期公社債マザーファンド	1,624,288	1.0200	1,656,773	1.0198	1,656,448	95.37

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

ロ.種類別投資比率

(平成28年 2月29日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	95.37
合計	95.37

(参考)短期公社債マザーファンド

イ.評価額上位銘柄明細

(平成28年 2月29日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	地方債証券	平成18年度第3回埼玉県公募公債	100,000,000	100.79	100,790,427	100.79	100,790,427	2.1000	2016.07.28	25.04
2	日本	地方債証券	平成23年度第9回大阪市公募公債(5年)	100,000,000	100.30	100,305,184	100.30	100,305,184	0.3450	2017.01.27	24.92
3	日本	国債証券	第576回国庫短期証券	100,000,000	100.00	100,000,000	100.00	100,000,000		2016.03.22	24.84

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

ロ.種類別投資比率

(平成28年 2月29日現在)

種類	投資比率(%)
国債証券	24.84
地方債証券	49.97
合計	74.82

【投資不動産物件】

世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド豪ドルコース

該当事項はありません。

世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンドブラジルリアルコース

該当事項はありません。

世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド南アフリカランドコース
該当事項はありません。

世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンドマネープールファンド
該当事項はありません。

（参考）短期公社債マザーファンド
該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド豪ドルコース

該当事項はありません。

世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンドブラジルリアルコース

該当事項はありません。

世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド南アフリカランドコース

該当事項はありません。

世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンドマネープールファンド

該当事項はありません。

（参考）短期公社債マザーファンド

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

【純資産の推移】

世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド豪ドルコース

期別	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間末（平成23年 8月15日）	12,795,933,140	12,879,442,879	0.9194	0.9254

第2特定期間末	(平成24年 2月15日)	8,844,339,799	8,895,259,396	1.0422	1.0482
第3特定期間末	(平成24年 8月15日)	4,633,744,299	4,660,689,417	1.0318	1.0378
第4特定期間末	(平成25年 2月15日)	4,085,262,830	4,104,579,131	1.2690	1.2750
第5特定期間末	(平成25年 8月15日)	3,518,229,384	3,535,305,159	1.2362	1.2422
第6特定期間末	(平成26年 2月17日)	2,777,412,480	2,789,794,545	1.3459	1.3519
第7特定期間末	(平成26年 8月15日)	3,111,207,207	3,152,208,060	1.5176	1.5376
第8特定期間末	(平成27年 2月16日)	8,874,747,538	8,996,656,567	1.4560	1.4760
第9特定期間末	(平成27年 8月17日)	9,150,761,357	9,289,422,485	1.3199	1.3399
第10特定期間末	(平成28年 2月15日)	5,090,347,773	5,207,415,890	0.8696	0.8896
	平成27年 2月末日	9,181,597,920		1.4677	
	3月末日	9,320,279,513		1.4460	
	4月末日	10,076,875,206		1.5224	
	5月末日	9,875,486,945		1.4734	
	6月末日	9,503,410,182		1.3871	
	7月末日	9,208,365,244		1.3256	
	8月末日	8,109,721,800		1.1996	
	9月末日	6,980,618,177		1.0780	
	10月末日	7,163,550,805		1.1512	
	11月末日	7,093,360,118		1.1298	
	12月末日	6,433,571,202		1.0573	
	平成28年 1月末日	5,700,559,548		0.9724	
	2月末日	5,316,923,705		0.9272	

世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンドブラジルリアルコース

期別	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）		
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）	
第1特定期間末	(平成23年 8月15日)	23,036,732,173	23,290,435,294	0.9080	0.9180
第2特定期間末	(平成24年 2月15日)	18,551,630,012	18,751,324,345	0.9290	0.9390
第3特定期間末	(平成24年 8月15日)	9,275,000,150	9,393,611,086	0.7820	0.7920
第4特定期間末	(平成25年 2月15日)	8,969,441,411	9,061,612,360	0.9731	0.9831
第5特定期間末	(平成25年 8月15日)	8,342,553,338	8,436,365,346	0.8893	0.8993
第6特定期間末	(平成26年 2月17日)	6,558,417,037	6,628,158,601	0.9404	0.9504
第7特定期間末	(平成26年 8月15日)	5,433,424,268	5,482,202,919	1.1139	1.1239
第8特定期間末	(平成27年 2月16日)	5,082,719,004	5,128,998,601	1.0983	1.1083
第9特定期間末	(平成27年 8月17日)	3,644,492,247	3,684,361,100	0.9141	0.9241
第10特定期間末	(平成28年 2月15日)	1,991,545,227	2,025,180,495	0.5921	0.6021
	平成27年 2月末日	4,986,492,601		1.0763	
	3月末日	4,440,901,771		0.9760	
	4月末日	4,849,347,713		1.0889	
	5月末日	4,539,855,094		1.0359	

6月末日	4,275,136,403	0.9977
7月末日	3,848,405,862	0.9475
8月末日	3,259,805,687	0.8371
9月末日	2,531,957,494	0.6771
10月末日	2,795,812,968	0.7631
11月末日	2,789,829,010	0.7751
12月末日	2,493,925,905	0.7031
平成28年 1月末日	2,182,971,590	0.6414
2月末日	2,061,615,083	0.6261

世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド南アフリカランドコース

期別	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間末（平成23年 8月15日）	605,520,868	609,734,567	0.8622	0.8682
第2特定期間末（平成24年 2月15日）	315,999,644	318,156,260	0.8792	0.8852
第3特定期間末（平成24年 8月15日）	186,925,821	188,259,469	0.8410	0.8470
第4特定期間末（平成25年 2月15日）	220,982,218	222,351,393	0.9684	0.9744
第5特定期間末（平成25年 8月15日）	977,593,829	983,764,821	0.9505	0.9565
第6特定期間末（平成26年 2月17日）	794,612,805	799,541,692	0.9673	0.9733
第7特定期間末（平成26年 8月15日）	346,155,286	347,997,525	1.1274	1.1334
第8特定期間末（平成27年 2月16日）	294,237,286	295,646,970	1.2524	1.2584
第9特定期間末（平成27年 8月17日）	181,340,840	182,264,461	1.1780	1.1840
第10特定期間末（平成28年 2月15日）	84,789,284	85,488,151	0.7279	0.7339
平成27年 2月末日	294,959,958		1.2710	
3月末日	273,164,210		1.2303	
4月末日	252,902,696		1.2898	
5月末日	249,916,992		1.2815	
6月末日	220,890,948		1.2107	
7月末日	183,374,333		1.1913	
8月末日	145,747,189		1.0745	
9月末日	124,874,555		0.9492	
10月末日	132,998,905		1.0277	
11月末日	126,575,098		0.9748	
12月末日	108,720,541		0.8618	
平成28年 1月末日	93,285,576		0.7830	
2月末日	88,471,407		0.7581	

世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンドマネープールファンド

期別	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末（平成23年 8月15日）	1,000,169	1,000,169	1.0002	1.0002
第2計算期間末（平成24年 2月15日）	9,963,302	9,963,302	1.0003	1.0003
第3計算期間末（平成24年 8月15日）	1,163,551	1,163,551	1.0005	1.0005
第4計算期間末（平成25年 2月15日）	1,163,725	1,163,725	1.0007	1.0007
第5計算期間末（平成25年 8月15日）	1,000,834	1,000,834	1.0008	1.0008
第6計算期間末（平成26年 2月17日）	1,000,969	1,000,969	1.0010	1.0010
第7計算期間末（平成26年 8月15日）	1,738,421	1,738,421	1.0009	1.0009
第8計算期間末（平成27年 2月16日）	1,738,029	1,738,029	1.0007	1.0007
第9計算期間末（平成27年 8月17日）	13,325,269	13,325,269	1.0004	1.0004
第10計算期間末（平成28年 2月15日）	1,737,177	1,737,177	1.0002	1.0002
平成27年 2月末日	1,737,996		1.0007	
3月末日	13,327,257		1.0006	
4月末日	13,326,560		1.0005	
5月末日	13,325,885		1.0005	
6月末日	13,326,382		1.0005	
7月末日	13,325,663		1.0005	
8月末日	13,324,943		1.0004	
9月末日	13,324,246		1.0004	
10月末日	11,322,837		1.0003	
11月末日	11,322,213		1.0002	
12月末日	8,321,104		1.0002	
平成28年 1月末日	1,737,228		1.0002	
2月末日	1,736,810		1.0000	

【分配の推移】

世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド豪ドルコース

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	平成23年 3月10日～平成23年 8月15日	0.0240
第2特定期間	平成23年 8月16日～平成24年 2月15日	0.0360
第3特定期間	平成24年 2月16日～平成24年 8月15日	0.0360
第4特定期間	平成24年 8月16日～平成25年 2月15日	0.0360
第5特定期間	平成25年 2月16日～平成25年 8月15日	0.0360
第6特定期間	平成25年 8月16日～平成26年 2月17日	0.0360
第7特定期間	平成26年 2月18日～平成26年 8月15日	0.0780
第8特定期間	平成26年 8月16日～平成27年 2月16日	0.1200
第9特定期間	平成27年 2月17日～平成27年 8月17日	0.1200
第10特定期間	平成27年 8月18日～平成28年 2月15日	0.1200

(注)各特定期間中の分配金の合計額を表示しています。

世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンドブラジルリアルコース

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	平成23年 3月10日～平成23年 8月15日	0.0400
第2特定期間	平成23年 8月16日～平成24年 2月15日	0.0600
第3特定期間	平成24年 2月16日～平成24年 8月15日	0.0600
第4特定期間	平成24年 8月16日～平成25年 2月15日	0.0600
第5特定期間	平成25年 2月16日～平成25年 8月15日	0.0600
第6特定期間	平成25年 8月16日～平成26年 2月17日	0.0600
第7特定期間	平成26年 2月18日～平成26年 8月15日	0.0600
第8特定期間	平成26年 8月16日～平成27年 2月16日	0.0600
第9特定期間	平成27年 2月17日～平成27年 8月17日	0.0600
第10特定期間	平成27年 8月18日～平成28年 2月15日	0.0600

(注)各特定期間中の分配金の合計額を表示しています。

世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド南アフリカランドコース

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	平成23年 3月10日～平成23年 8月15日	0.0240
第2特定期間	平成23年 8月16日～平成24年 2月15日	0.0360
第3特定期間	平成24年 2月16日～平成24年 8月15日	0.0360
第4特定期間	平成24年 8月16日～平成25年 2月15日	0.0360
第5特定期間	平成25年 2月16日～平成25年 8月15日	0.0360
第6特定期間	平成25年 8月16日～平成26年 2月17日	0.0360
第7特定期間	平成26年 2月18日～平成26年 8月15日	0.0360
第8特定期間	平成26年 8月16日～平成27年 2月16日	0.0360
第9特定期間	平成27年 2月17日～平成27年 8月17日	0.0360
第10特定期間	平成27年 8月18日～平成28年 2月15日	0.0360

(注)各特定期間中の分配金の合計額を表示しています。

世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンドマネープールファンド

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1計算期間	平成23年 3月10日～平成23年 8月15日	0.0000
第2計算期間	平成23年 8月16日～平成24年 2月15日	0.0000
第3計算期間	平成24年 2月16日～平成24年 8月15日	0.0000
第4計算期間	平成24年 8月16日～平成25年 2月15日	0.0000
第5計算期間	平成25年 2月16日～平成25年 8月15日	0.0000

第6計算期間	平成25年 8月16日～平成26年 2月17日	0.0000
第7計算期間	平成26年 2月18日～平成26年 8月15日	0.0000
第8計算期間	平成26年 8月16日～平成27年 2月16日	0.0000
第9計算期間	平成27年 2月17日～平成27年 8月17日	0.0000
第10計算期間	平成27年 8月18日～平成28年 2月15日	0.0000

【収益率の推移】

世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド豪ドルコース

期	計算期間	収益率（％）
第1特定期間	平成23年 3月10日～平成23年 8月15日	5.7
第2特定期間	平成23年 8月16日～平成24年 2月15日	17.3
第3特定期間	平成24年 2月16日～平成24年 8月15日	2.5
第4特定期間	平成24年 8月16日～平成25年 2月15日	26.5
第5特定期間	平成25年 2月16日～平成25年 8月15日	0.3
第6特定期間	平成25年 8月16日～平成26年 2月17日	11.8
第7特定期間	平成26年 2月18日～平成26年 8月15日	18.6
第8特定期間	平成26年 8月16日～平成27年 2月16日	3.8
第9特定期間	平成27年 2月17日～平成27年 8月17日	1.1
第10特定期間	平成27年 8月18日～平成28年 2月15日	25.0

(注)収益率は各特定期間における騰落率を表示しており、当該特定期間中の分配金合計額を加算して計算しています。

世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンドブラジルリアルコース

期	計算期間	収益率（％）
第1特定期間	平成23年 3月10日～平成23年 8月15日	5.2
第2特定期間	平成23年 8月16日～平成24年 2月15日	8.9
第3特定期間	平成24年 2月16日～平成24年 8月15日	9.4
第4特定期間	平成24年 8月16日～平成25年 2月15日	32.1
第5特定期間	平成25年 2月16日～平成25年 8月15日	2.4
第6特定期間	平成25年 8月16日～平成26年 2月17日	12.5
第7特定期間	平成26年 2月18日～平成26年 8月15日	24.8
第8特定期間	平成26年 8月16日～平成27年 2月16日	4.0
第9特定期間	平成27年 2月17日～平成27年 8月17日	11.3
第10特定期間	平成27年 8月18日～平成28年 2月15日	28.7

(注)収益率は各特定期間における騰落率を表示しており、当該特定期間中の分配金合計額を加算して計算しています。

世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド南アフリカランドコース

期	計算期間	収益率（％）
第1特定期間	平成23年 3月10日～平成23年 8月15日	11.4
第2特定期間	平成23年 8月16日～平成24年 2月15日	6.1
第3特定期間	平成24年 2月16日～平成24年 8月15日	0.3
第4特定期間	平成24年 8月16日～平成25年 2月15日	19.4
第5特定期間	平成25年 2月16日～平成25年 8月15日	1.9
第6特定期間	平成25年 8月16日～平成26年 2月17日	5.6
第7特定期間	平成26年 2月18日～平成26年 8月15日	20.3
第8特定期間	平成26年 8月16日～平成27年 2月16日	14.3
第9特定期間	平成27年 2月17日～平成27年 8月17日	3.1
第10特定期間	平成27年 8月18日～平成28年 2月15日	35.2

(注)収益率は各特定期間における騰落率を表示しており、当該特定期間中の分配金合計額を加算して計算しています。

世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンドマネープールファンド

期	計算期間	収益率（％）
第1計算期間	平成23年 3月10日～平成23年 8月15日	0.02
第2計算期間	平成23年 8月16日～平成24年 2月15日	0.01
第3計算期間	平成24年 2月16日～平成24年 8月15日	0.02
第4計算期間	平成24年 8月16日～平成25年 2月15日	0.02
第5計算期間	平成25年 2月16日～平成25年 8月15日	0.01
第6計算期間	平成25年 8月16日～平成26年 2月17日	0.02
第7計算期間	平成26年 2月18日～平成26年 8月15日	0.01
第8計算期間	平成26年 8月16日～平成27年 2月16日	0.02
第9計算期間	平成27年 2月17日～平成27年 8月17日	0.03
第10計算期間	平成27年 8月18日～平成28年 2月15日	0.02

(注)収益率は各計算期間における騰落率を表示しており、当該計算期間の分配金額を加算して計算しています。

(4) 【設定及び解約の実績】

世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド豪ドルコース

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1特定期間	平成23年 3月10日～平成23年 8月15日	14,153,694,080	235,404,201
第2特定期間	平成23年 8月16日～平成24年 2月15日	1,765,949,249	7,197,639,589
第3特定期間	平成24年 2月16日～平成24年 8月15日	1,088,796,027	5,084,542,502
第4特定期間	平成24年 8月16日～平成25年 2月15日	283,643,166	1,555,112,672
第5特定期間	平成25年 2月16日～平成25年 8月15日	327,899,217	701,320,264
第6特定期間	平成25年 8月16日～平成26年 2月17日	117,817,491	900,102,361
第7特定期間	平成26年 2月18日～平成26年 8月15日	600,669,767	614,304,716
第8特定期間	平成26年 8月16日～平成27年 2月16日	4,203,750,390	158,341,609

第9特定期間	平成27年 2月17日～平成27年 8月17日	1,546,845,334	709,240,375
第10特定期間	平成27年 8月18日～平成28年 2月15日	1,146,659,623	2,226,310,189

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンドブラジルリアルコース

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1特定期間	平成23年 3月10日～平成23年 8月15日	25,677,075,824	306,763,636
第2特定期間	平成23年 8月16日～平成24年 2月15日	5,783,659,842	11,184,538,669
第3特定期間	平成24年 2月16日～平成24年 8月15日	2,202,521,590	10,310,861,256
第4特定期間	平成24年 8月16日～平成25年 2月15日	1,033,159,788	3,677,158,570
第5特定期間	平成25年 2月16日～平成25年 8月15日	2,317,453,338	2,153,347,354
第6特定期間	平成25年 8月16日～平成26年 2月17日	413,824,610	2,820,869,039
第7特定期間	平成26年 2月18日～平成26年 8月15日	507,303,088	2,603,594,401
第8特定期間	平成26年 8月16日～平成27年 2月16日	496,810,388	746,715,842
第9特定期間	平成27年 2月17日～平成27年 8月17日	296,873,394	937,947,783
第10特定期間	平成27年 8月18日～平成28年 2月15日	225,052,645	848,411,060

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド南アフリカランドコース

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1特定期間	平成23年 3月10日～平成23年 8月15日	718,868,337	16,585,012
第2特定期間	平成23年 8月16日～平成24年 2月15日	49,166,809	392,013,971
第3特定期間	平成24年 2月16日～平成24年 8月15日	125,860,257	263,021,611
第4特定期間	平成24年 8月16日～平成25年 2月15日	79,121,215	73,200,087
第5特定期間	平成25年 2月16日～平成25年 8月15日	860,341,407	60,038,618
第6特定期間	平成25年 8月16日～平成26年 2月17日	47,412,856	254,430,342
第7特定期間	平成26年 2月18日～平成26年 8月15日	2,699,763	517,141,077
第8特定期間	平成26年 8月16日～平成27年 2月16日	10,824,529	82,916,973
第9特定期間	平成27年 2月17日～平成27年 8月17日	13,534,142	94,544,625
第10特定期間	平成27年 8月18日～平成28年 2月15日	1,419,546	38,878,657

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンドマネープールファンド

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1計算期間	平成23年 3月10日～平成23年 8月15日	1,010,000	10,000
第2計算期間	平成23年 8月16日～平成24年 2月15日	8,960,153	0
第3計算期間	平成24年 2月16日～平成24年 8月15日	0	8,797,241

第4計算期間	平成24年 8月16日～平成25年 2月15日	0	0
第5計算期間	平成25年 2月16日～平成25年 8月15日	0	162,912
第6計算期間	平成25年 8月16日～平成26年 2月17日	0	0
第7計算期間	平成26年 2月18日～平成26年 8月15日	736,837	0
第8計算期間	平成26年 8月16日～平成27年 2月16日	0	0
第9計算期間	平成27年 2月17日～平成27年 8月17日	11,582,651	0
第10計算期間	平成27年 8月18日～平成28年 2月15日	0	11,582,651

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

参考情報

運用実績

世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド

2016年2月29日現在

豪ドルコース

<基準価額・純資産の推移>

(2011年3月10日～2016年2月29日)



<分配の推移>

2016年2月	200円
2016年1月	200円
2015年12月	200円
2015年11月	200円
2015年10月	200円
直近1年累計	2,400円
設定来累計	6,420円

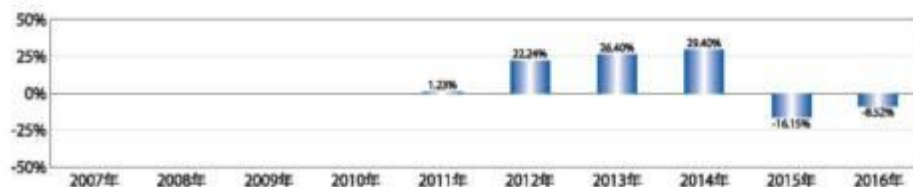
<主要な資産の状況>

組入状況

ファンド名	純資産比率
シンコウグローバルインフラストラクチャー・エクイティ・ファンドーAUDクラス	96.13%
短期公社債マザーファンド	0.34%
合計	96.47%

<年間収益率の推移>

暦年ベース



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を各ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。

※分配は1万口当たり・税引前の金額です。分配の推移は、将来の分配の水準を示唆・保証するものではありません。分配が行われない場合もあります。

※年間収益率は税引前の分配金を単純に合算して計算しています。なお、各ファンドにはベンチマークがありません。

※年間収益率は、2011年については設定時から12月末まで、2016年については年初から2月末までの収益率をそれぞれ記載しています。

・当ページの図表は過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

・表中の純資産比率は小数第3位を切り捨てて求めたものであり、各比率の合計と合計欄の数値が一致しない場合があります。

・最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページなどでご確認いただけます。

15

運用実績

2016年2月29日現在

ブラジルリアルコース

<基準価額・純資産の推移>

(2011年3月10日～2016年2月29日)



<分配の推移>

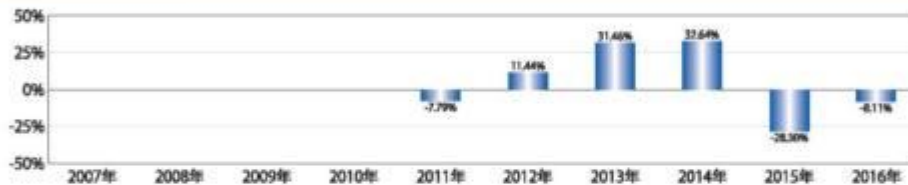
2016年2月	100円
2016年1月	100円
2015年12月	100円
2015年11月	100円
2015年10月	100円
直近1年累計	1,200円
設定来累計	5,800円

<主要な資産の状況>

組入状況

ファンド名	純資産比率
シンコウ・グローバル・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンド・BRLクラス	96.15%
短期公社債マザーファンド	1.64%
合計	97.79%

<年間収益率の推移>



南アフリカランドコース

<基準価額・純資産の推移>

(2011年3月10日～2016年2月29日)



<分配の推移>

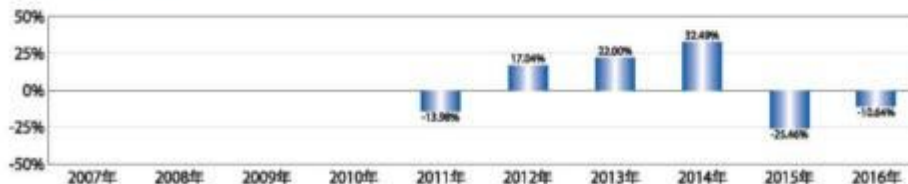
2016年2月	60円
2016年1月	60円
2015年12月	60円
2015年11月	60円
2015年10月	60円
直近1年累計	720円
設定来累計	3,480円

<主要な資産の状況>

組入状況

ファンド名	純資産比率
シンコウ・グローバル・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンド・ZARクラス	95.99%
短期公社債マザーファンド	1.84%
合計	97.83%

<年間収益率の推移>



※基準価額は1万円当たり・信託報酬控除後の金額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を各ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。

※分配金は1万円当たり・税引前の金額です。分配の推移は、将来の分配の水準を示唆・保証するものではありません。分配が行われない場合もあります。

※年間収益率は税引前の分配金を単純に合算して計算しています。なお、各ファンドにはベンチマークがありません。

※年間収益率は、2011年については設定時から12月末まで、2016年については年初から2月末までの収益率をそれぞれ記載しています。

・当ページの図表は過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

・表中の純資産比率は小数第3位を切り捨てて求めたものであり、各比率の合計と合計欄の数値が一致しない場合があります。

・最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページなどでご確認いただけます。

2016年2月29日現在

マネープールファンド

<基準価額・純資産の推移>

(2011年3月10日～2016年2月29日)



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。
 ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を当ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。

<分配の推移>

2016年2月	0円
2015年8月	0円
2015年2月	0円
2014年8月	0円
2014年2月	0円
設定来累計	0円

※分配は1万口当たり・税引前の金額です。
 ※分配の推移は、将来の分配の水準を示唆・保証するものではありません。分配が行われない場合もあります。

<主要な資産の状況>

資産配分

資産	純資産比率
債券現物	71.36%
その他資産	28.64%
合計	100.00%

※マザーファンドの保有口数に基づき計算した実質組入比率を記載しています。

組入上位5銘柄 (短期公社債マザーファンド)

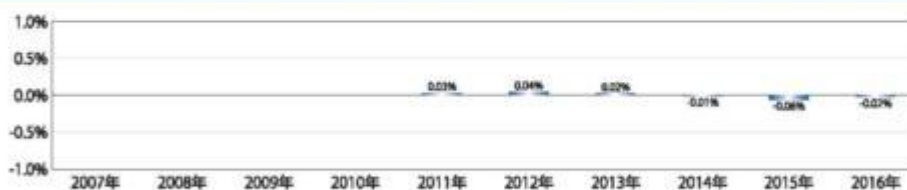
銘柄名	償還日	利率	純資産比率
平成18年度第3回埼玉県公募債	2016/07/28	2.100%	25.04%
平成23年度第9回大阪市公募債(5年)	2017/01/27	0.345%	24.92%
第576回国庫短期証券	2016/03/22	-	24.84%
-	-	-	-
-	-	-	-

※純資産比率は、マザーファンドの純資産総額に対する比率です。

組入銘柄数:3銘柄

<年間収益率の推移>

暦年ベース



※税引前の分配金を単純に合算して計算しています。
 ※当ファンドにはベンチマークがありません。
 ※2011年については、設定時から12月末までの収益率を記載しています。
 ※2016年については、年初から2月末までの収益率を記載しています。

シンコウ・グローバル・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンドの株式等組入上位5銘柄 (2016年2月26日現在)

銘柄名	国・地域	業種	比率
National Grid PLC	イギリス	送配電設備	6.4%
Kinder Morgan Inc/DE	アメリカ	石油・ガス貯蔵・配送	5.6%
RAI Way SpA	イタリア	通信	5.5%
Enbridge Inc	カナダ	石油・ガス貯蔵・配送	5.3%
Eversource Energy	アメリカ	送配電設備	5.0%

※AMPキャピタル・インベスターズ・リミテッドなどからの情報を基に作成しています。
 ※比率は、シンコウ・グローバル・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンドの純資産総額に対する割合です。

・当ページの図表は過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
 ・表中の純資産比率は小数第3位を切り捨てて求めたものであり、各比率の合計と合計欄の数値が一致しない場合があります。
 ・最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページなどでご確認ください。

17

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(イ) 取得申込者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」について、販売会社ごとに定める申込単位で、取得申込受付日の翌営業日の基準価額で購入することができます。ただし、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は1口単位となります。

また、スイッチングによりファンドを買い付ける場合は、販売会社ごとに定める申込単位となります。スイッチングについて、「分配金受取コース」の場合はスイッチング対象ファンドの同コースへの、「分配金再投資コース」の場合はスイッチング対象ファンドの同コースへのスイッチングとなります。ただし、マネープールファンドは、ご投資された資金を一時待機させておくためのものです。したがって、そのお買い付けは、スイッチングの場合に限定します。なお、販売会社によっては、スイッチングの取り扱いを行わない場合があります。

詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク

フリーダイヤル 0120-104-694

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)

インターネットホームページ

<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込金額に手数料および当該手数料にかかる消費税等を加算した金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

(ロ) 「分配金再投資コース」での取得申込者は、販売会社との間で「世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド*自動継続投資約款」(別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。)にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を締結します。

・上記の*には次の表の各ファンドの名称をあてはめてご覧ください。

豪ドルコース	ブラジルリアルコース	南アフリカランドコース	マネープールファンド
--------	------------	-------------	------------

(ハ) 取得およびスイッチングの申し込みの受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

なお、各通貨コースについて、以下のいずれかに該当する日には、取得およびスイッチングの申し込みの受付は行いません。

	申込受付休止日
豪ドルコース、 南アフリカランドコース	ニューヨーク証券取引所の休業日 オーストラリア証券取引所の休業日 ニューヨークの銀行の休業日 シドニーの銀行の休業日
ブラジルリアルコース	ニューヨーク証券取引所の休業日 オーストラリア証券取引所の休業日 サンパウロ証券取引所の休業日 ニューヨークの銀行の休業日 シドニーの銀行の休業日 サンパウロの銀行の休業日

また、各通貨コースにおいて、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるとき、マネープールファンドにおいては、取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、取得およびスイッチングの申し込みの受付を中止することおよび既に受け付けた取得

およびスイッチングの申し込みの受付を取り消すことができます。ただし、別に定める契約に基づく収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申し込みに限ってこれを受け付けるものとし、

2【換金（解約）手続等】

一部解約（解約請求によるご解約）

(イ) 受益者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」の両コースとも、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

なお、受付は原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

また、投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

(ロ) 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

(ハ) 委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。また、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口座の減少の記載または記録が行われます。

(ニ) 一部解約の価額は、各通貨コースの場合は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とし、マネープールファンドの場合は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約に関して課税対象者にかかる所得税および地方税（法人の受益者の場合は所得税のみ）に相当する金額が控除されます。

なお、一部解約の価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク

フリーダイヤル 0120-104-694

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。）

基準価額につきましては、新光投信株式会社のインターネットホームページ（<http://www.shinkotoushin.co.jp/>）または、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額および一部解約の価額は、前日以前のものとなります。（ただし、マネープールファンドにつきましては、インターネットホームページおよび日本経済新聞朝刊には掲載されません。）

(ホ) 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、6営業日目から販売会社において受益者に支払われます。ただし、各通貨コースにおいて、投資を行った投資信託証券の換金停止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

(ヘ) 委託者は、各通貨コースにおいて、以下のいずれかに該当する日には、上記(イ)による一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

	申込受付休止日
豪ドルコース、 南アフリカランドコース	ニューヨーク証券取引所の休業日 オーストラリア証券取引所の休業日 ニューヨークの銀行の休業日 シドニーの銀行の休業日

ブラジルリアルコース	ニューヨーク証券取引所の休業日 オーストラリア証券取引所の休業日 サンパウロ証券取引所の休業日 ニューヨークの銀行の休業日 シドニーの銀行の休業日 サンパウロの銀行の休業日
------------	---

- (ト) 委託者は、各通貨コースにおいて、投資を行った投資信託証券の換金停止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるとき、マネープールファンドにおいては、取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。
- (チ) 上記(ト)により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（各通貨コースにおいて、この日が一部解約の実行の請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の実行の請求を受け付けることができる日とします。）に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記(二)の規定に準じて計算された価額とします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

基準価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク

フリーダイヤル 0120-104-694

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。）

インターネットホームページ

<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。（ただし、マネープールファンドにつきましては、インターネットホームページおよび日本経済新聞朝刊には掲載されません。）

各ファンドの主な投資対象の評価方法は以下のとおりです。

<各通貨コース>

投資対象	評価方法
外国籍投資信託証券	原則として基準価額計算時に知りうる直近の日の基準価額で評価
内国証券投資信託 （親投資信託）	原則として基準価額計算日の基準価額で評価

外貨建資産	原則として基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算により評価
為替予約取引	原則として基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価

<マネープールファンド>

投資対象	評価方法
内国証券投資信託 （親投資信託）	原則として基準価額計算日の基準価額で評価
公社債等	原則として基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値） 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。） 価格情報会社の提供する価額

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

各ファンドの信託期間は、投資信託契約締結日から平成33年2月15日までです。

委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】

<各通貨コース>

各ファンドの計算期間は、原則として毎月16日から翌月15日までとします。

上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、投資信託約款に定める信託期間の終了日とします。

<マネープールファンド>

当ファンドの計算期間は、原則として毎年2月16日から8月15日まで、8月16日から翌年2月15日までとします。

上記にかかわらず、上記の原則により該当日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、投資信託約款に定める信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

a．信託の終了（投資信託契約の解約）

（イ）委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が、各通貨コースの場合は30億口、マネープールファンドの場合は1億口を下回ることとなった場合には、受

託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。またはこの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(ロ) 委託者は、上記(イ)の事項について、下記「c. 書面決議の手続き」の規定にしたがいます。

(ハ) 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

(ニ) 委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「c. 書面決議の手続き」の規定における書面決議が否決となる場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。

(ホ) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、下記「b. 投資信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

b. 投資信託約款の変更等

(イ) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

(ロ) 委託者は、上記(イ)の事項(投資信託約款の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。)について、下記「c. 書面決議の手続き」の規定にしたがいます。

(ハ) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、上記(イ)および(ロ)の規定にしたがいます。

この投資信託約款は上記に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

c. 書面決議の手続き

(イ) 委託者は、上記「a. 信託の終了(投資信託契約の解約)」(イ)について、または「b. 投資信託約款の変更等」(イ)の事項のうち重大な約款の変更等について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由または重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、各ファンドにかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

(ロ) 上記(イ)の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(ハ) 上記(イ)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

(ニ) 重大な約款の変更等における書面決議の効力は、各ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

(ホ) 上記(イ)から(ニ)までの規定は、委託者が投資信託契約の解約または重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、各ファンドにかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(イ)から(ハ)までに規定する各ファンドの解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

(ヘ) 上記(イ)から(ホ)の規定にかかわらず、各ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

d. 反対受益者の受益権買取請求の不適用

各ファンドは、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託者が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、投資信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

e. 運用報告書

委託者は、毎年2月、8月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に対し、販売会社を通じて交付します。

運用報告書(全体版)は、下記「f. 公告」に記載の委託者のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、これを交付します。

f. 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

g. 委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

h. 信託事務処理の再信託

(イ) 受託者は、各ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

(ロ) 上記(イ)における日本マスタートラスト信託銀行株式会社に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

i. 信託業務の委託等

(イ) 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

(ロ) 受託者は、上記(イ)に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記(イ)各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

(ハ) 上記(イ)および(ロ)にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

1. 投資信託財産の保存にかかる業務
2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

j. 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

k. 関係法人との契約の更改

委託者と販売会社との間において締結している「証券投資信託に関する基本契約」の有効期間は契約の締結日から1年ですが、期間満了前に委託者、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは自動的に1年間更新されるものとし、その後も同様とします。

4【受益者の権利等】

a. 収益分配金請求権

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日まで)に受益者に支払います。

受益者が、収益分配金について、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

上記にかかわらず、「分配金再投資コース」の受益者の収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に再投資されます。

b. 一部解約請求権

受益者は、販売会社ごとに定める単位で、一部解約の実行を請求することができます。

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、6営業日目から受益者に支払います。ただし、各通貨コースにおいて、投資を行った投資信託証券の換金停

止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

c . 償還金請求権

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日まで）に受益者に支払います。

受益者が、信託終了による償還金について、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

第3【ファンドの経理状況】

世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド豪ドルコース
世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンドブラジルリアルコース
世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド南アフリカランドコース

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期特定期間（平成27年8月18日から平成28年2月15日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンドマネープールファンド

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期計算期間（平成27年8月18日から平成28年2月15日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【世界好配当アドバンス・インフラ株式ファンド豪ドルコース】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第9期特定期間末 平成27年 8月17日現在	第10期特定期間末 平成28年 2月15日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	448,170,524	219,991,577
投資信託受益証券	8,860,141,873	4,885,808,939
親投資信託受益証券	18,115,056	18,115,056
未収入金	-	119,000,000
未収利息	633	272
流動資産合計	9,326,428,086	5,242,915,844
資産合計		
9,326,428,086		
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	138,661,128	117,068,117
未払解約金	26,747,821	29,719,619
未払受託者報酬	270,179	152,142
未払委託者報酬	9,906,557	5,578,504
その他未払費用	81,044	49,689
流動負債合計	175,666,729	152,568,071
負債合計		
175,666,729		
純資産の部		
元本等		
元本	6,933,056,432	5,853,405,866
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,217,704,925	763,058,093
（分配準備積立金）	956,792,127	717,861,652
元本等合計	9,150,761,357	5,090,347,773
純資産合計		
9,150,761,357		
負債純資産合計		
9,326,428,086		

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第9期特定期間		第10期特定期間	
	自	平成27年 2月17日 至 平成27年 8月17日	自	平成27年 8月18日 至 平成28年 2月15日
営業収益				
受取配当金		344,395,246		311,715,212
受取利息		102,173		72,156
有価証券売買等損益		423,560,857		2,405,332,934
営業収益合計		79,063,438		2,093,545,566
営業費用				
受託者報酬		1,530,924		1,117,078
委託者報酬		56,133,596		40,959,212
その他費用		459,219		350,939
営業費用合計		58,123,739		42,427,229
営業利益		137,187,177		2,135,972,795
経常利益		137,187,177		2,135,972,795
当期純利益		137,187,177		2,135,972,795
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額		2,110,469		44,565,549
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		2,779,296,065		2,217,704,925
剰余金増加額又は欠損金減少額		668,455,089		149,595,575
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		23,942,213
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		668,455,089		125,653,362
剰余金減少額又は欠損金増加額		288,156,222		285,997,566
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		288,156,222		282,835,637
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		3,161,929
分配金		802,592,361		752,953,781
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		2,217,704,925		763,058,093

（ 3 ）【注記表】

（ 重要な会計方針に係る事項に関する注記 ）

区分	第10期特定期間 自 平成27年 8月18日 至 平成28年 2月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間に関する事項 前特定期間終了日に該当する日が休業日のため、当特定期間は平成27年 8月18日から平成28年 2月15日までとなっております。

（ 貸借対照表に関する注記 ）

第9期特定期間末 平成27年 8月17日現在	第10期特定期間末 平成28年 2月15日現在
1. 特定期間末日における受益権の総数 6,933,056,432口	1. 特定期間末日における受益権の総数 5,853,405,866口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 -	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 763,058,093円
3. 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.3199円 (1万口当たり純資産額) (13,199円)	3. 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.8696円 (1万口当たり純資産額) (8,696円)

（ 損益及び剰余金計算書に関する注記 ）

区分	第9期特定期間 自 平成27年 2月17日 至 平成27年 8月17日	第10期特定期間 自 平成27年 8月18日 至 平成28年 2月15日
----	---	--

<p>分配金の計算過程</p>	<p>第47期（自 平成27年 2月17日 至 平成27年 3月16日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（47,507,482円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（2,488,046,072円）及び分配準備積立金（993,108,003円）より分配対象収益は3,528,661,557円（1万口当たり5,571.43円）であり、うち126,669,666円（1万口当たり200円）を分配しております。</p> <p>第48期（自 平成27年 3月17日 至 平成27年 4月15日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（54,587,062円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（2,537,382,104円）及び分配準備積立金（985,313,241円）より分配対象収益は3,577,282,407円（1万口当たり5,455.69円）であり、うち131,139,232円（1万口当たり200円）を分配しております。</p> <p>第49期（自 平成27年 4月16日 至 平成27年 5月15日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（55,775,536円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（2,506,291,966円）及び分配準備積立金（990,690,199円）より分配対象収益は3,552,757,701円（1万口当たり5,340.14円）であり、うち133,058,089円（1万口当たり200円）を分配しております。</p> <p>第50期（自 平成27年 5月16日 至 平成27年 6月15日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（46,950,083円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（2,481,787,448円）及び分配準備積立金（991,435,534円）より分配対象収益は3,520,173,065円（1万口当たり5,210.69円）であり、うち135,113,095円（1万口当たり200円）を分配しております。</p> <p>第51期（自 平成27年 6月16日 至 平成27年 7月15日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（48,821,658円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（2,486,642,839円）及び分配準備積立金（970,486,768円）より分配対象収益は3,505,951,265円（1万口当たり5,082.87円）であり、うち137,951,151円（1万口当たり200円）を分配しております。</p>	<p>第53期（自 平成27年 8月18日 至 平成27年 9月15日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（47,892,715円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（2,248,396,980円）及び分配準備積立金（897,789,361円）より分配対象収益は3,194,079,056円（1万口当たり4,828.74円）であり、うち132,293,869円（1万口当たり200円）を分配しております。</p> <p>第54期（自 平成27年 9月16日 至 平成27年10月15日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（52,853,365円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（2,102,946,903円）及び分配準備積立金（869,497,893円）より分配対象収益は3,025,298,161円（1万口当たり4,712.49円）であり、うち128,394,325円（1万口当たり200円）を分配しております。</p> <p>第55期（自 平成27年10月16日 至 平成27年11月16日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（43,758,737円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（2,066,508,380円）及び分配準備積立金（834,996,360円）より分配対象収益は2,945,263,477円（1万口当たり4,584.00円）であり、うち128,501,298円（1万口当たり200円）を分配しております。</p> <p>第56期（自 平成27年11月17日 至 平成27年12月15日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（44,388,706円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（1,961,636,292円）及び分配準備積立金（780,190,020円）より分配対象収益は2,786,215,018円（1万口当たり4,458.17円）であり、うち124,993,060円（1万口当たり200円）を分配しております。</p> <p>第57期（自 平成27年12月16日 至 平成28年 1月15日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（42,193,192円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（1,846,311,005円）及び分配準備積立金（745,792,561円）より分配対象収益は2,634,296,758円（1万口当たり4,329.04円）であり、うち121,703,112円（1万口当たり200円）を分配しております。</p>
-----------------	---	---

第52期（自 平成27年 7月16日 至 平成27年 8月17日）	第58期（自 平成28年 1月16日 至 平成28年 2月15日）
計算期間末における費用控除後の配当等収益（48,053,169円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（2,436,039,432円）及び分配準備積立金（950,337,296円）より分配対象収益は3,434,429,897円（1万口当たり4,953.68円）であり、うち138,661,128円（1万口当たり200円）を分配しております。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（41,155,518円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（1,705,890,214円）及び分配準備積立金（711,826,569円）より分配対象収益は2,458,872,301円（1万口当たり4,200.74円）であり、うち117,068,117円（1万口当たり200円）を分配しております。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区分	第9期特定期間 自 平成27年 2月17日 至 平成27年 8月17日	第10期特定期間 自 平成27年 8月18日 至 平成28年 2月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券であり、株価変動リスク、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	同左

3.金融商品に係るリスクの管理体制	<p>コンプライアンス・リスク管理部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。</p> <p>また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。</p> <p>市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。</p> <p>信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。</p> <p>流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。</p>	同左
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

第9期特定期間末 平成27年 8月17日現在	第10期特定期間末 平成28年 2月15日現在
<p>1.貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。</p> <p>2.時価の算定方法 投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載して おります。</p> <p>親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載して おります。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に 近似していることから、当該帳簿価額を時価としておりま す。</p>	<p>1.貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2.時価の算定方法 同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

	第9期特定期間 自 平成27年 2月17日 至 平成27年 8月17日	第10期特定期間 自 平成27年 8月18日 至 平成28年 2月15日
	該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

区分	第9期特定期間末 平成27年 8月17日現在	第10期特定期間末 平成28年 2月15日現在
期首元本額	6,095,451,473円	6,933,056,432円
期中追加設定元本額	1,546,845,334円	1,146,659,623円
期中一部解約元本額	709,240,375円	2,226,310,189円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第9期特定期間末 平成27年 8月17日現在	第10期特定期間末 平成28年 2月15日現在
	当特定期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当特定期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	164,130,977	239,649,829
親投資信託受益証券	0	0
合計	164,130,977	239,649,829

3 デリバティブ取引等関係

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	シンコウ・グローバル・インフラストラクチャー・ エクイティ・ファンド - AUDクラス	4,617,530,422	4,885,808,939	
投資信託受益証券 小計		4,617,530,422	4,885,808,939	
親投資信託受益証券	短期公社債マザーファンド	17,759,859	18,115,056	
親投資信託受益証券 小計		17,759,859	18,115,056	
合計		4,635,290,281	4,903,923,995	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【世界好配当アドバンス・インフラ株式ファンドブラジルリアルコース】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第9期特定期間末 平成27年 8月17日現在	第10期特定期間末 平成28年 2月15日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	118,242,490	97,224,191
投資信託受益証券	3,548,507,665	1,911,044,309
親投資信託受益証券	33,882,978	33,882,978
未収入金	20,000,000	-
未収利息	167	120
流動資産合計	3,720,633,300	2,042,151,598
資産合計	3,720,633,300	2,042,151,598
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	39,868,853	33,635,268
未払解約金	31,954,568	14,720,572
未払受託者報酬	113,723	59,234
未払委託者報酬	4,169,802	2,171,958
その他未払費用	34,107	19,339
流動負債合計	76,141,053	50,606,371
負債合計	76,141,053	50,606,371
純資産の部		
元本等		
元本	3,986,885,312	3,363,526,897
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	342,393,065	1,371,981,670
（分配準備積立金）	590,115,787	480,311,762
元本等合計	3,644,492,247	1,991,545,227
純資産合計	3,644,492,247	1,991,545,227
負債純資産合計	3,720,633,300	2,042,151,598

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第9期特定期間		第10期特定期間	
	自	平成27年 2月17日 至 平成27年 8月17日	自	平成27年 8月18日 至 平成28年 2月15日
営業収益				
受取配当金		293,353,604		244,134,311
受取利息		23,414		21,604
有価証券売買等損益		805,151,796		1,216,463,356
営業収益合計		511,774,778		972,307,441
営業費用				
受託者報酬		723,030		431,142
委託者報酬		26,510,848		15,808,607
その他費用		216,847		135,429
営業費用合計		27,450,725		16,375,178
営業利益		539,225,503		988,682,619
経常利益		539,225,503		988,682,619
当期純利益		539,225,503		988,682,619
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額		10,734,438		17,791,134
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		454,759,303		342,393,065
剰余金増加額又は欠損金減少額		18,239,943		210,658,163
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		8,046,637		210,658,163
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		10,193,306		-
剰余金減少額又は欠損金増加額		25,471,394		52,738,675
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		23,410,795		-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		2,060,599		52,738,675
分配金		261,429,852		216,616,608
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		342,393,065		1,371,981,670

（ 3 ）【注記表】

（ 重要な会計方針に係る事項に関する注記 ）

区分	第10期特定期間 自 平成27年 8月18日 至 平成28年 2月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間に関する事項 前特定期間終了日に該当する日が休業日のため、当特定期間は平成27年 8月18日から平成28年 2月15日までとなっております。

（ 貸借対照表に関する注記 ）

第9期特定期間末 平成27年 8月17日現在	第10期特定期間末 平成28年 2月15日現在
1. 特定期間末日における受益権の総数 3,986,885,312口	1. 特定期間末日における受益権の総数 3,363,526,897口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 342,393,065円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 1,371,981,670円
3. 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9141円 (1万口当たり純資産額) (9,141円)	3. 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.5921円 (1万口当たり純資産額) (5,921円)

（ 損益及び剰余金計算書に関する注記 ）

区分	第9期特定期間 自 平成27年 2月17日 至 平成27年 8月17日	第10期特定期間 自 平成27年 8月18日 至 平成28年 2月15日
----	---	--

<p>分配金の計算過程</p>	<p>第47期（自 平成27年 2月17日 至 平成27年 3月16日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（46,251,167円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（324,278,626円）及び分配準備積立金（700,550,673円）より分配対象収益は1,071,080,466円（1万口当たり2,331.62円）であり、うち45,936,910円（1万口当たり100円）を分配しております。</p> <p>第48期（自 平成27年 3月17日 至 平成27年 4月15日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（49,899,585円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（332,721,657円）及び分配準備積立金（680,708,214円）より分配対象収益は1,063,329,456円（1万口当たり2,342.37円）であり、うち45,394,877円（1万口当たり100円）を分配しております。</p> <p>第49期（自 平成27年 4月16日 至 平成27年 5月15日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（46,611,559円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（333,977,115円）及び分配準備積立金（664,145,354円）より分配対象収益は1,044,734,028円（1万口当たり2,348.16円）であり、うち44,491,330円（1万口当たり100円）を分配しております。</p> <p>第50期（自 平成27年 5月16日 至 平成27年 6月15日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（44,151,083円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（333,166,452円）及び分配準備積立金（648,482,135円）より分配対象収益は1,025,799,670円（1万口当たり2,350.10円）であり、うち43,648,973円（1万口当たり100円）を分配しております。</p> <p>第51期（自 平成27年 6月16日 至 平成27年 7月15日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（45,227,069円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（323,509,987円）及び分配準備積立金（623,974,664円）より分配対象収益は992,711,720円（1万口当たり2,358.59円）であり、うち42,088,909円（1万口当たり100円）を分配しております。</p>	<p>第53期（自 平成27年 8月18日 至 平成27年 9月15日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（39,490,816円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（307,469,325円）及び分配準備積立金（562,462,913円）より分配対象収益は909,423,054円（1万口当たり2,365.33円）であり、うち38,447,777円（1万口当たり100円）を分配しております。</p> <p>第54期（自 平成27年 9月16日 至 平成27年10月15日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（40,871,776円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（299,158,922円）及び分配準備積立金（541,644,321円）より分配対象収益は881,675,019円（1万口当たり2,376.27円）であり、うち37,103,046円（1万口当たり100円）を分配しております。</p> <p>第55期（自 平成27年10月16日 至 平成27年11月16日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（37,766,109円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（304,694,311円）及び分配準備積立金（527,487,913円）より分配対象収益は869,948,333円（1万口当たり2,380.76円）であり、うち36,540,489円（1万口当たり100円）を分配しております。</p> <p>第56期（自 平成27年11月17日 至 平成27年12月15日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（37,398,968円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（306,904,787円）及び分配準備積立金（512,425,787円）より分配対象収益は856,729,542円（1万口当たり2,385.51円）であり、うち35,913,451円（1万口当たり100円）を分配しております。</p> <p>第57期（自 平成27年12月16日 至 平成28年 1月15日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（36,837,712円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（303,959,886円）及び分配準備積立金（495,681,122円）より分配対象収益は836,478,720円（1万口当たり2,391.52円）であり、うち34,976,577円（1万口当たり100円）を分配しております。</p>
-----------------	--	--

第52期（自 平成27年 7月16日 至 平成27年 8月17日）	第58期（自 平成28年 1月16日 至 平成28年 2月15日）
計算期間末における費用控除後の配当等収益（40,261,619円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（311,434,218円）及び分配準備積立金（589,723,021円）より分配対象収益は941,418,858円（1万口当たり2,361.27円）であり、うち39,868,853円（1万口当たり100円）を分配しております。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（35,637,133円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（292,680,115円）及び分配準備積立金（478,309,897円）より分配対象収益は806,627,145円（1万口当たり2,398.14円）であり、うち33,635,268円（1万口当たり100円）を分配しております。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区分	第9期特定期間 自 平成27年 2月17日 至 平成27年 8月17日	第10期特定期間 自 平成27年 8月18日 至 平成28年 2月15日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券であり、株価変動リスク、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	同左

3.金融商品に係るリスクの管理体制	<p>コンプライアンス・リスク管理部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。</p> <p>また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。</p> <p>市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。</p> <p>信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。</p> <p>流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。</p>	同左
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

第9期特定期間末 平成27年 8月17日現在	第10期特定期間末 平成28年 2月15日現在
<p>1.貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。</p> <p>2.時価の算定方法 投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載して おります。</p> <p>親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載して おります。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に 近似していることから、当該帳簿価額を時価としておりま す。</p>	<p>1.貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2.時価の算定方法 同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

	第9期特定期間 自 平成27年 2月17日 至 平成27年 8月17日	第10期特定期間 自 平成27年 8月18日 至 平成28年 2月15日
	該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

区分	第9期特定期間末 平成27年 8月17日現在	第10期特定期間末 平成28年 2月15日現在
期首元本額	4,627,959,701円	3,986,885,312円
期中追加設定元本額	296,873,394円	225,052,645円
期中一部解約元本額	937,947,783円	848,411,060円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第9期特定期間末 平成27年 8月17日現在	第10期特定期間末 平成28年 2月15日現在
	当特定期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当特定期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	401,892,780	116,497,756
親投資信託受益証券	0	0
合計	401,892,780	116,497,756

3 デリバティブ取引等関係

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	シンコウ・グローバル・インフラストラクチャー・ エクイティ・ファンド - B R Lクラス	3,436,511,975	1,911,044,309	
投資信託受益証券 小計		3,436,511,975	1,911,044,309	
親投資信託受益証券	短期公社債マザーファンド	33,218,606	33,882,978	
親投資信託受益証券 小計		33,218,606	33,882,978	
合計		3,469,730,581	1,944,927,287	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【世界好配当アドバンス・インフラ株式ファンド南アフリカランドコース】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第9期特定期間末 平成27年 8月17日現在	第10期特定期間末 平成28年 2月15日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	5,243,741	2,629,460
投資信託受益証券	167,598,515	81,365,804
親投資信託受益証券	1,634,969	1,634,969
未収入金	8,000,000	1,900,000
未収利息	7	3
流動資産合計	182,477,232	87,530,236
資産合計	182,477,232	87,530,236
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	923,621	698,867
未払解約金	-	1,947,350
未払受託者報酬	5,605	2,494
未払委託者報酬	205,494	91,435
その他未払費用	1,672	806
流動負債合計	1,136,392	2,740,952
負債合計	1,136,392	2,740,952
純資産の部		
元本等		
元本	153,936,999	116,477,888
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ()	27,403,841	31,688,604
(分配準備積立金)	38,241,064	28,972,797
元本等合計	181,340,840	84,789,284
純資産合計	181,340,840	84,789,284
負債純資産合計	182,477,232	87,530,236

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第9期特定期間		第10期特定期間	
	自	平成27年 2月17日 至 平成27年 8月17日	自	平成27年 8月18日 至 平成28年 2月15日
営業収益				
受取配当金		8,312,020		5,513,279
受取利息		1,762		970
有価証券売買等損益		13,134,446		60,332,711
営業収益合計		4,820,664		54,818,462
営業費用				
受託者報酬		39,870		19,744
委託者報酬		1,461,797		723,814
その他費用		11,902		6,135
営業費用合計		1,513,569		749,693
営業利益		6,334,233		55,568,155
経常利益		6,334,233		55,568,155
当期純利益		6,334,233		55,568,155
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額		1,354,824		2,514,428
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		59,289,804		27,403,841
剰余金増加額又は欠損金減少額		3,730,392		2,708,736
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		2,685,805
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		3,730,392		22,931
剰余金減少額又は欠損金増加額		20,926,266		4,187,474
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		20,926,266		4,068,054
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		119,420
分配金		7,001,032		4,559,980
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		27,403,841		31,688,604

（ 3 ）【注記表】

（ 重要な会計方針に係る事項に関する注記 ）

区分	第10期特定期間 自 平成27年 8月18日 至 平成28年 2月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間に関する事項 前特定期間終了日に該当する日が休業日のため、当特定期間は平成27年 8月18日から平成28年 2月15日までとなっております。

（ 貸借対照表に関する注記 ）

第9期特定期間末 平成27年 8月17日現在	第10期特定期間末 平成28年 2月15日現在
1. 特定期間末日における受益権の総数 153,936,999口	1. 特定期間末日における受益権の総数 116,477,888口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 -	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 31,688,604円
3. 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.1780円 (1万口当たり純資産額) (11,780円)	3. 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.7279円 (1万口当たり純資産額) (7,279円)

（ 損益及び剰余金計算書に関する注記 ）

区分	第9期特定期間 自 平成27年 2月17日 至 平成27年 8月17日	第10期特定期間 自 平成27年 8月18日 至 平成28年 2月15日
----	---	--

<p>分配金の計算過程</p>	<p>第47期(自平成27年2月17日至平成27年3月16日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,344,505円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(23,211,865円)及び分配準備積立金(58,498,068円)より分配対象収益は83,054,438円(1万口当たり3,625.40円)であり、うち1,374,537円(1万口当たり60円)を分配しております。</p> <p>第48期(自平成27年3月17日至平成27年4月15日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,543,158円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(1,706,077円)、信託約款に定める収益調整金(22,456,128円)及び分配準備積立金(56,368,065円)より分配対象収益は82,073,428円(1万口当たり3,713.50円)であり、うち1,326,072円(1万口当たり60円)を分配しております。</p> <p>第49期(自平成27年4月16日至平成27年5月15日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,098,423円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(19,311,697円)及び分配準備積立金(50,046,063円)より分配対象収益は70,456,183円(1万口当たり3,717.18円)であり、うち1,137,243円(1万口当たり60円)を分配しております。</p> <p>第50期(自平成27年5月16日至平成27年6月15日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,141,694円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(23,820,510円)及び分配準備積立金(50,007,243円)より分配対象収益は74,969,447円(1万口当たり3,713.75円)であり、うち1,211,213円(1万口当たり60円)を分配しております。</p> <p>第51期(自平成27年6月16日至平成27年7月15日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,186,618円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(20,276,590円)及び分配準備積立金(42,435,163円)より分配対象収益は63,898,371円(1万口当たり3,728.19円)であり、うち1,028,346円(1万口当たり60円)を分配しております。</p>	<p>第53期(自平成27年8月18日至平成27年9月15日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(799,406円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(15,621,632円)及び分配準備積立金(32,684,135円)より分配対象収益は49,105,173円(1万口当たり3,736.19円)であり、うち788,583円(1万口当たり60円)を分配しております。</p> <p>第54期(自平成27年9月16日至平成27年10月15日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(932,583円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(15,674,228円)及び分配準備積立金(32,694,958円)より分配対象収益は49,301,769円(1万口当たり3,747.06円)であり、うち789,442円(1万口当たり60円)を分配しております。</p> <p>第55期(自平成27年10月16日至平成27年11月16日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(781,851円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(15,547,965円)及び分配準備積立金(32,274,287円)より分配対象収益は48,604,103円(1万口当たり3,748.03円)であり、うち778,072円(1万口当たり60円)を分配しております。</p> <p>第56期(自平成27年11月17日至平成27年12月15日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(805,497円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(15,637,614円)及び分配準備積立金(32,278,066円)より分配対象収益は48,721,177円(1万口当たり3,750.04円)であり、うち779,524円(1万口当たり60円)を分配しております。</p> <p>第57期(自平成27年12月16日至平成28年1月15日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(761,423円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(14,613,370円)及び分配準備積立金(30,026,901円)より分配対象収益は45,401,694円(1万口当たり3,754.82円)であり、うち725,492円(1万口当たり60円)を分配しております。</p>
-----------------	---	---

第52期（自 平成27年 7月16日 至 平成27年 8月17日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（894,920円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（18,258,105円）及び分配準備積立金（38,269,765円）より分配対象収益は57,422,790円（1万口当たり3,730.27円）であり、うち923,621円（1万口当たり60円）を分配しております。	第58期（自 平成28年 1月16日 至 平成28年 2月15日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（759,216円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（14,133,586円）及び分配準備積立金（28,912,448円）より分配対象収益は43,805,250円（1万口当たり3,760.80円）であり、うち698,867円（1万口当たり60円）を分配しております。
---	---

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区分	第9期特定期間 自 平成27年 2月17日 至 平成27年 8月17日	第10期特定期間 自 平成27年 8月18日 至 平成28年 2月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券であり、株価変動リスク、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	同左

3.金融商品に係るリスクの管理体制	<p>コンプライアンス・リスク管理部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。</p> <p>また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。</p> <p>市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。</p> <p>信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。</p> <p>流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。</p>	同左
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

第9期特定期間末 平成27年 8月17日現在	第10期特定期間末 平成28年 2月15日現在
<p>1.貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。</p> <p>2.時価の算定方法 投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載して おります。</p> <p>親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載して おります。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に 近似していることから、当該帳簿価額を時価としておりま す。</p>	<p>1.貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2.時価の算定方法 同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

	第9期特定期間 自 平成27年 2月17日 至 平成27年 8月17日	第10期特定期間 自 平成27年 8月18日 至 平成28年 2月15日
	該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

区分	第9期特定期間末 平成27年 8月17日現在	第10期特定期間末 平成28年 2月15日現在
期首元本額	234,947,482円	153,936,999円
期中追加設定元本額	13,534,142円	1,419,546円
期中一部解約元本額	94,544,625円	38,878,657円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第9期特定期間末 平成27年 8月17日現在	第10期特定期間末 平成28年 2月15日現在
	当特定期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当特定期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	6,153,725	1,481,924
親投資信託受益証券	0	0
合計	6,153,725	1,481,924

3 デリバティブ取引等関係

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	シンコウ・グローバル・インフラストラクチャー・ エクイティ・ファンド - ZARクラス	116,686,942	81,365,804	
投資信託受益証券 小計		116,686,942	81,365,804	
親投資信託受益証券	短期公社債マザーファンド	1,602,911	1,634,969	
親投資信託受益証券 小計		1,602,911	1,634,969	
	合計	118,289,853	83,000,773	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【世界好配当アドバンス・インフラ株式ファンドマネープールファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第9期 平成27年 8月17日現在	第10期 平成28年 2月15日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	672,134	83,567
親投資信託受益証券	12,656,776	1,656,773
流動資産合計	13,328,910	1,740,340
資産合計	13,328,910	1,740,340
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	1,238	1,069
未払委託者報酬	2,354	2,045
その他未払費用	49	49
流動負債合計	3,641	3,163
負債合計	3,641	3,163
純資産の部		
元本等		
元本	13,319,488	1,736,837
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	5,781	340
（分配準備積立金）	787	102
元本等合計	13,325,269	1,737,177
純資産合計	13,325,269	1,737,177
負債純資産合計	13,328,910	1,740,340

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第9期		第10期	
	自	平成27年 2月17日 至 平成27年 8月17日	自	平成27年 8月18日 至 平成28年 2月15日
営業収益				
受取利息		39		83
有価証券売買等損益		1,242		3
営業収益合計		1,281		80
営業費用				
受託者報酬		1,238		1,069
委託者報酬		2,354		2,045
その他費用		49		49
営業費用合計		3,641		3,163
営業利益		2,360		3,083
経常利益		2,360		3,083
当期純利益		2,360		3,083
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額		-		2,669
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		1,192		5,781
剰余金増加額又は欠損金減少額		6,949		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		6,949		-
剰余金減少額又は欠損金増加額		-		5,027
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		5,027
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		5,781		340

（ 3 ）【注記表】

（ 重要な会計方針に係る事項に関する注記 ）

区分	第10期
	自 平成27年 8月18日 至 平成28年 2月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間に関する事項 前計算期間終了日に該当する日が休業日のため、当計算期間は平成27年 8月18日から平成28年 2月15日までとなっております。

（ 貸借対照表に関する注記 ）

第9期 平成27年 8月17日現在	第10期 平成28年 2月15日現在
1. 計算期間末日における受益権の総数 13,319,488口	1. 計算期間末日における受益権の総数 1,736,837口
2. 計算期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0004円 (1万口当たり純資産額) (10,004円)	2. 計算期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0002円 (1万口当たり純資産額) (10,002円)

（ 損益及び剰余金計算書に関する注記 ）

区分	第9期	第10期
	自 平成27年 2月17日 至 平成27年 8月17日	自 平成27年 8月18日 至 平成28年 2月15日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（13,150円）及び分配準備積立金（787円）より分配対象収益は13,937円（1万口当たり10.45円）であります。分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（1,715円）及び分配準備積立金（102円）より分配対象収益は1,817円（1万口当たり10.45円）であります。分配を行っておりません。

（ 金融商品に関する注記 ）

金融商品の状況に関する事項

区分	第9期	第10期
	自 平成27年 2月17日 至 平成27年 8月17日	自 平成27年 8月18日 至 平成28年 2月15日

1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、親投資信託受益証券であり、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	同左
3.金融商品に係るリスクの管理体制	コンプライアンス・リスク管理部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。 市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。	同左
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

第9期 平成27年 8月17日現在	第10期 平成28年 2月15日現在
1.貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2.時価の算定方法	1.貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2.時価の算定方法

親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載して おります。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に 近似していることから、当該帳簿価額を時価としておりま す。	同左
---	----

（関連当事者との取引に関する注記）

	第9期 自 平成27年 2月17日 至 平成27年 8月17日	第10期 自 平成27年 8月18日 至 平成28年 2月15日
	該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

区分	第9期 平成27年 8月17日現在	第10期 平成28年 2月15日現在
期首元本額	1,736,837円	13,319,488円
期中追加設定元本額	11,582,651円	- 円
期中一部解約元本額	- 円	11,582,651円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第9期 平成27年 8月17日現在	第10期 平成28年 2月15日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	1,242	1
合計	1,242	1

3 デリバティブ取引等関係

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	短期公社債マザーファンド	1,624,288	1,656,773	
合計		1,624,288	1,656,773	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド豪ドルコース、世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンドブラジルリアルコース及び世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド南アフリカランドコースは、「シンコウ・グローバル・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンド - AUDクラス」、「シンコウ・グローバル・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンド - BRLクラス」及び「シンコウ・グローバル・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンド - ZARクラス」各受益証券をそれぞれ主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、これら受益証券であります。

また、世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド豪ドルコース、世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンドブラジルリアルコース、世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド南アフリカランドコース及び世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンドマネープールファンドは、「短期公社債マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

各ファンドの状況は次の通りであります。

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

「シンコウ・グローバル・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンド - AUDクラス」、「シンコウ・グローバル・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンド - BRLクラス」及び「シンコウ・グローバル・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンド - ZARクラス」は、「シンコウ・グローバル・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンド」の個別クラスとなっております。

「シンコウ・グローバル・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンド」はケイマンの法律に基づき設立された円建外国証券投資信託であります。同ファンドの平成27年9月30日現在の財務書類は、国際財務報告基準に従い作成されており、独立監査人の監査を受けております。

同ファンドの「投資明細表」、「財政状態計算書」、「包括利益計算書」、「償還可能受益証券の保有者に

帰属する純資産変動計算書」、「キャッシュ・フロー計算書」及び「財務書類に対する注記」は、同ファンドの受託会社であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッドから入手した財務書類の原文の一部を翻訳・抜粋したものであります。

シンコウ・グローバル・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンド
(ケイマン諸島のユニット・トラスト)

(1) 投資明細表

2015年9月30日現在

(日本円表示)

株数	有価証券の銘柄	純資産比率(%)	公正価値(円)
	普通株式(92.8%)		
	オーストラリア(11.5%)		
	商業サービス(2.0%)		
316,134	Transurban Group (a)	2.0	264,289,080
	電力(5.5%)		
3,005,151	DUET Group (a)	4.1	545,935,931
1,194,167	Spark Infrastructure Group (a)	1.4	187,814,146
			733,750,077
	エンジニアリング・建設(0.6%)		
150,522	Sydney Airport (a)	0.6	75,451,498
	パイプライン(3.4%)		
633,384	APA Group (a)	3.4	455,464,813
	オーストラリア合計		1,528,955,468
	ブラジル(1.0%)		
	電力(1.0%)		
241,300	Transmissora Alianca de Energia Eletrica SA	1.0	138,401,922
	ブラジル合計		138,401,922
	カナダ(14.4%)		
	パイプライン(14.4%)		
143,118	Enbridge Income Fund Holdings, Inc.	3.0	400,418,659
116,458	Enbridge, Inc.	3.9	515,479,360
83,879	Keyera Corp.	2.1	275,365,091
87,110	Pembina Pipeline Corp.	1.9	249,865,683
33,213	TransCanada Corp.	0.9	125,204,187
397,622	Veresen, Inc.	2.7	362,300,449
			1,928,633,429
	カナダ合計		1,928,633,429
株数	有価証券の銘柄	純資産比率(%)	公正価値(円)
	フランス(3.0%)		
	電気通信(3.0%)		
107,925	Eutelsat Communications SA	3.0	395,333,838
	フランス合計		395,333,838
	イタリア(10.6%)		

	商業サービス(2.9%)		
47,114	Atlantia SpA	1.2	157,401,042
	Societa Iniziative Autostradali e Servizi		
167,361	SpA	1.7	224,635,993
			382,037,035
	エンターテインメント(4.2%)		
979,795	RAI Way SpA	4.2	560,360,311
	電気通信(3.5%)		
11,732	Ei Towers SpA	0.6	86,263,309
650,760	Infrastrutture Wireless Italiane SpA	2.9	381,053,829
			467,317,138
	イタリア合計		1,409,714,484
	スペイン(2.7%)		
	ガス(2.7%)		
106,772	Enagas SA	2.7	365,702,452
	スペイン合計		365,702,452
	英国(11.9%)		
	ガス(7.1%)		
564,676	National Grid Plc.	7.0	941,322,486
	水(4.8%)		
315,134	Penon Group Plc.	3.3	444,208,775
49,951	Severn Trent Plc.	1.5	197,909,970
			642,118,745
	英国合計		1,583,441,231

株数	有価証券の銘柄	純資産比率(%)	公正価値(円)
	米国(37.7%)		
	電力(12.6%)		
41,700	Dominion Resources, Inc.	2.6	351,491,826
44,700	Edison International	2.5	337,644,956
98,700	Eversource Energy	4.5	598,369,165
35,700	ITC Holdings Corp.	1.1	142,548,852
55,700	Westar Energy, Inc.	1.9	256,429,796
			1,686,484,595
	ガス(4.9%)		
77,186	NiSource, Inc.	1.3	171,479,560
41,500	Sempra Energy	3.6	480,722,331
			652,201,891
	石油・ガスサービス(2.4%)		
50,900	Targa Resources Corp.	2.4	314,067,899
	パイプライン(11.7%)		
57,864	Enbridge Energy Management, LLC	1.2	164,797,346
166,711	Kinder Morgan, Inc.	4.1	552,662,827
49,700	SemGroup Corp. Class A	1.9	257,378,334
134,700	Williams Cos, Inc.	4.5	594,476,922

1,569,315,429

	不動産投資信託(6.1%)			
27,200	American Tower Corp.	2.1	286,604,347	
56,200	Crown Castle International Corp.	4.0	530,857,636	
			817,461,983	
	米国合計		5,039,531,797	
	普通株式合計(取得原価 13,267,648,085円)		12,389,714,621	

(a) ステープル証券 - ステープル証券は、1つの売却可能な構成単位を形成するために契約上1つまたは複数のその他の有価証券と結び付けられた金融商品の一種です。

2015年9月30日現在のファンドレベルの未決済の先渡為替予約(純資産の0.9%)

買	相手方	契約金額	決済日	売	契約金額	未実現評価益 (円)	未実現評価 (損) (円)	未実現評価益/ (損)純額 (円)
	Westpac							
AUD	Banking Corp.	962,000	10/19/2015	USD	684,752	576,388	(1,759,576)	(1,183,188)
	Westpac							
EUR	Banking Corp.	1,138,000	10/19/2015	USD	1,288,819	-	(2,192,078)	(2,192,078)
	Westpac							
GBP	Banking Corp.	366,000	10/19/2015	USD	564,617	16,559	(1,250,795)	(1,234,236)
	HSBC Bank							
USD	Plc.	13,613,494	10/19/2015	AUD	19,230,000	26,295,884	(11,555,949)	14,739,935
	HSBC Bank							
USD	Plc.	1,099,719	10/19/2015	BRL	4,312,000	3,742,670	(933,508)	2,809,162
	HSBC Bank							
USD	Plc.	17,764,956	10/19/2015	CAD	23,524,000	41,632,614	(15,079,960)	26,552,654
	HSBC Bank							
USD	Plc.	19,752,571	10/19/2015	EUR	17,401,000	55,724,382	(16,767,167)	38,957,215
	HSBC Bank							
USD	Plc.	13,539,511	10/19/2015	GBP	8,769,000	42,481,790	(11,493,149)	30,988,641
						170,470,287	(61,032,182)	109,438,105

2015年9月30日現在のAUD建ヘッジの未決済の先渡為替予約(純資産の-0.2%)

買	相手方	契約金額	決済日	売	契約金額	未実現評価益 (円)	未実現評価 (損) (円)	未実現評価益/ (損)純額 (円)
	Brown							
	Brothers							
	Harriman &							
AUD	Co.	93,300,000	10/21/2015	USD	65,738,247	63,687,169	(97,602,603)	(33,915,434)
	Brown							
	Brothers							
	Harriman &							
USD	Co.	1,745,691	10/21/2015	AUD	2,420,000	7,786,857	(2,048,040)	5,738,817

	Brown Brothers Harriman & Co.	2,300,461	10/21/2015	AUD	3,280,000	368,267	(444,443)	(76,176)
						71,842,293	(100,095,086)	(28,252,793)

2015年9月30日現在のBRL建ヘッジの未決済の先渡為替予約（純資産の-0.6%）

買	相手方	契約金額	決済日	売	契約金額	未実現評価益 (円)	未実現評価 (損) (円)	未実現評価益/ (損)純額 (円)
	HSBC Bank Plc.	124,240,000	10/21/2015	USD	31,617,777	94,317,446	(169,320,337)	(75,002,891)
	HSBC Bank Plc.	715,800	10/21/2015	BRL	2,820,000	1,639,406	(159,765)	1,479,641
	HSBC Bank Plc.	1,399,879	10/21/2015	BRL	5,610,000	103,758	(46,472)	57,286
						96,060,610	(169,526,574)	(73,465,964)

2015年9月30日現在のJPY建ヘッジの未決済の先渡為替予約（純資産の0.1%）

買	相手方	契約金額	決済日	売	契約金額	未実現評価益 (円)	未実現評価 (損) (円)	未実現評価 益/(損)純 額 (円)
	Brown Brothers Harriman & Co.	2,204,000,000	10/21/2015	USD	18,253,193	18,512,374	-	18,512,374
	Brown Brothers Harriman & Co.	637,565	10/21/2015	JPY	77,000,000	-	(663,194)	(663,194)
						18,512,374	(663,194)	17,849,180

2015年9月30日現在のZAR建ヘッジの未決済の先渡為替予約（純資産の0.0%）

買	相手方	契約金額	決済日	売	契約金額	未実現評価益 (円)	未実現評価 (損) (円)	未実現評価 益/(損)純 額 (円)
	Brown Brothers Harriman & Co.	38,190	10/21/2015	ZAR	530,000	5,551	(7,378)	(1,827)
	Brown Brothers Harriman & Co.	14,500,000	10/21/2015	USD	1,048,931	2,344,883	(2,787,454)	(442,571)
						2,350,434	(2,794,832)	(444,398)

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債

純資産比率

合計	(%)	公正価値(円)
普通株式合計	92.8	12,389,714,621
先渡為替予約に係る未実現評価益合計	2.7	359,235,998

先渡為替予約に係る未実現評価損合計	(2.5)	(334,111,868)
現金およびその他の資産(負債控除後)	7.0	941,206,519
純資産	100.0	13,356,045,270

通貨の略称:

AUD - オーストラリア・ドル

BRL - ブラジル・レアル

CAD - カナダ・ドル

EUR - ユーロ

GBP - 英ポンド

JPY - 日本円

USD - 米ドル

ZAR - 南アフリカ・ランド

2014年9月30日現在

(日本円表示)

株数	有価証券の銘柄	純資産比率(%)	公正価値(円)
	普通株式(96.4%)		
	オーストラリア(9.3%)		
	商業サービス(1.3%)		
297,908	Transurban Group (a)	1.3	220,759,365
	電力(5.2%)		
2,565,670	DUET Group (a)	3.5	598,448,441
1,597,695	Spark Infrastructure Group (a)	1.7	282,183,340
			880,631,781
	エンジニアリング・建設(0.8%)		
321,710	Sydney Airport (a)	0.8	131,859,707
	パイプライン(2.0%)		
466,025	APA Group (a)	2.0	332,814,180
	オーストラリア合計		1,566,065,033
	カナダ(9.6%)		
	パイプライン(9.6%)		
27,348	Enbridge, Inc.	0.9	143,910,086
143,142	TransCanada Corp.	4.8	810,423,799
395,632	Veresen, Inc.	3.9	654,848,644
			1,609,182,529
	カナダ合計		1,609,182,529
	フランス(3.3%)		
	電気通信(3.3%)		
158,773	Eutelsat Communications SA	3.3	562,468,967
	フランス合計		562,468,967
	イタリア(5.2%)		
	商業サービス(2.5%)		
91,122	Atlantia SpA	1.5	246,857,384
138,452	Societa Iniziative Autostradali e Servizi SpA	1.0	163,269,443

410,126,827

	ガス(1.7%)		
474,957	Snam Rete Gas SpA	1.7	288,273,367
	電気通信(1.0%)		
29,019	Ei Towers SpA	1.0	168,931,735
	イタリア合計		867,331,929

株数	有価証券の銘柄	純資産比率(%)	公正価値(円)
	ルクセンブルグ(3.4%)		
	クローズド・エンド型ファンド(1.4%)		
	Bilfinger Berger Global Infrastructure SICAV		
1,061,337	SA	1.4	227,431,365
	電気通信(2.0%)		
90,264	SES SA	2.0	342,408,724
	ルクセンブルグ合計		569,840,089
	スペイン(6.0%)		
	電力(2.6%)		
47,025	Red Electrica Corp. SA	2.6	446,761,491
	エンジニアリング・建設(1.8%)		
140,948	Ferrovial SA	1.8	299,905,794
	ガス(1.6%)		
74,713	Enagas SA	1.6	264,315,790
	スペイン合計		1,010,983,075
	英国(12.7%)		
	クローズド・エンド型ファンド(2.3%)		
1,801,927	John Laing Infrastructure Fund, Ltd.	2.3	385,169,301
	ガス(6.2%)		
660,872	National Grid Plc.	6.2	1,043,615,026
	水(4.2%)		
360,983	Pennon Group Plc.	3.0	507,777,250
61,448	Severn Trent Plc.	1.2	205,107,731
	英国合計		712,884,981
	米国(46.9%)		
	電力(4.8%)		
26,700	CMS Energy Corp.	0.5	86,869,882
40,000	Edison International	1.4	245,365,771
99,100	Northeast Utilities	2.9	481,575,301
	米国合計		813,810,954

株数	有価証券の銘柄	純資産比率(%)	公正価値(円)
	米国(続き)		
	ガス(3.7%)		
94,186	NiSource, Inc.	2.5	423,394,422
16,600	Sempra Energy	1.2	191,890,337

615,284,759

パイプライン (38.4%)			
15,341	Access Midstream Partners LP	0.6	107,095,363
72,000	Atlas Pipeline Partners LP	1.7	287,962,533
53,717	Enbridge Energy Management, LLC	1.3	219,259,412
129,900	Enbridge Energy Partners LP	3.3	553,588,422
102,700	Energy Transfer Equity LP	4.1	694,979,570
46,000	Energy Transfer Partners LP	1.9	322,891,614
161,400	Enterprise Products Partners LP	4.2	713,502,339
47,013	Kinder Morgan Management, LLC	2.9	485,540,112
63,382	MarkWest Energy Partners LP	3.2	534,105,520
64,200	ONEOK Partners LP	2.4	394,093,760
75,400	Plains GP Holdings LP Class A	1.5	253,506,237
78,643	Rose Rock Midstream LP	3.0	510,271,891
23,400	Targa Resources Partners LP	1.1	185,712,535
198,400	Williams Cos, Inc.	7.2	1,204,609,038
			6,467,118,346
米国合計			7,896,214,059
普通株式合計 (取得原価 11,291,571,196円)			16,223,754,989

(a) ステープル証券 - ステープル証券は、1つの売却可能な構成単位を形成するために契約上1つまたは複数のその他の有価証券と結び付けられた金融商品の一種です。

2014年9月30日現在のファンドレベルの未決済の先渡為替予約 (純資産の0.9%)

買	相手方	契約金額	決済日	売	契約金額	未実現評価益 (円)	未実現評価 (損) (円)	未実現評価益/ (損)純額 (円)
	Brown Brothers Harriman & Co.	4,241,292	10/03/2014	USD	38,780	-	(12,728)	(12,728)
JPY								
	Brown Brothers Harriman & Co.	190,548	10/03/2014	USD	1,742	-	(572)	(572)
JPY								
	Brown Brothers Harriman & Co.	1,296,826	10/01/2014	JPY	141,000,000	1,258,227	-	1,258,227
USD								
	Brown Brothers Harriman & Co.	1,464,853	10/02/2014	JPY	160,000,000	690,291	-	690,291
USD								
	Brown Brothers Harriman & Co.	1,828,672	10/03/2014	JPY	200,000,000	600,235	-	600,235
USD								

	Brown Brothers Harriman & Co.	80	10/03/2014	JPY	8,800	26	-	26
USD	Brown Brothers Harriman & Co.	27,609	10/07/2014	JPY	3,028,906	-	(270)	(270)
USD	Brown Brothers Harriman & Co.	91,880	10/07/2014	JPY	10,079,921	-	(897)	(897)
USD	Brown Brothers Harriman & Co.	1,319	10/07/2014	JPY	144,727	-	(13)	(13)
USD	Brown Brothers Harriman & Co.	12,749	10/07/2014	JPY	1,398,668	-	(125)	(125)
USD	Brown Brothers Harriman & Co.	21,699	10/07/2014	JPY	2,380,513	-	(212)	(212)
USD	Brown Brothers Harriman & Co.	93,324	10/07/2014	JPY	10,238,284	-	(911)	(911)
USD	Brown Brothers Harriman & Co.	1,631,619	10/07/2014	JPY	179,000,000	-	(15,931)	(15,931)
USD	HSBC Bank Plc.	23,933,636	10/17/2014	EUR	18,482,000	82,815,300	(18,902,388)	63,912,912
USD	HSBC Bank Plc.	20,655,438	10/17/2014	GBP	12,806,000	71,472,061	(82,498,396)	(11,026,335)
USD	HSBC Bank Plc.	12,803,900	10/17/2014	CAD	14,051,000	44,304,127	(18,400,782)	25,903,345
USD	HSBC Bank Plc.	12,811,435	10/17/2014	AUD	13,947,000	68,280,865	-	68,280,865
						269,421,132	(119,833,225)	149,587,907

2014年9月30日現在のAUD建ヘッジの未決済の先渡為替予約(純資産の-1.2%)

買	相手方	契約金額	決済日	売	契約金額	未実現評価益 (円)	未実現評価 (損) (円)	未実現評価益/ (損)純額 (円)
AUD	Brown Brothers Harriman & Co.	2,630,000	10/23/2014	USD	2,290,783	814,507	(87,928)	726,579

	Brown Brothers Harriman & Co.	2,860,000	10/23/2014	USD	2,506,075	-	(850,349)	(850,349)
	Brown Brothers Harriman & Co.	2,110,000	10/23/2014	USD	1,843,929	904,633	(988,174)	(83,541)
	Brown Brothers Harriman & Co.	1,780,000	10/23/2014	USD	1,588,472	-	(3,682,013)	(3,682,013)
	Brown Brothers Harriman & Co.	51,250,000	10/23/2014	USD	46,565,238	-	(197,012,958)	(197,012,958)
	Brown Brothers Harriman & Co.	1,880,000	10/23/2014	USD	1,664,890	-	(2,482,682)	(2,482,682)
						1,719,140	(205,104,104)	(203,384,964)

2014年9月30日現在のBRL建ヘッジの未決済の先渡為替予約(純資産の-3.2%)

買	相手方	契約金額	決済日	売	契約金額	未実現評価 益 (円)	未実現評価 (損) (円)	未実現評価益/ (損)純額 (円)
	HSBC Bank Plc.	182,620,000	10/23/2014	USD	78,953,296	-	(537,199,546)	(537,199,546)

2014年9月30日現在のJPY建ヘッジの未決済の先渡為替予約(純資産の-0.4%)

買	相手方	契約金額	決済日	売	契約金額	未実現評価 益 (円)	未実現評価 (損) (円)	未実現評価益/ (損)純額 (円)
	Brown Brothers Harriman & Co.	2,470,000,000	10/23/2014	USD	23,134,922	-	(67,280,378)	(67,280,378)

2014年9月30日現在のZAR建ヘッジの未決済の先渡為替予約(純資産の-0.1%)

買	相手方	契約金額	決済日	売	契約金額	未実現評価 益 (円)	未実現評価 (損) (円)	未実現評価益/ (損)純額 (円)
	Brown Brothers Harriman & Co.	34,480,000	10/23/2014	USD	3,124,646	-	(9,308,167)	(9,038,167)

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債

純資産比率

合計	(%)	公正価値(円)
普通株式合計	96.4	16,223,754,989
先渡為替予約に係る未実現評価益合計	1.6	271,140,272

先渡為替予約に係る未実現評価損合計	(5.6)	(938,725,420)
現金およびその他の資産(負債控除後)	7.6	1,266,425,863
純資産	100.0	16,822,595,704

通貨の略称:

AUD - オーストラリア・ドル

BRL - ブラジル・レアル

CAD - カナダ・ドル

EUR - ユーロ

GBP - 英ポンド

JPY - 日本円

USD - 米ドル

ZAR - 南アフリカ・ランド

添付の注記は、本財務書類の不可分の一部です。

(2) 財政状態計算書

2015年9月30日現在

(日本円表示)

	2015年9月30日 (円)	2014年9月30日 (円)
資産		
流動資産		
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産(注記2および3)	12,748,950,619	16,494,895,261
現金および現金同等物(注記2.3)	990,817,928	1,128,613,008
以下に関する未収入金:		
有価証券の売却(注記2.6)	226,900	73,479,840
配当金(注記2.10)	25,936,684	33,516,788
受益証券の発行	58,597,080	707,271,019
その他の資産	62,849	103,393
資産合計	13,824,592,060	18,437,879,309
負債		
流動負債		
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債(注記2および3)	334,111,868	938,725,420
以下に関する未払金:		
有価証券の購入(注記2.6)	-	616,758,208
受益証券の償還	62,605,259	4,423,040
投資顧問会社報酬(注記7.5)	46,749,783	42,875,542
管理事務代行会社報酬(注記7.2)	8,057,578	2,448,883
保管受託銀行報酬(注記7.3)	7,644,450	4,526,187
専門家報酬	5,573,298	4,430,345
名義書換代理人報酬(注記7.4)	2,461,933	699,822
受託会社報酬(注記7.1)	1,342,621	396,158
負債(償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産を除きます。)	468,546,790	1,615,283,605

償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産	13,356,045,270	16,822,595,704
----------------------	----------------	----------------

添付の注記は、本財務書類の不可分の一部です。

(3) 包括利益計算書
2015年9月30日終了年度
(日本円表示)

	2015年9月30日 (円)	2014年9月30日 (円)
収益		
受取配当金およびその他の収益(注記2.10)	679,320,071	740,356,421
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債 ならびに外貨建取引に係る実現利益純額(注記2.4および 2.7)	1,569,512,211	5,395,809,660
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債 ならびに外貨換算に係る未実現評価損の純変動額(注記2.4お よび2.7)	(5,136,068,908)	(321,339,542)
(損失)/収益合計	(2,887,236,626)	5,814,826,539
費用		
投資顧問会社報酬(注記7.5)	96,876,292	95,108,118
取引手数料(注記2.11)	39,309,075	30,907,997
管理事務代行会社報酬(注記7.2)	10,116,152	10,461,627
保管受託銀行報酬(注記7.3)	9,375,530	18,530,883
専門家報酬	6,243,427	3,969,172
名義書換代理人報酬(注記7.4)	2,965,368	3,045,380
受託会社報酬(注記7.1)	1,697,706	1,723,805
登録費用	281,389	144,455
その他の費用	14,311	-
費用合計	166,879,250	163,891,437
営業(損失)/利益	(3,054,115,876)	5,650,935,102
金融費用		
償還可能受益証券の保有者に対する分配金(注記2.8)	(1,675,494,289)	(1,847,165,368)
分配金控除後税引前(損失)/利益	(4,729,610,165)	3,803,769,734
税金(注記2.13)	(147,664,380)	(155,851,184)
償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産の営業による (減少)/増加額	(4,877,274,545)	3,647,918,550

添付の注記は、本財務書類の不可分の一部です。

(4) 償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産変動計算書
2015年9月30日終了年度
(日本円表示)

金額(円)

2013年9月30日現在の償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産	22,646,109,353
償還可能受益証券の発行による収入	6,246,436,863
償還可能受益証券の償還	(15,717,869,062)
償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産の営業による増加額	3,647,918,550
2014年9月30日現在の償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産	16,822,595,704
償還可能受益証券の発行による収入	9,034,462,849
償還可能受益証券の償還	(7,623,738,738)
償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産の営業による減少額	(4,877,274,545)
2015年9月30日現在の償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産	13,356,045,270

添付の注記は、本財務書類の不可分の一部です。

(5) キャッシュ・フロー計算書

2015年9月30日終了年度

(日本円表示)

	2015年9月30日 (円)	2014年9月30日 (円)
営業活動によるキャッシュ・フロー：		
償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産の営業による（減少）/増加額	(4,877,274,545)	3,647,918,550
調整：		
受取配当金およびその他の収益	(679,320,071)	(740,356,421)
税金	147,664,380	155,851,184
償還可能受益証券の保有者に対する分配金	1,675,494,289	1,847,165,368
	(3,733,435,947)	4,910,578,681
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債の純減少額	3,141,331,090	5,688,420,771
その他の資産の減少/(増加)額	40,544	(72,978)
有価証券売却未収入金の減少/(増加)額	73,252,940	(73,479,840)
有価証券購入未払金の(減少)/増加額	(616,758,208)	598,983,489
未払費用の増加/(減少)額	16,452,726	(26,695,466)
営業によるキャッシュ	2,614,319,092	6,187,155,976
配当金およびその他の収益の受取額(税金控除後)	539,235,795	602,759,277
営業活動による正味キャッシュ(支出)/収入	(579,881,060)	11,700,493,934
財務活動によるキャッシュ・フロー：		
償還可能受益証券の発行による収入	9,683,136,788	5,624,684,547
償還可能受益証券の償還	(7,565,556,519)	(15,798,222,683)
償還可能受益証券の保有者に対する分配金	(1,675,494,289)	(1,847,165,368)
財務活動による正味キャッシュ収入/(支出)	442,085,980	(12,020,703,504)
現金および現金同等物の純減少額	(137,795,080)	(320,209,570)
現金および現金同等物の期首残高(注記2.3)	1,128,613,008	1,448,822,578
現金および現金同等物の期末残高(注記2.3)	990,817,928	1,128,613,008

添付の注記は、本財務書類の不可分の一部です。

（６）財務書類に対する注記

2015年9月30日終了年度

１．組織

シンコウ・グローバル・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンド（以下「当ファンド」といいます。）は、ケイマン諸島の法律に基づき2011年2月28日に設立されたオープン・エンド型のユニット・トラストであるシンコウ・グローバル・トラスト（以下「当トラスト」といいます。）のシリーズ・トラストであり、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」といいます。）および新光投信株式会社（以下「投資顧問会社」といいます。）が参加しています。当ファンドは、2011年3月10日に営業を開始しました。

当トラストの主たる事務所は、ケイマン諸島、Butterfield House, Fort Street, P.O. Box 2330, George Town, Grand Cayman KY1 - 1106に所在します。

当トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(改正後)(以下「法」といいます。)に基づきミューチュアル・ファンドとして登録されていることから、同法によって規制されています。当トラストは、規制ミューチュアル・ファンドとして、ケイマン諸島の金融当局の監督対象となっています。

当ファンドは、日本円建です。現在、当ファンドにおいて4つのクラスの受益証券、すなわちAUDクラス受益証券、BRLクラス受益証券、JPYクラス受益証券およびZARクラス受益証券が発行可能です。

当ファンド(各クラスに関してではありません。)の第一の投資目的は、米ドルヘッジベースでの正味インカム・リターンだけでなく米ドルヘッジベースでの魅力ある長期正味トータル・リターン(リスク調整後)も求めることです。当ファンド(各クラスに関してではありません。)の第二の目的は、ボラティリティまたは下振れリスクを減少させることと同時に、中期的に参考指数を上回る超過リターンを得ることです。参考指数は、ダウ・ジョーンズ・ブルックフィールド・グローバル・インフラストラクチャー・コンポジット・イールド・インデックス(米ドルヘッジベースに換算)(以下「ベンチマーク」といいます。)です。しかし、投資顧問会社は、その単独裁量により当該参考指数を変更することが認められています。第三の目的は、各クラスの名称に示されているそれぞれの通貨の最大エクスポージャーを維持することです。

本財務書類は、2016年1月29日に受託会社によって公表を許可されました。

２．重要な会計方針

本財務書類の作成に際して適用された主要な会計方針は、以下のとおりです。これらの方針は、別途記載がない限り、首尾一貫して適用されています。

本財務書類は、国際財務報告基準（以下「IFRS」といいます。）に準拠し、取得原価主義に基づき作成されていますが、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債（デリバティブ金融商品を含みます。）の再評価により修正されています。

IFRSに準拠した財務書類の作成には、一定の重要な会計上の見積りの使用が要求され、また、当ファンドの会計方針を適用する過程で経営者は判断を行うことが要求されます。本財務書類に対して仮定および見積りが重要な領域は、注記4に開示されています。

2.1 2014年10月1日から発効した新しい基準および修正 - 2012年10月、IASBは、IFRS第10号「連結財務諸表」、IFRS第12号「他の企業への関与の開示」およびIAS第27号「個別財務諸表」の修正を公表しました。当該修正は、すべての子会社を連結すべきであるというIFRS第10号の原則に対して例外を導入するものです。当該修正は、投資企業を定義し、投資企業である親会社が、特定の子会社を連結するのではなく、当該子会社に対する投資をIFRS第9号「金融商品」（IFRS第9号がまだ適用されていない場合にはIAS第39号「金融商品：認識および測定」）に準拠して純損益を通じて公正価値で測定することを要求しています。これにより、IASBは、投資企業が個別財務諸表においても子会社に対する投資を純損益を通じた公正価値で測定することを要求するようにIAS第27号を修正することを決定しました。IASBは、これに対応して、投資企業の個別財務諸表の開示規定の修正も行いました。ただし、投資企業が唯一の財務諸表として個別財務諸表を作成している場合、投資企業は、子会社への関与に関してIFRS第12号で別途要求されている開示を行うことがなかも適切であるとしています。企業は、2014年1月1日以後開始する年度から当該修正の適用を要求されています。

2011年12月、IASBは、IAS第32号の修正「金融資産と金融負債の相殺」を公表しました。当該修正は、「法的に強制可能な相殺の権利を現在有している」の意味の明確化、および一部の総額決済システムが、純額決済と同等とみなされる場合の明確化を含むものです。当該修正は、2014年1月1日以後開始する事業年度から発

効します。

上記の基準の適用は、当ファンドに重要な影響を及ぼしませんでした。

2.2 当ファンドの財務書類に関係があるが、将来の特定日まで発効しない新しい基準、修正および解釈指針 - IFRS第9号「金融商品」は、2018年1月1日以後開始する年度から発効し、企業がどのように金融資産および金融負債（一部の混合契約を含みます。）を分類および測定すべきかを規定しています。当該基準は、IAS第39号の規定に比べて、金融資産の分類および測定のアプローチを改善し、簡素化しています。金融負債の分類および測定に関するIAS第39号の規定の大半は、そのまま引き継がれました。当該基準は、金融資産の分類に首尾一貫したアプローチを適用し、IAS第39号における金融資産の多数の区分（各々の区分に固有の分類基準がありました。）に代わるものです。当ファンドは金融資産および金融負債（長期および短期の双方）を引き続き純損益を通じて公正価値で測定するものとして分類すると予想されることから、当該基準は、当ファンドの財政状態および業績に重要な影響を及ぼさないと見込まれています。

当ファンドに重要な影響を及ぼすと見込まれる、未発効の基準、解釈指針、または既存の基準の修正は、他にありません。

2.3 現金および現金同等物 - 当ファンドは、現金および満期が3ヶ月以内である短期投資はすべて現金および現金同等物であるとみなしています。2015年および2014年9月30日現在、当ファンドは、現金および現金同等物として以下の残高を保有していました。

	2015年（円）	2014年（円）
外貨	990,817,928	1,128,613,008

2.4 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債

a) 分類

当ファンドは、当初、株式および関連するデリバティブに対する投資を、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産または金融負債に分類しています。

売買目的保有の金融資産または金融負債は、短期間の売却または買戻しを主な目的として取得または発生したものの、または、識別可能な金融投資のポートフォリオの一部を構成し、当該ポートフォリオが一体として運用管理され、かつ最近の実績として短期利益獲得パターンを示す証拠があるものです。デリバティブもまた、売買目的保有の金融資産に分類されます。当ファンドは、いかなるデリバティブも、ヘッジ関係にあるヘッジとして分類していません。

当初、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産または金融負債は、売買目的保有に分類されていないが、運用管理されているものであり、その値動きが当ファンドの文書化された投資戦略に従って公正価値に基づいて評価されています。当ファンドの方針として、投資顧問会社は、その他の関連する財務情報と併せて公正価値ベースのこれらの金融資産についての情報を評価しています。

b) 認識 / 認識中止

投資の通常の購入および売却は、当ファンドが投資の購入または売却を確約した日である取引日に認識されます。投資からのキャッシュ・フローを受け取る権利が消滅したか、または当ファンドが所有に係るすべてのリスクおよび経済価値を実質的に移転した場合、金融資産は認識中止されます。

c) 測定

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債は、当初、公正価値で認識されます。取引費用は、包括利益計算書に費用計上されます。当初認識後、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債はすべて、公正価値で測定されます。「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債」の公正価値の変動により生じた利益および損失は、発生した期間の包括利益計算書に表示されます。

d) 公正価値の見積り

活発な市場で取引される金融商品（市場で取引されるデリバティブおよびトレーディング有価証券等）の公正価値は、報告日の取引時間終了時の市場相場価格に基づきます。公正価値とは、測定日時点で市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格です。市場相場が容易に入手できない投資またはその他の資産は、投資顧問会社が採用した手続き

に従って誠実に算定された公正価値で評価されます。その結果生じた未実現利益および損失は、包括利益計算書の収益の部に反映されます。

2.5 金融商品の相殺 - 金融資産と金融負債は、認識された金額を相殺する法的に強制可能な権利が存在し、かつ、純額で決済するか、または資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図が存在する場合に相殺され、純額で財政状態計算書に報告されます。

2015年および2014年9月30日現在、財政状態計算書において相殺されている金融資産および金融負債はありません。

2.6 有価証券売却未収入金および有価証券購入未払金 - 有価証券売却未収入金および有価証券購入未払金とは、それぞれ、財政状態計算書日現在、約定済であるが、まだ決済も受渡しも行われていない売買取引を表すものです。これらの金額は、当初、公正価値で認識され、その後、公正価値で測定されます。減損に対する引当金は、当ファンドが有価証券売却未収入金を全額回収できない客観的な証拠がある場合に設定されます。ブローカーの著しい財政難、ブローカーが破産または財政再編に陥る可能性が高いこと、および支払不履行は、有価証券売却未収入金の金額が減損している兆候とみなされます。

2.7 外貨換算

a) 機能通貨および表示通貨

当ファンドの投資家は日本の投資家が主であり、償還可能受益証券の募集および償還は日本円建です。当ファンドの業績は日本円で測定され、投資家に報告されます。受託会社は、日本円が、基礎となる取引、事象および状況の経済的効果を最も忠実に表す通貨であると考えています。本財務書類は、当ファンドの機能通貨および表示通貨である日本円で表示されています。

b) 取引および残高

外貨建取引は、取引日現在の実勢為替レートをを用いて機能通貨に換算されます。かかる取引の決済により、および外貨建貨幣性資産・負債の期末為替レートでの換算により生じた為替差損益は、包括利益計算書に認識されます。純損益を通じて公正価値で測定する株式等の非貨幣性金融資産・負債の換算差額は、包括利益計算書において公正価値に係る純利益または純損失に認識されます。

2.8 受益証券保有者に対する分配金 - 受託会社は、毎月第4営業日(以下「分配日」といいます。)に月次分配を行う意向ですが、分配を義務付けられてはいません。受託会社は、投資顧問会社に、投資顧問会社が決定する金額で分配を行う権限を委譲しています。受益証券保有者に対する分配金には、報告対象期間の当ファンドの実現・未実現キャピタル・ゲインの純額に加えて、利益の全額または一部を含めることが可能です。さらに、投資顧問会社は、当ファンドの分配金の合理的水準を維持するために必要であると考えた場合には、当ファンドの自己資本から分配金を支払うことも可能です。

分配金は、通常、適切な分配基準日に登録されている受益証券の名義人に対し、該当する分配日または受託会社が決定したその他の日から4営業日以内に支払われます。

2015年9月30日終了年度に支払われた分配金は以下のとおりです。

	純利益、キャピタル・ゲイン および自己資本からの分配金(円)	分配率(円)
AUDクラス	693,577,816	0.1200
BRLクラス	899,022,551	0.1334
JPYクラス	63,968,737	0.0414
ZARクラス	18,925,185	0.0872
	1,675,494,289	0.3820

2014年9月30日終了年度に支払われた分配金は以下のとおりです。

	純利益、キャピタル・ゲイン および自己資本からの分配金(円)	分配率(円)
AUDクラス	295,558,531	0.0965

B R Lクラス	1,404,317,753	0.1329
J P Yクラス	90,835,577	0.0396
Z A Rクラス	56,453,507	0.0877
	<u>1,847,165,368</u>	<u>0.3567</u>

2.9 償還可能受益証券 - 償還可能参加型受益証券は、受益証券保有者の選択により償還可能です。

当ファンドは、プッタブル金融商品をIAS第32号（修正）「金融商品：表示」に従って負債に分類しています。当該修正は、金融負債の定義に合致するプッタブル金融商品を、一定の厳密な基準を満たす場合には資本に分類するよう求めています。それらの基準には、以下が含まれます。

- ・当該プッタブル金融商品が、純資産の比例持分に対する権利を保有者に与えること。
- ・当該プッタブル金融商品が、最劣後クラスであり、かつ、クラスの特徴が同一であること。
- ・発行者の買戻し義務を除いて、現金または他の金融資産を引き渡す契約上の義務がないこと。
- ・当該プッタブル金融商品の存続期間にわたって当該金融商品からの予想キャッシュ・フロー合計額が、実質的に発行者の利益または損失に基づいていること。

各受益証券クラスが同一の特徴を有していないため、これらの条件は満たされませんでした。

受益証券は、当ファンドの純資産額の比例持分に相当する現金と引き換えに、いつでも当ファンドに対する償還請求が可能です。償還可能受益証券は、受益証券保有者が当ファンドに対する受益証券の償還請求の権利を行使した場合に財政状態計算書日現在支払われるべき償還金額で計上されます。

償還可能受益証券は、保有者の選択により、発行時または償還時の当ファンドの受益証券1口当たり純資産額に基づく価格で発行および償還されます。当ファンドの受益証券1口当たり純資産額は、償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産を、発行済償還可能受益証券の合計口数で除することにより算出されます。

2.10 受取配当金 - 受取配当金は、支払を受ける権利が確定したときに認識されます。関連する未収入金は、当初、公正価値で計上され、その後、帳簿価額で測定されます。

2.11 取引手数料 - 取引手数料とは、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産または金融負債の取得または処分のために負担した費用です。取引費用は、発生時に、包括利益計算書に費用として認識されます。2015年および2014年9月30日終了年度において、当ファンドはそれぞれ39,309,075円および30,907,997円の取引手数料を支払いました。

2.12 未払費用 - 未払費用は、当初、公正価値で認識され、その後、償却原価で計上されます。

2.13 課税 - 当トラストは、2061年2月28日まで当トラストが現地における収益、利益およびキャピタル・ゲインに係る税金をすべて免除されるという保証をケイマン諸島政府から受けています。現時点で、ケイマン諸島においてそのような税金は課せられていません。

当ファンドは、現在、投資収益およびキャピタル・ゲインに対し特定の国が課した源泉税を負担しています。それらの収益または利益は、包括利益計算書に源泉税込みの総額で計上されます。源泉税は、包括利益計算書に独立項目として示されています。

2015年および2014年9月30日終了年度において、税金残高の内訳は、以下のとおりでした。

	2015年（円）	2014年（円）
配当に係る源泉徴収税	147,664,380	155,851,184

当ファンドは、ケイマン諸島以外の国々に住所を定める有価証券に投資しています。これらの外国の多くに、当ファンドを含む非居住者に対するキャピタル・ゲイン税の適用の可能性を示す税法が存在します。このようなキャピタル・ゲイン税は、申告納税に基づいた算定が要求されることから、「源泉徴収」ベースで当ファンドのプロカーが控除することはできません。

IAS第12号 - 「法人所得税」に従って、関係する税務当局があらゆる事実および状況を十分に認識していると仮定して、諸外国の税法によりそれらの外国を源泉とする当ファンドのキャピタル・ゲインについて税金負債の算定が要求される可能性が高い場合、当ファンドは、税金負債を認識する必要があります。そして、税金負債は、報告期間の末日までに制定されている、または実質的に制定されている税法および税率を使用して、関係する税務当局への納付が予想される金額（および支払遅延による利息または加算税）で測定されます。制定さ

れている税法がオフショアの投資ファンドに適用される方法については、時として不確実性が存在します。このことは、税金負債が最終的に当ファンドによって納付されるかどうかについての不確実性を生み出します。従って、不確実な税金負債を測定する場合、経営者は、納付の見込みに影響を与える可能性があり、その時点で入手可能な関連する事実および状況（関係する税務当局の公式または非公式の慣行を含みます。）をすべて考慮します。

2015年および2014年9月30日現在、受託会社は、当ファンドには、添付の財務書類において未認識タックス・ベネフィットに関して計上すべき負債はなかったと判断しています。これは受託会社の最善の見積りですが、外国の税務当局が、当ファンドが稼得したキャピタル・ゲインに対し税金の徴収を図る可能性は残っています。このことは、事前予告なしに、場合によっては遡及ベースで発生し、その結果、当ファンドに相当な損失が生じる可能性があります。

2.14 損失補償 - 受託会社および投資顧問会社は当ファンドのために様々な損失補償が含まれた特定の契約を締結しています。これらの取決めに基づく当ファンドの最大エクスポージャーは不明です。しかし、当ファンドには、これまでにこれらの契約に拠る損失の賠償請求はなく、損失のリスクはほとんどないと予想されます。

3. 金融リスク

3.1 金融リスクの要因 - 当ファンドは、その活動により、様々な金融リスク、すなわち市場リスク（為替リスク、公正価値金利リスク、キャッシュ・フロー金利リスク、および価格リスクを含みます。）、信用リスク、および流動性リスクにさらされています。これらのリスク管理は、投資顧問会社が行っています。当ファンドは、種々の方法を用いて、当ファンドがさらされている様々な種類のリスクを測定および管理しています。これらの方法は、以下の説明のとおりです。当ファンドの全般的なリスク管理プログラムは、当ファンドがさらされているリスクの水準に対し得られるリターンを最大化すること、および当ファンドの財務業績に対する潜在的な不利な影響を最小化することを目指しています。当ファンドの方針により、当ファンドがデリバティブ金融商品を利用して、一部のリスク・エクスポージャーの緩和および創出の双方を行うことを可能にしています。

3.2 市場リスク - 当ファンドは、株式市場の短期的な市場変動を利用して、上場・店頭金融商品のポジションを建て、金融商品取引を行っています。

当ファンドの市場リスクは、2つの主要な構成要素の影響を受けています。すなわち、実際の価格および為替レートの変動です。非貨幣性金融商品（資本性有価証券等）が日本円以外の通貨建てである場合、その価格は、当初、外貨で表示された後に日本円に換算され、為替レートの変化によっても変動します。

当ファンドの市場価格リスクは、投資ポートフォリオの分散化によって管理されています。当ファンドは、主として、世界各国に上場しているインフラ株式およびその他のインフラ関連証券に対して、分散された市場にわたって投資を行っています。当ファンドは、単一の企業の株式に対する投資を、その企業の発行済株式の半分未満に制限する方針です。当ファンドの資産に係るすべての内在する米ドル以外の為替エクスポージャーは、合理的に可能な限り、対米ドルでヘッジされています。

当ファンドは、投資ポートフォリオとベンチマークの構成との比較によって、価格リスクに対するエクスポージャーを管理しています。2015年9月30日以前、評価にはベンチマークと比較した上での当ファンドのリターンおよびベータ値を含みましたが、ファンドのリターンは一般的にベンチマークをたどることが予想されることから、ベータ相関は評価から削除されました。2014年9月30日現在、ベータ値は考慮されていませんでしたが、他のすべての変数が不変ならば、償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産は約4,004,022,731円それぞれ増加または減少していました。評価方法の変化は、分析の結果に重要な影響を与えません。

2015年9月30日現在、ベンチマークが6.65%上昇または下落したと仮定した場合、他のすべての変数が不変ならば、これにより償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産は約823,916,022円それぞれ増加または減少していました。

2014年9月30日現在、ベンチマークが24.68%上昇または下落したと仮定した場合、他のすべての変数が不変ならば、これにより償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産は約3,763,781,367円それぞれ増加または減少していました。

表示されている感応度分析は、2015年および2014年9月30日現在のポートフォリオ構成およびベンチマークパフォーマンスに基づいています。当ファンドの投資ポートフォリオの構成、およびそれとベンチマークとの相関は、時の経過とともに変化すると予想されます。従って、2015年および2014年9月30日現在作成された感応度分析は、ベンチマークの水準の将来の変動が当ファンドの資本に及ぼす影響を必ずしも示していません。

3.3 金利リスク - 当ファンドの金融資産および金融負債の大半は、無利子です。当ファンドが保有する有利子資産は、満期日が報告日から1ヶ月未満の現金および現金同等物から成ります。その結果、当ファンドは、市場金利の実勢水準の変動による重要なリスクを被ることはありません。

3.4 為替リスク - 当ファンドが投資する有価証券およびその他の金融商品は、当ファンドの機能通貨以外の通貨建であるか、機能通貨以外の通貨で値付けされることがあります。このため、為替レートの変動が、当ファンドのポートフォリオの価値に影響を及ぼす可能性があります。一般的に、当ファンドの機能通貨の価値が他通貨に対して上昇した場合、当該通貨は当ファンドの機能通貨への換算の際に価値が減少するため、その通貨建の有価証券の価値は減少します。逆に、当ファンドの機能通貨の価値が他通貨に対して下落した場合、その通貨建の有価証券の価値は増加します。このリスクは一般的に「為替リスク」として知られており、当ファンドの機能通貨が弱い場合、投資家へのリターンを増加させる可能性があります。当ファンドの機能通貨が強い場合、それらのリターンを減少させる可能性があることを意味します。

米ドルのエクスポージャーを減らし、各クラスの名称に示されている通貨のエクスポージャーを増やすことによって、個別の為替オーバーレイ戦略が各クラスで実行されています。このオーバーレイ戦略により、各クラスの正味為替エクスポージャーは、各クラスの名称に示されている通貨のほぼ100%になると見込まれます。

以下の表は、2015年および2014年9月30日現在の為替リスクに対する当ファンドのエクスポージャー（貨幣性および非貨幣性項目の双方を含みます。）の要約です。

2015年9月30日 現在		現金および 現金同等物 (円)	純損益を通じて公 正価値で測定する		その他の資産 および その他の負債		純額 (円)
			金融資産 (円)	先渡為替予約*	(円)	(円)	
オーストラリア・ドル	AUD	-	1,528,955,468	5,823,642,620	4,788,315	7,357,386,403	
ブラジル・リアル	BRL	5,674,772	138,401,922	3,329,995,429	(22,826,551)	3,451,245,572	
カナダ・ドル	CAD	1,896	1,928,633,429	(2,100,732,274)	6,324,488	(165,772,461)	
ユーロ	EUR	102	2,170,750,774	(2,174,197,861)	-	(3,446,985)	
英ポンド	GBP	-	1,583,441,231	(1,523,939,064)	14,182,468	73,684,635	
米ドル	USD	985,141,158	5,039,531,797	(5,577,218,156)	(19,354,210)	428,100,589	
南アフリカ・ランド	ZAR	-	-	120,573,436	-	120,573,436	
		990,817,928	12,389,714,621	(2,101,875,870)	(16,885,490)	11,261,771,189	
日本円	JPY	-	-	2,127,000,000	(32,725,919)	2,094,274,081	
		990,817,928	12,389,714,621	25,124,130	(49,611,409)	13,356,045,270	

* 先渡為替予約の為替リスク総額は想定元本を表示しています。

2014年9月30日 現在		現金および 現金同等物 (円)	純損益を通じて公 正価値で測定する		その他の資産 および その他の負債		純額 (円)
			金融資産 (円)	先渡為替予約**	(円)	(円)	
オーストラリア・ドル	AUD	-	1,566,065,033	(75,742,172)	418,211,180	1,908,534,041	
ブラジル・リアル	BRL	-	-	(399,503,298)	16,189,461	(383,313,837)	
カナダ・ドル	CAD	-	1,609,182,529	(18,400,782)	(162,185,422)	1,428,596,325	
ユーロ	EUR	-	2,783,192,695	(18,902,388)	(111,642,305)	2,652,648,002	
英ポンド	GBP	-	2,369,100,673	(82,498,396)	24,744,769	2,311,347,046	
米ドル	USD	1,128,613,008	7,896,214,059	(69,646,447)	(7,013,871)	8,948,166,749	

南アフリカ・ラ ンド	ZAR	-	-	(2,891,665)	-	(2,891,665)
		1,128,613,008	16,223,754,989	(667,585,148)	178,303,812	16,863,086,661
日本円	JPY	-	-	-	(40,490,957)	(40,490,957)
		1,128,613,008	16,223,754,989	(667,585,148)	137,812,855	16,822,595,704

* * 先渡為替予約の為替リスク総額は未実現純利益 / (損失) であり、想定元本は含まれていません。想定元本は投資明細表に開示されています。

以下の表は、2015年および2014年9月30日現在、為替変動の変化に対する当ファンドの資産および負債の感応度の要約です。当該分析は、他のすべての変数が不変として、関連する為替レートが対日本円で以下の表に開示されているパーセンテージだけ上昇 / 下落したという仮定に基づいています。これは、投資顧問会社による為替レートの合理的な可能性のある変動の最善の見積りを表しており、それらのレートのヒストリカル・ボラティリティを考慮しています。償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産の増加または減少は、主として、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産・負債に分類される資本性有価証券の公正価値の変動により生じます。

	2015年の 為替レートの合理的 な可能性のある変動		ファンドの 純資産に与える影響 (円)		各クラスの純資産 に与える影響 (円)
通貨					
AUD	+/-14%	+/-	3,680,857	+/-	1,079,171,775 (1)
BRL	+/-53%	+/-	6,044,570	+/-	1,927,821,138 (2)
CAD	+/-10%	+/-	20,325,697	+/-	-
EUR	+/-3%	+/-	1,658,981	+/-	-
GBP	+/-2%	+/-	691,263	+/-	-
USD	+/-9%	+/-	1,162,842,135	+/-	1,136,580,383 (3)
ZAR	+/-14%	+/-	-	+/-	17,023,037 (4)

(1) AUDクラスのみの影響

(2) BRLクラスのみの影響

(3) AUDクラス、BRLクラス、JPYクラスおよびZARクラスに影響

(4) ZARクラスのみの影響

	2014年の 為替レートの合理的 な可能性のある変動		ファンドの 純資産に与える影響 (円)		各クラスの純資産 に与える影響 (円)
通貨					
AUD	+/-4%	+/-	24,935,261	+/-	243,535,520 (1)
BRL	+/-3%	+/-	485,684	+/-	255,640,869 (2)
CAD	+/-3%	+/-	2,607,085	+/-	-
EUR	+/-5%	+/-	6,460,000	+/-	-
GBP	+/-11%	+/-	21,969,378	+/-	-
USD	+/-11%	+/-	1,765,446,246	+/-	1,915,762,601 (3)
ZAR	+/-0%	+/-	-	+/-	336,273 (4)

(1) AUDクラスのみの影響

(2) BRLクラスのみの影響

(3) AUDクラス、BRLクラス、JPYクラスおよびZARクラスに影響

(4) ZARクラスのみの影響

3.5 信用リスク - 当ファンドは、信用リスクに対するエクスポージャーを引き受けています。信用リスクと

は、相手方が期日に全額を支払うことができなくなるリスクです。該当がある場合、財政状態計算書日までに発生している損失に対して減損引当金が引き当てられます。

上場有価証券取引はすべて、承認されたブローカーを利用して受渡し時に決済/支払が行われます。ブローカーが支払を受領した場合にのみ売却有価証券の受渡しが行われることから、債務不履行のリスクは最小限であると考えられます。購入時の支払は、ブローカーが有価証券を受領した場合には行います。当事者の一方が債務を履行できなくなった場合、売買はフェイル(fail)することとなります。

投資顧問会社は、当ファンドの信用ポジションを継続的に監視しています。

2015年および2014年9月30日現在、全金融資産の信用リスクに対する最大エクスポージャーは、財政状態計算書に示されている帳簿価額です。これらの資産はいずれも減損しておらず、期日も経過していません。当ファンドの有価証券取引に関する決済および預託業務は、優良ブローカー1社、すなわちブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーに主に集中しています。2015年および2014年9月30日現在、実質的に、現金および現金同等物、ブローカーに対する債権残高、ならびに投資はすべて、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーに保管されています。当ファンドの信用リスクの上場デリバティブおよび取引相手方は、投資明細表を参照してください。

3.6 流動性リスク - 流動性リスクとは、金融負債に関連する債務を履行するにあたり、当ファンドが困難に直面するリスクです。

当ファンドは、日々、償還可能受益証券の償還を行っています。そのため、当ファンドは重要な流動性リスクにさらされています。当ファンドは、資産の大部分を活発な市場で取引され容易に処分可能な有価証券に投資することによって、このリスクを管理していますが、かかる流動性条件が将来常に存在するという保証はありません。

買戻しに関して、最低額および最高額の制限はありません。しかし、かかる一部買戻しによって関連するクラスにおける関連する受益証券保有者の残りの保有高が100,000米ドル相当の日本円または当該クラスの受益証券の最低価値(時として受託会社が定める場合もあります。)を下回るようなことがなければ、いかなるクラスの受益証券の保有高の一部買戻しも実施が可能です。

また当ファンドは、先渡為替予約に関連する契約上の現金支出に関連する流動性リスクも有しています。しかし、投資明細表に表示されているとおり、当該現金支出は先渡為替予約の別の側面から純額ベースで管理されています。

以下の表は、2015年および2014年9月30日現在の当ファンドの流動性リスクに対するエクスポージャーの要約です。

	1ヶ月未満 (円)	1 - 3ヶ月 (円)	3ヶ月超 (円)	合計 (円)
2015年9月30日現在				
以下に関する債務：				
受益証券の償還	62,605,259	-	-	62,605,259
投資顧問会社報酬	46,749,783	-	-	46,749,783
管理事務代行会社報酬	8,057,578	-	-	8,057,578
保管受託銀行報酬	7,644,450	-	-	7,644,450
専門家報酬	5,573,298	-	-	5,573,298
名義書換代理人報酬	2,461,933	-	-	2,461,933
受託会社報酬	1,342,621	-	-	1,342,621
契約上の現金支出 (決済されたデリバティブを除きます。)	134,434,922	-	-	134,434,922

	1ヶ月未満 (円)	1 - 3ヶ月 (円)	3ヶ月超 (円)	合計 (円)
2014年9月30日現在				
以下に関する債務：				
有価証券の購入	616,758,208	-	-	616,758,208
受益証券の償還	4,423,040	-	-	4,423,040
投資顧問会社報酬	42,875,542	-	-	42,875,542
保管受託銀行報酬	4,526,187	-	-	4,526,187

専門家報酬	4,430,345	-	-	4,430,345
管理事務代行会社報酬	2,448,883	-	-	2,448,883
名義書換代理人報酬	699,822	-	-	699,822
受託会社報酬	396,158	-	-	396,158
契約上の現金支出 (決済されたデリバティブを除きます。)	676,558,185	-	-	676,558,185

償還可能受益証券は、保有者の選択により請求があり次第、償還されます。しかし、受託会社は、これらの金融商品の保有者が通常、中長期にわたってそれらを保有し続けることから、開示されているこの契約上の満期は実際の現金支出を表さないと予測しています。

2015年9月30日現在、3名の受益証券保有者が当ファンドの償還可能受益証券の100%を保有しており、2014年9月30日現在、4名の受益証券保有者が当ファンドの償還可能受益証券の100%を保有していました。

投資顧問会社は、当ファンドの流動性ポジションを継続的に監視しています。

以下の表は、2015年および2014年9月30日現在の総額決済される当ファンドのデリバティブ金融商品の分析です。それらの契約上の満期は、当ファンドの投資戦略に基づいたキャッシュ・フローの時期の理解に不可欠であるとみなされます。表に開示されている金額は、割引前のキャッシュ・フローです。割引の影響額に重要性がないため、12ヶ月以内に満期を迎える残高は、帳簿価額に等しいです。

	1ヶ月未満 (円)	1 - 3ヶ月 (円)	3ヶ月超 (円)	合計 (円)
2015年9月30日現在				

総額決済デリバティブ

先渡為替予約

- 支出	22,845,456,272	-	-	22,845,456,272
- 流入	22,870,580,402	-	-	22,870,580,402

	1ヶ月未満 (円)	1 - 3ヶ月 (円)	3ヶ月超 (円)	合計 (円)
2014年9月30日現在				

総額決済デリバティブ

先渡為替予約

- 支出	25,996,147,919	-	-	25,996,147,919
- 流入	25,328,562,772	-	-	25,328,562,772

3.7 自己資本リスク管理 - 当ファンドの自己資本は、償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産です。償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産の金額は、当ファンドが受益証券保有者の判断による購入申込および償還請求を日々受けるため、日次ベースで著しく変動する可能性があります。当ファンドの自己資本管理の目的は、受益証券保有者にリターンを、その他の利害関係者に利益を提供するために、継続企業として存続する当ファンドの能力を保全すること、ならびに、当ファンドの投資活動の進展を支えるために、強固な自己資本基盤を維持することです。自己資本構成を維持または調整するために、当ファンドは以下を実施する方針です。

- ・流動資産と比較して日々の購入申込および償還請求の水準を監視し、当ファンドが償還可能受益証券の保有者に対して支払う分配金の金額を調整します。
- ・当ファンドの規約文書に従って、償還および新規受益証券の発行を行います。

受託会社および投資顧問会社は、償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産の価値に基づき、自己資本を監視しています。

3.8 損失補償リスク - 受託会社、投資顧問会社およびその他の当事者またはそれらの代理人、社長、役員、社

員および関係者は、一定の状況下において、当ファンドの資産から損失補償を受ける資格を有しており、それにより、受益証券1口当たり純資産が減少する結果となる可能性があります。

3.9 決済リスク - 特定の海外市場における決済および清算の手続きは、米国、欧州連合および日本におけるそれらと大きく異なります。海外における決済および清算の手続きまたは取引規則はまた、有価証券の支払または受渡の遅延など、米国投資における決済においては一般的でない特定のリスクを伴うことがあります。時として、特定の海外諸国における決済は、有価証券取引の件数に対応できなくなることがありました。これらの問題は、投資顧問会社が当ファンドの口座における取引の実行を困難にすることがあります。投資顧問会社が有価証券の購入の決済を行うことができない、または決済が遅延する場合は、投資顧問会社は魅力的な投資機会を逃すことがあり、当ファンドの資産の一定分が、その後一定期間収益なしのまま投資されないこととなる場合があります。

投資顧問会社が有価証券の売却の決済を行うことができない、または決済が遅延し、その後当該有価証券の価値が減少した場合、当ファンドは現金を失うことがあります。また、投資顧問会社が別の相手方に有価証券を売却する契約をしていた場合、当ファンドは発生した損失に対して責任を負うこともあります。

3.10 デリバティブ - 投資顧問会社は、当ファンドの投資をヘッジするため、または当ファンドの収益の向上を追求するために、デリバティブ商品を利用することがあります。デリバティブは、その他の種類の金融商品より短時間で効率的に当ファンドのリスク・エクスポージャーを増加または減少させることが可能です。デリバティブは変動性が高く、以下の重大なリスクを伴います。

- ・信用リスク - デリバティブ取引における取引相手方（取引の相手側の当事者）が当ファンドに対する金融上の義務を履行することができなくなるリスク。
- ・レバレッジリスク - 相対的に小さな市場の動きが投資価値の大きな変動を引き起こす特定の種類の投資または取引戦略に係るリスク。レバレッジを伴う特定の投資または取引戦略は、当初投資していた金額を大きく越える損失を引き起こすことがあります。
- ・流動性リスク - 特定の有価証券は、売り手が望むタイミングまたは売り手が当該有価証券の実勢価値と考える価格で売却することが困難または不可能となることがあるリスク。

投資顧問会社は、予定ヘッジを含む当ファンドのヘッジ目的のために、デリバティブを利用することがあります。ヘッジは、投資顧問会社が他のファンドの保有に関連するリスクを相殺するためにデリバティブを利用する戦略です。

ヘッジは損失を減少させることができる一方で、市場の動きが投資顧問会社の予想と異なる場合、またはデリバティブの費用がヘッジの利益を上回る場合、利益を減少または消失させることもあり、また、損失を引き起こすこともあります。デリバティブの価値の変動が、投資顧問会社が予想したヘッジ対象の保有資産の価値の変動と合致せず、かかる場合、ヘッジ対象の保有資産の損失は減少せず、増加することもあるというリスクをヘッジは伴っています。当ファンドのヘッジ戦略がリスクを減少させる、あるいは、ヘッジ取引が利用可能または費用対効果が高いという保証はありません。投資顧問会社は、当ファンドにヘッジを利用することを要求されず、そうしないことを選択することもあります。投資顧問会社は、当ファンドの収益の向上を追求するためにデリバティブを利用することがあることから、かかる投資により、当ファンドは、投資顧問会社がヘッジ目的のためだけにデリバティブを利用する場合よりも大きい割合で上記のリスクにさらされることとなります。収益の向上を追求するためのデリバティブの利用は、投機的と見なされることがあります。

3.11 取引相手方およびブローカーのリスク - 投資顧問会社またはその代理人が、当ファンドの口座のために取引または投資する金融機関および取引相手方（銀行およびブローカー業務企業を含みます。）は、財政的な困難に直面し、当ファンドに関して負っている各々の債務の履行を怠ることがあります。

かかる債務不履行はいずれも当ファンドに重大な損失をもたらす可能性があります。さらに、投資顧問会社は、特定の取引を確保するために、取引相手方に当ファンドの口座の担保を差し出すこともあります。

当ファンドは、各取引相手方とマスター・ネットリング契約を締結することにより、取引相手方の信用リスクに対するエクスポージャーの軽減に努めています。マスター・ネットリング契約が締結されている場合、当ファンドは、取引相手方の信用度が一定水準より下落した時点で、かかる契約に基づき行われた取引をすべて終了させる権利が与えられます。マスター・ネットリング契約によって、各当事者は、他の当事者の債務不履行発生時または契約終了時に、かかる契約に基づき行われた取引をすべて終了させ、各取引における債務の金額を相殺してある当事者から他方の当事者への未払金にまとめる権利が与えられます。店頭デリバティブに関連した取引相手方の信用リスクによる当ファンドの最大損失リスクは、一般的に、未実現評価益と取引相手方

の未払額の合計が、取引相手方が当ファンドに差し入れた担保を超過する金額です。当ファンドは、店頭デリバティブの取引相手方のために、未決済のデリバティブ契約に係る各取引相手方の未実現評価益以上の金額(特定の最低移転条項の対象となっています。)の担保の差入れを求められることがあり、そのような差入担保があれば、投資明細表において識別されます。

2015年9月30日現在、当ファンドのデリバティブ資産およびデリバティブ負債は、以下のとおりでした。

デリバティブ資産		認識された資産の総額(円)	財政状態計算書で相殺された総額(円)	財政状態計算書に表示された純額(円)
先渡為替予約		359,235,998	-	359,235,998
		359,235,998	-	359,235,998

財政状態計算書で相殺されない総額					
デリバティブ資産	取引相手方	財政状態計算書に表示された資産の純額(円)	金融商品(円)	差入担保現金(円)	純額(円)
先渡為替予約	Brown Brothers				
	Harriman & Co.	92,705,101	(92,705,101)	-	-
	HSBC Bank Plc	265,937,950	(225,356,307)	-	40,581,643
	Westpac Banking Corp.	592,947	(592,947)	-	-
		359,235,998	(318,654,355)	-	40,581,643

デリバティブ負債		認識された負債の総額(円)	財政状態計算書で相殺された総額(円)	財政状態計算書に表示された純額(円)
先渡為替予約		(334,111,868)	-	(334,111,868)
		(334,111,868)	-	(334,111,868)

財政状態計算書で相殺されない総額					
デリバティブ負債	取引相手方	財政状態計算書に表示された負債の純額(円)	金融商品(円)	差入担保現金(円)	純額(円)
先渡為替予約	Brown Brothers				
	Harriman & Co.	(103,553,112)	92,705,101	-	(10,848,011)
	HSBC Bank Plc	(225,356,307)	225,356,307	-	-
	Westpac Banking Corp.	(5,202,449)	592,947	-	(4,609,502)
		(334,111,868)	318,654,355	-	(15,457,513)

2014年9月30日現在、当ファンドのデリバティブ資産およびデリバティブ負債は、以下のとおりでした。

デリバティブ資産		認識された資産の総額(円)	財政状態計算書で相殺された総額(円)	財政状態計算書に表示された純額(円)
先渡為替予約		271,140,272	-	271,140,272
		271,140,272	-	271,140,272

財政状態計算書で相殺されない総額					
------------------	--	--	--	--	--

デリバティブ資産	取引相手方	財政状態計算書に表示された資産の		差入担保現金*	
		純額（円）	金融商品（円）	金*（円）	純額（円）
先渡為替予約	Brown Brothers				
	Harriman & Co.	4,267,919	(4,267,919)	-	-
	HSBC Bank Plc	266,872,353	(266,872,353)	-	-
		271,140,272	(271,140,272)	-	-

デリバティブ負債	認識された負債の総額（円）	財政状態計算書で相殺された総額（円）	財政状態計算書に表示された純額（円）
先渡為替予約	(938,725,420)	-	(938,725,420)
	(938,725,420)	-	(938,725,420)

財政状態計算書で相殺されない総額

デリバティブ負債	取引相手方	財政状態計算書に表示された負債の		差入担保現金*	
		純額（円）	金融商品（円）	金*（円）	純額（円）
先渡為替予約	Brown Brothers				
	Harriman & Co.	(281,724,308)	4,267,919	-	(257,456,389)
	HSBC Bank Plc	(657,001,112)	266,872,353	-	(390,128,759)
		(938,725,420)	271,140,272	-	(667,585,148)

*実際の差入 / (受入)担保は、上記の表に開示されている金額を上回ることがあります。

3.12 保管受託銀行のリスク - 受託会社も、投資顧問会社も、当ファンドの保有有価証券すべての保管を管理していません。保管受託銀行として業務を行うために選ばれた、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「保管受託銀行」といいます。）、または他の銀行やブローカー業務企業は破綻する可能性があり、そのことにより、当ファンドは、それらの保管受託銀行が保有するファンドまたは有価証券のすべてまたは一部を喪失する可能性があります。

3.13 公正価値の見積り - 活発な市場で取引される金融資産および金融負債（公的市場で取引されるデリバティブおよびトレーディング有価証券等）の公正価値は、期末日における取引時間終了時の市場相場価格に基づきます。2013年1月1日より前においては、当ファンドが保有する金融資産に用いられた市場相場価格は直近の買呼値、金融負債の市場相場価格は直近の売呼値でした。当ファンドは、2013年1月1日からIFRS第13号「公正価値測定」を適用し、金融資産と金融負債の双方に関して最後に取引された市場価格を用いるように公正価値評価のインプットを変更しました。市場相場が容易に入手できない投資またはその他の資産は、投資顧問会社からの助言を得て受託会社が採用した手続きに従って誠実に算定された公正価値で評価されます。

活発な市場とは、資産または負債の取引が、継続的に価格決定の情報を提供するのに十分な頻度と量で行われている市場です。

活発な市場で取引されていない金融資産および金融負債の公正価値は、評価技法を用いて算定されます。当ファンドは、種々の方法を用いて、各年度末日現在の市況に基づいた仮定を行います。オプション、通貨スワップ、およびその他の店頭デリバティブ等、標準化されていない金融商品に関して用いられる評価技法には、比較可能な最近の独立第三者間取引の利用、実質的に同じ他の金融商品の参照、割引キャッシュ・フロー分析、オプション価格算定モデル、および市場参加者が一般に用いている市場のインプットを最大限に利用し企業固有のインプットには可能な限り依存しないその他の評価技法が含まれます。特定の金融資産は投資顧問会社により償却原価で評価され、その帳簿価額は公正価値の合理的な近似値とみなされています。

活発な市場がない金融商品について、当ファンドは、内部で開発したモデルを用いることがあります。これらのモデルは通常、業界内で標準であると一般に認められている評価方法・技法に基づきます。評価モデルは、主として、事業年度において市場が活発でなかったかまたは活発ではない、非上場の株式、債券、およびその他の負債性金融商品の評価に用いられます。これらのモデルへのインプットの一部は、市場が観測可能で

ないことがあるため、仮定に基づいて見積りが行われます。

モデルのアウトプットは常に、確実に算定することができない価値の見積りまたは近似値となります。使用される評価技法は、当ファンドの保有ポジションに関連するすべての要素を完全に反映していない場合があります。従って、評価額は、追加要素（モデル・リスク、流動性リスク、および相手方リスクを含みます。）を考慮に入れて、適宜調整されます。

その他の債権および債務の帳簿価額（減損引当金控除後）は、公正価値に近似しているとみなされています。開示目的上、金融負債の公正価値は、当ファンドが入手可能な、類似した金融商品の期末の市場金利で、契約上の将来キャッシュ・フローを割り引くことによって見積られます。

公正価値ヒエラルキーには、以下のレベルがあります。

- ・レベル1 インプットは、企業が測定日にアクセス可能な同一の資産または負債に関する活発な市場における（無調整の）相場価格です。
- ・レベル2 インプットは、当該資産または負債について直接的にまたは間接的に観察可能な、レベル1に含まれる相場価格以外のインプットです。
- ・レベル3 インプットは、当該資産または負債についての観察不能なインプットです。レベル3に分類される投資は、取引の頻度が低いため、重要な観察不能なインプットを伴います。

公正価値測定が全体として区分される公正価値ヒエラルキーのレベルは、その公正価値測定の全体にとって重要な最も低いレベルのインプットに基づいて決定されます。この目的上、インプットの重要性は、その公正価値測定の全体に対して評価されます。公正価値測定が、観察不能なインプットに基づく重要な調整を要する観察可能なインプットを使用している場合には、その測定はレベル3の測定です。公正価値測定の全体にとっての特定のインプットの重要性の評価は、当該資産または負債に固有の要素を考慮しながら、判断を必要とします。

何が「観察可能」であるかの決定は、当ファンドによる重要な判断が必要です。当ファンドは、容易に入手可能な、定期的に頒布または更新される、信頼できかつ検証可能な、独占的でない、および関連する市場に積極的に関与している独立した情報源によって供給される市場データを、観察可能なデータとみなしています。

以下は、2015年9月30日現在、当ファンドの金融資産および金融負債を評価する際に用いたインプットに従った公正価値評価の要約です。

	同一の投資について の活発な市場におけ る（無調整の）相場 価格 （レベル1） （円）	その他の重要な 観察可能な インプット （レベル2） （円）	重要な観察不能な インプット （レベル3） （円）	2015年9月30日 現在公正価値 （円）
金融資産				
商業サービス	646,326,115	-	-	646,326,115
電力	2,558,636,594	-	-	2,558,636,594
エンジニアリング・建設	75,451,498	-	-	75,451,498
エンターテインメント	560,360,311	-	-	560,360,311
ガス	1,959,226,829	-	-	1,959,226,829
石油・ガスサービス	314,067,899	-	-	314,067,899
パイプライン	3,953,413,671	-	-	3,953,413,671
不動産投資信託	817,461,983	-	-	817,461,983
電気通信	862,650,976	-	-	862,650,976
水	642,118,745	-	-	642,118,745
先渡為替予約*	-	359,235,998	-	359,235,998
純損益を通じて公正価値 で測定する金融資産	12,389,714,621	359,235,998	-	12,748,950,619
金融負債				
先渡為替予約*	-	(334,111,868)	-	(334,111,868)
純損益を通じて公正価値 で測定する金融負債	-	(334,111,868)	-	(334,111,868)

以下は、2014年9月30日現在、当ファンドの金融資産および金融負債を評価する際に用いたインプットに従った公正価値評価の要約です。

	同一の投資について の活発な市場におけ る（無調整の）相場 価格 （レベル1） （円）	その他の重要な 観察可能な インプット （レベル2） （円）	重要な観察不能な インプット （レベル3） （円）	2014年9月30日 現在公正価値 （円）
金融資産				
クローズ・エンド型ファン ド	612,600,666	-	-	612,600,666
商業サービス	630,886,192	-	-	630,886,192
電力	2,141,204,226	-	-	2,141,204,226
エンジニアリング・建設	431,765,501	-	-	431,765,501
ガス	2,211,488,942	-	-	2,211,488,942
パイプライン	8,409,115,055	-	-	8,409,115,055
電気通信	1,073,809,426	-	-	1,073,809,426
水	712,884,981	-	-	712,884,981
先渡為替予約*	-	271,140,272	-	271,140,272
純損益を通じて公正価値 で測定する金融資産	16,223,754,989	271,140,272	-	16,494,895,261
金融負債				
先渡為替予約*	-	(938,725,420)	-	(938,725,420)
純損益を通じて公正価値 で測定する金融負債	-	(938,725,420)	-	(938,725,420)

*先渡為替予約に係る未実現評価益 / (損) の金額を示しています。

2015年および2014年9月30日終了年度においてレベル間の振替えはありませんでした。

価値が活発な市場における市場相場価格に基づいていることからレベル1に分類される投資には、資本性有価証券が含まれます。当ファンドは、これらの金融商品に関して相場価格の調整を行っていません。

活発でないといみなされる市場で売買されるが市場相場価格、ディーラーの提示価格、観察可能なインプットによって裏付けられる代替的な価格決定の情報源または方法に基づいて評価される金融商品は、レベル2に分類されます。これらには、先渡為替予約が含まれます。レベル2の投資は、活発な市場で売買されない、および / または譲渡制限が課せられているポジションを含む場合があるため、評価額は、非流動性および / または非譲渡性を反映して調整されることがあり、通常、これらは入手可能な市場情報に基づいています。

レベル3に分類される投資は、売買がまれなことから、重要な観察不能なインプットを有しています。レベル3の金融商品には、非公開の資本性投資が含まれることがあります。それらの有価証券に関しては観察可能な価格が入手できないため、評価技法を使用して公正価値を導出します。2015年および2014年9月30日現在、当ファンドは、いかなる保有資産もレベル3に分類していません。

3.14 公正価値で計上されないが、公正価値が開示されている資産および負債 - 2015年および2014年9月30日現在、現金および現金同等物はレベル1に分類されています。公正価値で測定されないが、公正価値が開示されているその他の資産および負債はすべて、レベル2に分類されています。資産および負債の内訳については財政状態計算書を、評価技法の詳細については注記2を参照ください。

4. 極めて重要な会計上の見積りおよび判断

4.1 極めて重要な会計上の見積りおよび仮定 - 経営者は、資産および負債の報告金額に影響を与える将来に関する見積りおよび仮定を行っています。見積りは、継続的に評価され、過去の経験およびその他の要素（その状況下で合理的と考えられる将来の事象の予想を含みます。）に基づいています。結果として生じた会計上の見積りは、当然ながら、関連する実際の結果と同じになることはほとんどありません。

4.2 極めて重要な判断：機能通貨 - 受託会社は、日本円が、基礎となる取引、事象および状況の経済的効果を最も忠実に表す通貨であると考えています。日本円は、当ファンドが投資家から払込金を受領する通貨であるのみならず、当ファンドが業績を測定し成績を報告する通貨でもあります。

5. 償還可能受益証券

発行が承認される受益証券の口数は、制限がなく、無額面とされています。各受益証券は当ファンドにおける不可分の受益権を表しており、その結果、当ファンドの終了時に受益証券保有者に支払われる金額は、該当するクラスの受益証券に帰属する純資産額をその時点で発行済の当該クラスの全受益証券で除した取り分と等しくなります。受益証券は記名式で発行され、購入者による要求が特段ない限り、証書は発行されません。当ファンドの受益証券保有者の登録簿は、受益証券の所有権の確実な証拠となり、発行時に証書（要求した場合）は、当該証書の発行日において登録簿に示されている地位の証拠となります。

適格投資家は、該当する購入価格で購入日以降に受益証券を購入することが可能ですが、受託会社の裁量で最低購入額の適用が放棄されない限り、100,000米ドル相当の日本円以上での購入が条件になっています。同じクラスの受益証券の追加購入の意向を有する既存の受益証券保有者に関しては、以降の購入について最低額の制限はありません。また、購入については最高額の制限もありません。

受益証券に係る支払はすべて、当ファンドの機能通貨である日本円で行われます。受託会社は、何らかの理由により、および、理由を示すことなく、購入を受け付けられないことが可能です。

受益証券保有者は制限付議決権を有し、受益証券保有者の投票は、限られた一定の状況においてのみ要求されます。それらの状況において、当トラスの発行済受益証券の純資産額の過半数を占める投票または書面による同意のいずれかにより、受益証券保有者の決議は可決されます。特定のファンドの受益証券保有者のみが影響を受ける特別な場合には、当該ファンドの発行済受益証券の純資産額の過半数を占める個別の決議または書面による同意によって、当該ファンドの受益証券保有者は、独立したクラスとして投票するよう要求されます。

当ファンドは、特定の為替エクスポージャーに対するヘッジとして、受益証券の各クラスで為替予約を保有しています。これらの為替予約に起因する損益は、受益証券のそれぞれのクラスに配分されます。

2015年および2014年9月30日現在、純資産合計、発行済受益証券、および受益証券1口当たり純資産額は、以下のとおりでした。

2015年9月30日現在

受益証券クラス	純資産合計 (円)	発行済受益証券 (口)	受益証券1口当たり
			純資産額 (円)
A U D	7,516,405,462	5,934,668,611	1.2655
B R L	3,570,115,660	5,272,334,196	0.6771
J P Y	2,146,062,697	1,588,469,031	1.3510
Z A R	123,461,451	129,833,635	0.9509

2014年9月30日現在

受益証券クラス	純資産合計 (円)	発行済受益証券 (口)	受益証券1口当たり
			純資産額 (円)
A U D	6,011,127,515	3,735,903,169	1.6090
B R L	8,048,905,046	7,321,941,403	1.0993
J P Y	2,430,945,475	1,660,896,668	1.4636
Z A R	331,617,668	291,535,999	1.1375

受益証券は、各営業日に買戻しが可能です。受益証券保有者は、受益証券の買戻しを要求する通知書（以下「買戻通知書」といいます。）を送達し、受託会社（またはその代理人）がその中で指定された受益証券を買戻すよう要求することが可能です。一旦提出した買戻通知書は、通常または特殊な場合に受託会社（またはその代理人）が決定しない限り取消できません。

買戻しに関して、最低額および最高額の制限はありません。しかし、かかる一部買戻しによって関連するクラスにおける関連する受益証券保有者の残りの保有高が100,000米ドル相当の日本円または当該クラスの受益証

券の最低価値(時として受託会社が定める場合もあります。)を下回るようなことがなければ、いかなるクラスの受益証券の保有高の一部買戻しも実施が可能です。機能受益証券は買戻しすることは出来ません。受託会社は、受益証券保有者に対し書面による通知を少なくとも5営業日前までに行うことによって、その時点での受益証券1口当たり実勢純資産額から受託会社が負担する経費または当該受益証券保有者が支払うべき金銭を差し引いた額で、受益証券の全部または一部を償還することが可能です。

2015年および2014年9月30日終了年度における受益証券の発行口数、償還口数、および発行済口数は、以下のとおりでした。

受益証券クラス	2014年9月30日	償還可能受益証券の		2015年9月30日
	現在	発行	償還	現在
A U D	3,735,903,169	3,176,745,950	(977,980,508)	5,934,668,611
B R L	7,321,941,403	2,758,668,408	(4,808,275,615)	5,272,334,196
J P Y	1,660,896,668	637,426,715	(709,854,352)	1,588,469,031
Z A R	291,535,999	12,135,280	(173,837,644)	129,833,635
合計	13,010,277,239	6,584,976,353	(6,669,948,119)	12,925,305,473

受益証券クラス	2013年9月30日	償還可能受益証券の		2014年9月30日
	現在	発行	償還	現在
A U D	3,982,663,740	1,350,367,885	(1,597,128,456)	3,735,903,169
B R L	14,495,278,352	4,245,120,876	(11,418,457,825)	7,321,941,403
J P Y	3,025,012,171	138,113,071	(1,502,228,574)	1,660,896,668
Z A R	1,026,309,636	-	(734,773,637)	291,535,999
合計	22,529,263,899	5,733,601,832	(15,252,588,492)	13,010,277,239

6. デリバティブ金融商品

6.1 先渡為替予約 - 先渡為替予約とは、合意された将来のある日に合意された価格で一定量の外貨を受け取るまたは引き渡す契約上の債務です。これらの先渡為替予約は、先渡為替予約締結日現在の先物為替レートと測定日現在の先渡レートとの差額に基づいて、日々評価されます。

特定の種類の金融商品の想定元本は、財政状態計算書に認識される金融商品との比較基準となるが、当該金融商品に係る将来キャッシュ・フローの金額または当該金融商品の現在の公正価値を必ずしも示していないことから、信用リスクまたは市場価格リスクに対する当ファンドのエクスポージャーを示すものではありません。デリバティブ金融商品は、それらの契約条件に係る市場価格または為替レートの変動の結果、プラス(資産)またはマイナス(負債)になります。保有するデリバティブ金融商品の契約額または想定元本の総額、金融商品のプラスまたはマイナスの度合、およびデリバティブ金融資産・負債の公正価値総額は、時として著しく変動する可能性があります。

7. 関連当事者との取引

当事者は、ある当事者が他方の当事者を支配する能力を有しているか、または他方の当事者に対し財務または営業の決定に際して重要な影響力を有している場合に、関連があるとみなされます。

7.1 受託会社報酬 - 受託会社は、毎月後払いで、当ファンドの平均純資産額の年率0.01%の報酬を受け取ります。最低年次報酬を10,000米ドルとしています。

2015年および2014年9月30日終了年度に受託会社が稼得した報酬、ならびに2015年および2014年9月30日現在の受託会社に対する未払報酬残高は、それぞれ包括利益計算書および財政状態計算書に開示されています。

7.2 管理事務代行会社報酬 - ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー(以下「管理事務代行会社」といいます。)は、純資産のうち最初の250百万米ドルに対しては年率0.06%、次の純資産250百万米ドルに対しては0.05%、純資産500百万米ドルを超える純資産の全額に対しては0.04%の報酬を受け取っており、最低月次報酬は4,200米ドルとしています。

2015年および2014年9月30日終了年度に管理事務代行会社が稼得した報酬、ならびに2015年および2014年9月30日現在の管理事務代行会社に対する未払報酬残高は、それぞれ包括利益計算書および財政状態計算書に開示されています。

7.3 保管受託銀行報酬 - 保管受託銀行は、純資産の0.01%から0.55%の範囲で保管報酬を受け取ります。また、保管受託銀行は、取引ごとに10米ドルから280米ドルの範囲で、特殊な処理のための取扱手数料を受け取ります。

2015年および2014年9月30日終了年度に保管受託銀行が稼得した報酬、ならびに2015年および2014年9月30日現在の保管受託銀行に対する未払報酬残高は、それぞれ包括利益計算書および財政状態計算書に開示されています。

7.4 名義書換代理人報酬

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「名義書換代理人」といいます。）は、年間報酬10,000米ドルと、特定の取引ベースの報酬を受け取ります。

2015年および2014年9月30日終了年度に名義書換代理人が稼得した報酬、ならびに2015年および2014年9月30日現在の名義書換代理人に対する未払報酬残高は、それぞれ包括利益計算書および財政状態計算書に開示されています。

7.5 投資顧問会社報酬

投資顧問会社は、日次で算出され半年毎に支払われる当ファンドの平均純資産額の年率0.53%の報酬を受け取ります。

投資顧問会社は、AMPキャピタル・インベスターズ・リミテッドを当ファンドの副投資顧問会社（以下「副投資顧問会社」といいます。）に任命しています。副投資顧問会社の報酬は、投資顧問会社により支払われません。

2015年および2014年9月30日終了年度に投資顧問会社が稼得した報酬、ならびに2015年および2014年9月30日現在の投資顧問会社に対する未払報酬残高は、それぞれ包括利益計算書および財政状態計算書に開示されています。

7.6 デリバティブの取引相手方

当ファンドは、受託会社の関連当事者であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーと、先渡為替予約を締結することを認められています。2015年および2014年9月30日現在、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーとの未決済の先渡為替予約はすべて、投資明細表に開示されています。2015年および2014年9月30日終了年度において、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーとの先渡為替予約に係る実現純利益 / （損失）それぞれ43,565,072円および(15,148,057円)があり、包括利益計算書に開示されています。

8 . 財政状態計算書日後の事象

受託会社は、期末以降2016年1月29日（本財務書類の公表が可能となった日）までの間に発生した事象および取引の評価を行いました。2015年10月1日から2016年1月29日までに、307,964,332円の購入があり、1,784,675,097円の償還がありました。同じ期間に、分配は477,398,226円でした。財務書類での開示が必要な財政状態計算書日後の重要な後発事象は他にありません。

短期公社債マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	平成27年 8月17日現在	平成28年 2月15日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	24,271,417	102,156,685
国債証券	389,999,524	200,000,000
地方債証券	-	201,182,201
未収利息	34	6,741
前払費用	-	11,342
流動資産合計	414,270,975	503,356,969
資産合計	414,270,975	503,356,969

平成27年 8月17日現在

平成28年 2月15日現在

負債の部		
流動負債		
未払金	-	100,880,000
流動負債合計	-	100,880,000
負債合計	-	100,880,000
純資産の部		
元本等		
元本	406,163,566	394,594,936
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	8,107,409	7,882,033
元本等合計	414,270,975	402,476,969
純資産合計	414,270,975	402,476,969
負債純資産合計	414,270,975	503,356,969

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 平成27年 8月18日 至 平成28年 2月15日
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配は使用いたしません。）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

平成27年 8月17日現在	平成28年 2月15日現在
1. 計算日における受益権の総数 406,163,566口	1. 計算日における受益権の総数 394,594,936口
2. 計算日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0200円 (1万口当たり純資産額) (10,200円)	2. 計算日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0200円 (1万口当たり純資産額) (10,200円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区分	自 平成27年 2月17日 至 平成27年 8月17日	自 平成27年 8月18日 至 平成28年 2月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左

2. 金融商品の内容及びリスク	<p>当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが投資している有価証券は、国債証券であり、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。</p>	<p>当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが投資している有価証券は、国債証券、地方債証券であり、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。</p>
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	<p>コンプライアンス・リスク管理部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。</p> <p>また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。</p> <p>市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。</p> <p>信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。</p> <p>流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。</p>	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

平成27年 8月17日現在	平成28年 2月15日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>同左</p> <p>2. 時価の算定方法</p>

<p>国債証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>国債証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p> <p>地方債証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
---	---

（関連当事者との取引に関する注記）

	自 平成27年 2月17日 至 平成27年 8月17日	自 平成27年 8月18日 至 平成28年 2月15日
	該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

区分	平成27年 8月17日現在	平成28年 2月15日現在
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	395,378,194円	406,163,566円
期中追加設定元本額	10,785,372円	- 円
期中一部解約元本額	- 円	11,568,630円
同期末における元本の内訳		
新光ピュア・インド株式ファンド	218,092,300円	218,092,300円
新光ブラジル債券ファンド	107,294,012円	107,294,012円
世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド円コース	9,941,981円	9,941,981円
世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド豪ドルコース	17,759,859円	17,759,859円
世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンドブラジルリアルコース	33,218,606円	33,218,606円
世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド南アフリカランドコース	1,602,911円	1,602,911円
世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンドマネープールファンド	12,408,604円	1,624,288円
豪ドル高格付債ファンド（毎月決算／目標払出し型）T 1 コース	2,751,032円	1,966,718円
豪ドル高格付債ファンド（毎月決算／目標払出し型）T 2 コース	2,358,028円	2,358,028円
高格付短期豪ドル債ファンド	736,233円	736,233円
合計	406,163,566円	394,594,936円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	平成27年 8月17日現在	平成28年 2月15日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	394	0
地方債証券	-	26,799
合計	394	26,799

(注)「当期間」とは、当該親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間を指しております。

3 デリバティブ取引等関係 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第572回国庫短期証券	100,000,000	100,000,000	
	第576回国庫短期証券	100,000,000	100,000,000	
国債証券 小計		200,000,000	200,000,000	
地方債証券	平成18年度第3回埼玉県公募公債	100,000,000	100,864,193	
	平成23年度第9回大阪市公募公債（5年）	100,000,000	100,318,008	
地方債証券 小計		200,000,000	201,182,201	
合計		400,000,000	401,182,201	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド豪ドルコース

（平成28年 2月29日現在）

資産総額	5,364,680,244円
負債総額	47,756,539円
純資産総額（ - ）	5,316,923,705円
発行済口数	5,734,092,838口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9272円
（1万口当たり純資産額）	（9,272円）

世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンドブラジルリアルコース

（平成28年 2月29日現在）

資産総額	2,096,870,171円
負債総額	35,255,088円
純資産総額（ - ）	2,061,615,083円
発行済口数	3,292,907,101口
1口当たり純資産額（ / ）	0.6261円
（1万口当たり純資産額）	（6,261円）

世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド南アフリカランドコース

（平成28年 2月29日現在）

資産総額	88,516,583円
負債総額	45,176円
純資産総額（ - ）	88,471,407円
発行済口数	116,705,752口
1口当たり純資産額（ / ）	0.7581円
（1万口当たり純資産額）	（7,581円）

世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンドマネープールファンド

（平成28年 2月29日現在）

資産総額	1,736,852円
負債総額	42円

純資産総額（ - ）	1,736,810円
発行済口数	1,736,837口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0000円
（1万口当たり純資産額）	（10,000円）

（参考）短期公社債マザーファンド

（平成28年 2月29日現在）

資産総額	402,420,868円
負債総額	円
純資産総額（ - ）	402,420,868円
発行済口数	394,594,936口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0198円
（1万口当たり純資産額）	（10,198円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

委託者は、このファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

（1）投資信託受益証券の名義書換等

受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者等名簿

該当事項はありません。

（3）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（4）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振り替えの申請をするものとしてします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振り替えについて、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

(8) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

a．資本金の額（平成28年2月末現在）

資本金の額	45億2,430万円
会社が発行する株式総数	3,000,000株
発行済株式総数	1,823,250株

直近5ヵ年における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

b．委託会社の機構

(イ) 株主総会において、15名以内の取締役が選任されます。

取締役の選任は、発行済株式総数のうち議決権のある株式数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとします。

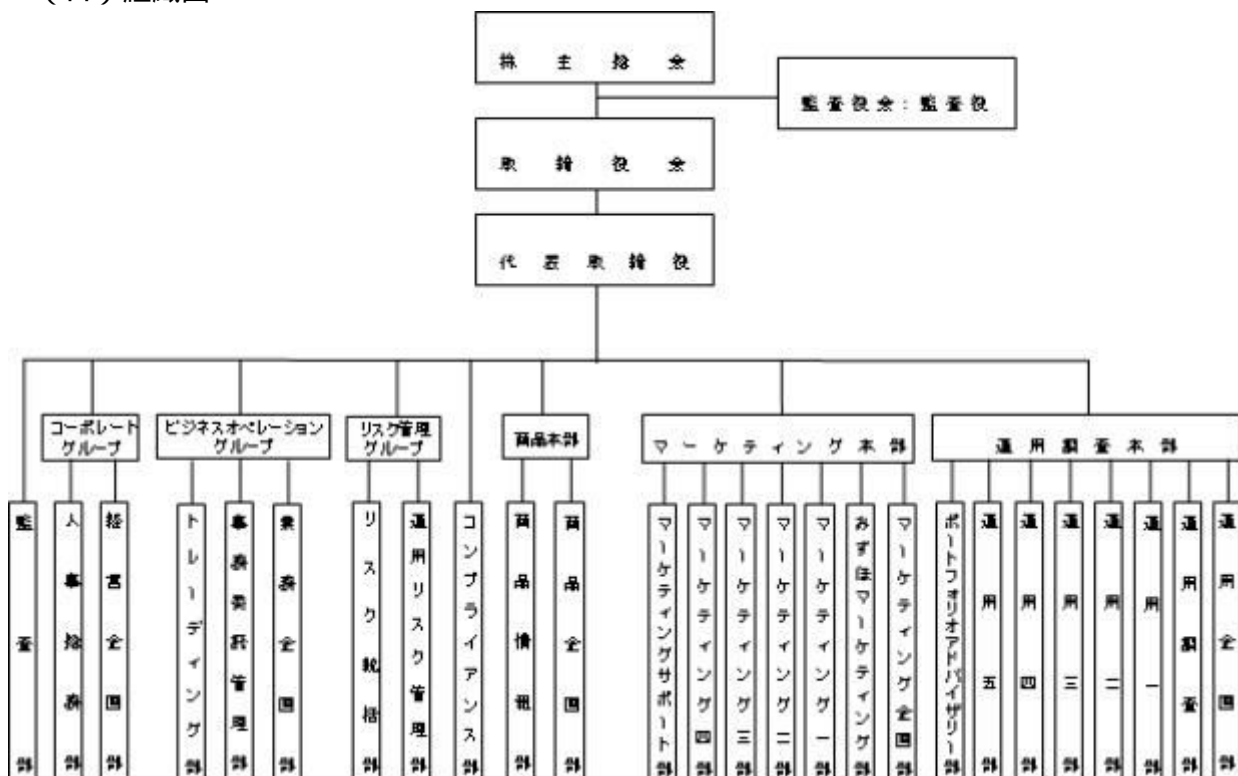
取締役会の決議により、取締役の中から取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役ならびに常務取締役若干名を定めることができます。

取締役会の決議をもって代表取締役3名以内を決定します。

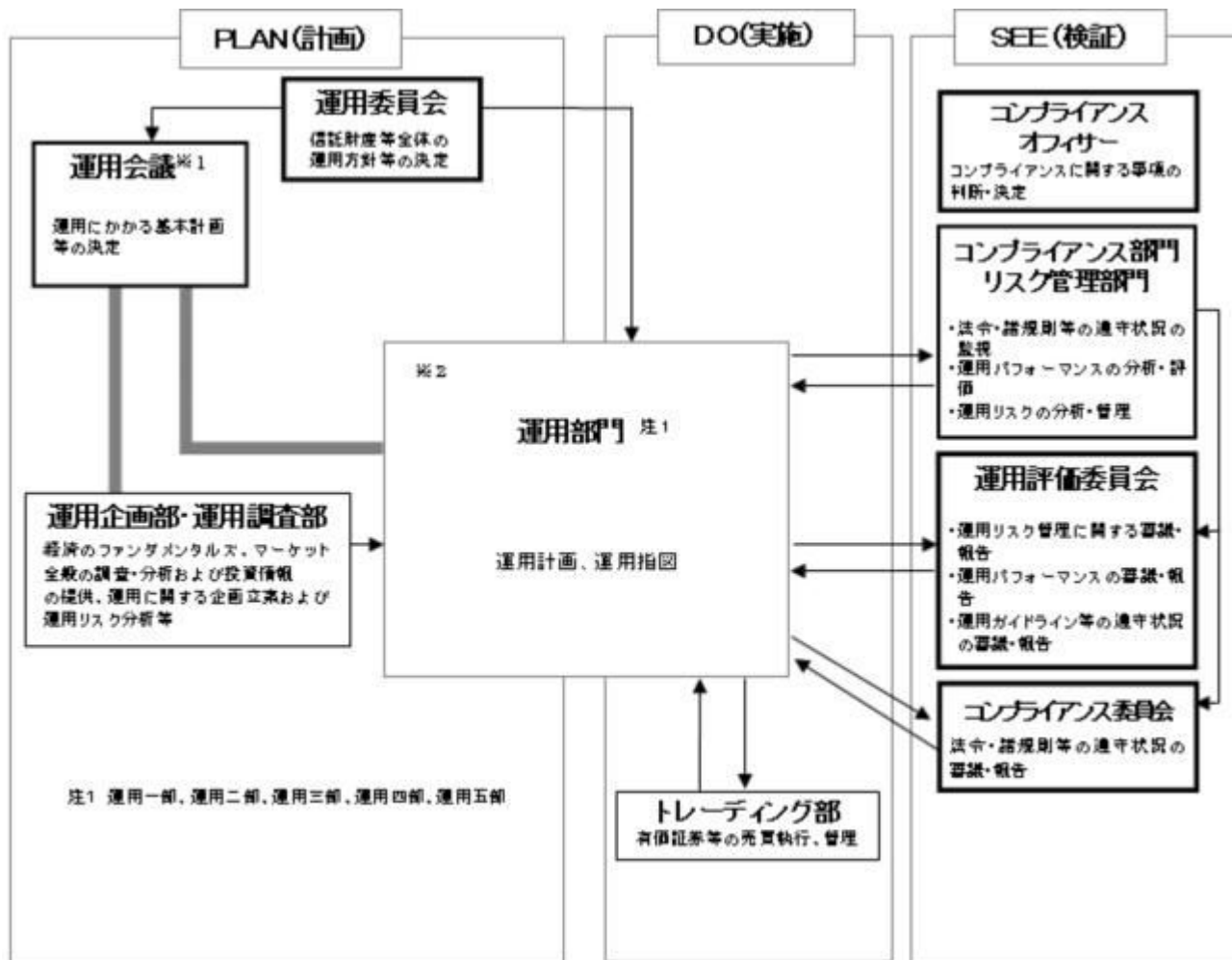
代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

取締役会は、法令または定款に定めある事項のほか、当会社の重要な業務執行に関する事項を決定します。

(ロ) 組織図



(ハ) 投資運用の意思決定機構



実績の矢印は情報の流れを示します。

※1 運用会議は運用企画部・運用調査部、運用部門(運用一部～五部)で構成されます。

※2 運用部門において、運用計画および運用指図の承認は各々の上位職者が行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

委託者が運用を行っている証券投資信託（親投資信託は除きます。）は以下のとおりです。
 （平成28年2月29日現在）

基本的性格	本数	純資産総額（円）
追加型公社債投資信託	27	736,054,195,103
追加型株式投資信託	244	3,062,450,139,495
単位型公社債投資信託	3	12,497,569,970
単位型株式投資信託	65	236,432,738,020
合計	339	4,047,434,642,588

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

委託会社である新光投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに

同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条および第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第55期事業年度(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

第56期事業年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

1. 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

	(単位：千円)	
	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	13,492,111	13,427,042
有価証券	3,291,156	3,200,000
貯蔵品	5,188	5,117
立替金	15,778	23,184
前払金	38,614	64,821
前払費用	16,530	18,242
未収入金	-	872
未収委託者報酬	2,654,090	3,187,770
未収運用受託報酬	117,049	99,054
未収収益	6,509	6,338
繰延税金資産	283,616	372,215
流動資産合計	19,920,646	20,404,659
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	2 12,380	2 12,687
構築物(純額)	2 1,650	2 1,444
器具・備品(純額)	2 99,960	2 86,688
リース資産(純額)	2 340	-
有形固定資産合計	114,332	100,820
無形固定資産		
電話加入権	91	91

ソフトウェア	74,851	85,517
ソフトウェア仮勘定	11,885	669
無形固定資産合計	86,827	86,278
投資その他の資産		
投資有価証券	3,213,218	5,101,854
関係会社株式	77,100	77,100
長期差入保証金	124,152	124,246
長期繰延税金資産	63,925	-
前払年金費用	374,562	396,211
その他	6,632	6,632
投資その他の資産合計	3,859,590	5,706,044
固定資産合計	4,060,749	5,893,143
資産合計	23,981,396	26,297,802

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	21,303	17,893
リース債務	810	345
未払金		
未払収益分配金	177	160
未払償還金	10,100	5,083
未払手数料	1 1,296,830	1 1,558,682
その他未払金	513,148	952,018
未払金合計	1,820,257	2,515,945
未払費用	548,430	722,806
未払法人税等	1,462,380	1,222,883
賞与引当金	362,800	451,000
役員賞与引当金	44,200	66,000
外国税支払損失引当金	-	184,111
訴訟損失引当金	-	30,000
流動負債合計	4,260,181	5,210,985
固定負債		
繰延税金負債	-	89,752
長期リース債務	345	-
退職給付引当金	172,959	155,806
役員退職慰労引当金	31,708	39,333
執行役員退職慰労引当金	102,083	63,916
固定負債合計	307,096	348,809
負債合計	4,567,278	5,559,794
純資産の部		
株主資本		

資本金	4,524,300	4,524,300
資本剰余金		
資本準備金	2,761,700	2,761,700
資本剰余金合計	2,761,700	2,761,700
利益剰余金		
利益準備金	360,493	360,493
その他利益剰余金		
別途積立金	8,900,000	8,900,000
繰越利益剰余金	2,889,165	3,981,245
利益剰余金合計	12,149,658	13,241,738
自己株式	72,415	72,415
株主資本合計	19,363,242	20,455,322
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	50,874	282,685
評価・換算差額等合計	50,874	282,685
純資産合計	19,414,117	20,738,008
負債純資産合計	23,981,396	26,297,802

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	（自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日）		（自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日）	
営業収益				
委託者報酬		29,107,010		35,876,795
運用受託報酬		261,777		238,412
営業収益合計		29,368,787		36,115,207
営業費用				
支払手数料	1	15,428,327	1	18,252,669
広告宣伝費		336,593		456,430
公告費		2,919		548
調査費				
調査費		339,210		623,792
委託調査費		4,188,805		5,966,340
図書費		4,862		5,254
調査費合計		4,532,878		6,595,388
委託計算費		1,151,067		1,352,318
営業雑経費				
通信費		37,016		32,335
印刷費		160,606		103,093
協会費		14,992		18,150
諸会費		3,153		3,300

その他	27,521	41,594
営業雑経費合計	243,290	198,475
営業費用合計	21,695,077	26,855,830
一般管理費		
給料		
役員報酬	89,886	96,445
給料・手当	1,326,658	1,368,552
賞与	332,688	336,076
給料合計	1,749,233	1,801,073
交際費	9,349	11,426
寄付金	3,066	3,198
旅費交通費	78,321	100,386
租税公課	65,510	68,508
不動産賃借料	205,792	206,753
賞与引当金繰入	362,800	451,000
役員賞与引当金繰入	44,200	66,000
役員退職慰労引当金繰入	39,756	24,930
退職給付費用	182,850	191,900
減価償却費	63,615	70,676
諸経費	585,445	573,824
一般管理費合計	3,389,942	3,569,678
営業利益	4,283,768	5,689,698

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	143,049	163,006
有価証券利息	6,052	3,853
受取利息	14,495	10,741
時効成立分配金・償還金	4,450	5,080
雑益	20,588	487
営業外収益合計	188,635	183,170
営業外費用		
支払利息	59	26
時効成立後支払分配金・償還金	1,557	3,083
雑損	8,673	3,261
営業外費用合計	10,290	6,371
経常利益	4,462,113	5,866,496
特別利益		
投資有価証券売却益	158,386	68,179
特別利益合計	158,386	68,179

特別損失

固定資産除却損	3,210	3,177
ゴルフ会員権売却損	2,795	-
投資有価証券売却損	42,388	54,613
投資有価証券評価損	10,974	10,952
外国税支払損失引当金繰入額	-	184,111
訴訟損失引当金繰入額	-	30,000
その他特別損失	-	22,227
特別損失合計	59,368	305,082
税引前当期純利益	4,561,131	5,629,593
法人税、住民税及び事業税	1,905,519	2,111,379
法人税等調整額	113,958	66,999
法人税等合計	1,791,560	2,044,380
当期純利益	2,769,571	3,585,212

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本 準備金	利 益 準備金	その他利益剰余金	
				別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金
当期首残高	4,524,300	2,761,700	360,493	10,000,000	1,559,003
当期変動額					
別途積立金取崩				1,100,000	1,100,000
剰余金の配当					2,539,409
当期純利益					2,769,571
自己株式の取得					
自己株式の処分					
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	-	1,100,000	1,330,161
当期末残高	4,524,300	2,761,700	360,493	8,900,000	2,889,165

	株主資本			評価・換算差額等	純資産合計
	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証 券評価差額金	
	利 益 剰余金 合 計				

当期首残高	11,919,497	72,415	19,133,081	106,625	19,239,706
当期変動額					
別途積立金取崩			-		-
剰余金の配当	2,539,409		2,539,409		2,539,409
当期純利益	2,769,571		2,769,571		2,769,571
自己株式の取得			-		-
自己株式の処分			-		-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				55,750	55,750
当期変動額合計	230,161	-	230,161	55,750	174,410
当期末残高	12,149,658	72,415	19,363,242	50,874	19,414,117

当事業年度（自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金	
				別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金
当期首残高	4,524,300	2,761,700	360,493	8,900,000	2,889,165
会計方針の変更による 累積的影響額					46,276
会計方針の変更を反映した 当期首残高	4,524,300	2,761,700	360,493	8,900,000	2,935,441
当期変動額					
別途積立金取崩					
剰余金の配当					2,539,409
当期純利益					3,585,212
自己株式の取得					
自己株式の処分					
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	-	-	1,045,803
当期末残高	4,524,300	2,761,700	360,493	8,900,000	3,981,245

	株主資本			評価・換算差額等	純資産合計
	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証 券評価差額金	
	利 益 剰余金 合 計				
当期首残高	12,149,658	72,415	19,363,242	50,874	19,414,117

会計方針の変更による 累積的影響額	46,276		46,276		46,276
会計方針の変更を反映した当 期首残高	12,195,935	72,415	19,409,519	50,874	19,460,393
当期変動額					
別途積立金取崩			-		-
剰余金の配当	2,539,409		2,539,409		2,539,409
当期純利益	3,585,212		3,585,212		3,585,212
自己株式の取得			-		-
自己株式の処分			-		-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				231,810	231,810
当期変動額合計	1,045,803	-	1,045,803	231,810	1,277,614
当期末残高	13,241,738	72,415	20,455,322	282,685	20,738,008

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関連会社株式

総平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～18年

構築物 20年

器具備品 2～20年

(2) 無形固定資産

定額法。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。

3．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当事業年度対応分を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当事業年度対応分を計上しております。

(3) 外国税支払損失引当金

証券投資信託の中国株式投資に対する課税規定が明確化されたことに伴い、将来支払う可能性がある金額を見積もり、計上しております。

(4) 訴訟損失引当金

訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある金額を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれの発生の翌事業年度末から費用処理しております。

(6) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(7) 執行役員退職慰労引当金

執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の算定方法を退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の割引率を使用する方法に変更しました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の前払年金費用が69,164千円増加、退職給付引当金が2,738千円減少し、利益

剰余金が46,276千円増加しております。なお、当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

注記事項

（貸借対照表関係）

1．各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
未払手数料	760,018千円	777,631千円

2．資産の金額から直接控除している減価償却累計額（減損損失累計額を含む）の額

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	599,157千円	573,602千円

（損益計算書関係）

1．各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日)
支払手数料	8,738,779千円	9,189,399千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,823,250	-	-	1,823,250

2．自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	9,386	-	-	9,386

3．配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年12月19日 臨時株主総会	普通 株式	2,539,409	1,400	平成25年11月15日	平成25年12月20日

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,823,250	-	-	1,823,250

2．自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	9,386	-	-	9,386

3．配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年12月24日 臨時株主総会	普通株式	2,539,409	1,400	平成26年11月26日	平成26年12月25日

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引（借主側）
 所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1)リース資産の内容

有形固定資産

主として、投信システム設備としてのサーバー、ネットワーク機器他（器具備品）であります。

(2)リース資産の減価償却方法

重要な会計方針の「2．固定資産の減価償却の方法（3）リース資産」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1．金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、一時的な余資は有金利預金や有価証券などにより、通常の取引条件から著しく乖離していないことを検証した上で行っております。また現先取引などの引合いを要する取引については、原則として複数の提示条件を参考に最も有利と判断する条件で、適切かつ効率的に行っております。

なお、当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するための取得など、投資信託協会の規則に定める範囲において投資信託の取得及び処分を行っております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

有価証券及び投資有価証券は、主にその他有価証券（投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

また営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産より受け入れる委託者報酬のうち、信託財産に未払委託者報酬として計上された金額であり、信託財産は受託銀行において分別管理されていることから、当社の債権としてのリスクは、認識しておりません。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（預金の預入先の信用リスク）の管理

預金の預入先については、資金管理規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

また経営企画部が定期的に格付けをモニタリングし、それが資金管理規程に定める基準以下となった場合には、速やかに経営会議を開催し、残存期間などを総合的に勘案し、対処方法について決議を得る体制となっております。

市場リスク（価格変動リスク及び為替変動リスク）の管理

保有している投資信託、株式の毎月末の時価など資金運用の状況については、資金管理規程に従い、経営企画部長が毎月の定例取締役会において報告をしております。

また市場における価格変動リスクおよび為替変動リスクについては、資金管理規程に従い、経営企画部が定期的に時価をモニタリングし、その中で時価が基準を超える下落となった場合には、速やかに経営会議を開催し、対処方法について決議を得る体制となっております。

流動性リスクの管理

資金繰りについては、資金運用スケジュールを作成し、それに基づいた管理を行っております。また手元流動性を一定額以上維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件などを採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2.参照）。

前事業年度（平成26年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	13,492,111	13,492,111	-
(2) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	6,305,322	6,305,322	-
(3) 未収委託者報酬	2,654,090	2,654,090	-

当事業年度（平成27年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	13,427,042	13,427,042	-
(2) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	8,102,802	8,102,802	-
(3) 未収委託者報酬	3,187,770	3,187,770	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、投資信託は基準価額によっております。また譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
非上場株式	276,151	276,151

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成26年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 預金	13,491,981	-	-	-
(2) 有価証券及び投資有 価証券 その他有価証券	3,291,156	380,080	1,261,941	269,692
(3) 未収委託者報酬	2,654,090	-	-	-

当事業年度（平成27年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 預金	13,426,934	-	-	-
(2) 有価証券及び投資有 価証券 その他有価証券	3,200,000	2,060,328	1,537,061	63,735
(3) 未収委託者報酬	3,187,770	-	-	-

(有価証券関係)

1. 関連会社株式

関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額 77,100千円、前事業年度の貸借対照表計上額 77,100千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度（平成26年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券 国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	1,920,996	1,709,935	211,061
	小計	1,920,996	1,709,935	211,061
	(1) 株式	-	-	-

貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	4,384,326	4,516,340	132,014
	小計	4,384,326	4,516,340	132,014
合計		6,305,322	6,226,275	79,047

（注）非上場株式（貸借対照表計上額199,051千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（平成27年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	2,787,026	2,215,104	571,921
	小計	2,787,026	2,215,104	571,921
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	5,315,776	5,470,388	154,612
	小計	5,315,776	5,470,388	154,612
合計		8,102,802	7,685,493	417,309

（注）非上場株式（貸借対照表計上額199,051千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3．売却したその他有価証券

前事業年度（平成26年3月31日）

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1)株式	-	-	-
(2)債券	-	-	-
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3)その他	1,209,919	158,386	42,388
合計	1,209,919	158,386	42,388

当事業年度（平成27年3月31日）

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1)株式	-	-	-
(2)債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3)その他	503,565	68,179	54,613
合計	503,565	68,179	54,613

4．減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について10,974千円（その他有価証券）減損処理を行っております。
当事業年度において、有価証券について10,952千円（その他有価証券）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

（退職給付関係）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度（キャッシュバランス型）、確定拠出企業年金制度および退職一時金制度を設けております。

2．確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
退職給付債務の期首残高	1,281,738	1,424,739
会計方針の変更による累積的影響額	-	71,902
会計方針の変更を反映した期首残高	1,281,738	1,352,836
勤務費用	80,449	90,967
利息費用	19,226	9,476
数理計算上の差異の発生額	91,561	31,927
退職給付の支払額	48,235	73,269
過去勤務費用の発生額	-	-
退職給付債務の期末残高	1,424,739	1,348,083

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
年金資産の期首残高	1,018,974	1,157,054

期待運用収益	20,379	23,141
数理計算上の差異の発生額	70,810	108,961
事業主からの拠出額	78,919	78,464
退職給付の支払額	32,029	38,450
年金資産の期末残高	1,157,054	1,329,170

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	1,187,071	1,111,797
年金資産	1,157,054	1,329,170
	30,017	217,373
非積立型制度の退職給付債務	237,668	236,285
未積立退職給付債務	267,685	18,912
未認識数理計算上の差異	496,048	270,020
未認識過去勤務費用	26,759	10,703
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	201,603	240,404
退職給付引当金	172,959	155,806
前払年金費用	374,562	396,211
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	201,603	240,404

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
勤務費用(注1)	110,782	119,135
利息費用	19,226	9,476
期待運用収益	20,379	23,141
数理計算上の差異の費用処理額	72,344	85,138
過去勤務費用の費用処理額	16,055	16,055
確定給付制度に係る退職給付費用	165,917	174,553

(注) 1. 執行役員の退職慰労金に係る退職給付引当金繰入額(前事業年度30,333千円、当事業年度28,168千円)については「(1)勤務費用」に含めて記載しております。

(5) 年金資産に関する事項

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
年金資産の主な内訳		
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。		
株式	41.3%	39.4%
債券	25.6%	27.3%

共同運用資産	18.3%	21.0%
生命保険一般勘定	11.2%	10.6%
現金及び預金	3.3%	1.4%
合計	100%	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
割引率	1.5%	0.0720% ~ 1.625%
長期期待運用収益率	2.0%	2.0%
予想昇給率(平均)	2.6%	2.6%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度16,933千円 当事業年度17,347千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	145,054千円	170,920千円
減価償却超過額	1,076	896
退職給付引当金	98,025	70,882
役員退職慰労引当金	11,300	12,688
投資有価証券評価損	12,705	15,033
非上場株式評価損	28,430	25,733
未払事業税	103,536	90,342
外国税支払損失引当金	-	60,867
訴訟損失引当金	-	9,918
その他	109,079	87,621
繰延税金資産小計	509,208	544,905
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	509,208	544,905
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	28,172	134,624
前払年金費用	133,494	127,817
繰延税金負債合計	161,666	262,442
繰延税金資産の純額	347,542	282,463

(注) 繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産 - 繰延税金資産	283,616千円	372,215千円
固定資産 - 長期繰延税金資産	63,925	-
固定負債 - 長期繰延税金負債	-	89,752

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）が平成27年3月31日に公布され平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率の変更等を行っております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が19,637千円減少し、その他有価証券評価差額金が14,105千円、法人税等調整額が33,742千円、それぞれ増加しております。

（セグメント情報等）

セグメント情報

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）及び

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

当社は、資産運用業という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）及び

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの売上高の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額は、貸借対照表の有形固定資産の金額と同一であることから、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

当社は、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

当社は、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

関連当事者情報

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る）等

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	125,167,284	金融商品取引業	(被所有) 直接77.05 間接 7.74	当社設定の投資信託受益権の募集・販売 役員の兼任	当社設定の投資信託受益権の募集・販売に係る代行手数料の支払い	8,738,779	未払手数料	760,018

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	125,167,284	金融商品取引業	(被所有) 直接77.05 間接 7.74	当社設定の投資信託受益権の募集・販売 役員の兼任	当社設定の投資信託受益権の募集・販売に係る代行手数料の支払い	9,189,399	未払手数料	777,631

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は出 資金（千円）	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ 会社	みずほ証 券プロバ ティマネ ジメント 株式会社	東京都 中央区	4,110,000	不動産 賃貸業	直接 4.05	事務所の 賃借	事務所の賃 借	175,003	長期差 入保証 金	116,378
同一の 親会社 を持つ 会社	日本証券 テクノロ ジー株式 会社	東京都 中央区	228,000	情報 サービス 業	なし	計算業務 の委託	計算委託料 支払 ハウジング サービス料 支払 メールシス テムサービ ス料支払 IT関連業務 支援	105,424 16,824 36,923 4,145	その他 未払金 その他 未払金 その他 未払金 その他 未払金	8,030 1,472 3,230 1,648

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は出 資金（千円）	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ 会社	みずほ証 券プロバ ティマネ ジメント 株式会社	東京都 中央区	4,110,000	不動産 賃貸業	直接 4.05	事務所の 賃借	事務所の賃 借	175,210	長期差 入保証 金	116,378
同一の 親会社 を持つ 会社	日本証券 テクノロ ジー株式	東京都 中央区	228,000	情報 サービス 業	なし	計算業務 の委託	計算委託料 支払	92,974	その他 未払金	8,479

会社	会社								
						ハウジング サービス料 支払	16,824	その他 未払金	1,514
						メールシス テムサービ ス料支払	36,923	その他 未払金	3,323
						IT関連業務 支援	18,002	その他 未払金	1,736

（注）１．上記（ア）～（イ）の金額のうち、取引金額と長期差入保証金の期末残高には消費税等が含まれておらず、未払手数料とその他未払金の期末残高には消費税等が含まれております。

（注）２．取引条件及び取引条件の決定方法等

（１）代行手数料については、投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から支払われます。委託者報酬の配分は両社協議のうえ合理的に決定しております。

（２）事務所の賃借料の支払については、差入保証金の総額及び近隣の賃借料を勘案し、協議のうえ決定しております。

（３）計算委託料、ハウジングサービス料及びメールシステムサービス料の支払は、協議のうえ合理的に決定しておりません。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

みずほ証券株式会社（非上場）

（１株当たり情報）

	前事業年度 （自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日）	当事業年度 （自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日）
1株当たり純資産額	10,703円18銭	11,433円05銭
1株当たり当期純利益金額	1,526円89銭	1,976円56銭

（注）１．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）２．1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日）	当事業年度 （自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日）
当期純利益金額（千円）	2,769,571	3,585,212
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	2,769,571	3,585,212
期中平均株式数（千株）	1,813	1,813

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

2. 中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間 (平成27年9月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	15,954,811
有価証券	3,640,120
貯蔵品	6,357
未収委託者報酬	3,690,798
未収運用受託報酬	99,281
繰延税金資産	348,837
その他	242,660
流動資産合計	23,982,867
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	11,617
構築物（純額）	1,354
器具・備品（純額）	76,976
有形固定資産合計	89,948
無形固定資産	
ソフトウェア	76,808
ソフトウェア仮勘定	12,744
その他	91
無形固定資産合計	89,644
投資その他の資産	
投資有価証券	2,763,859
長期繰延税金資産	989
前払年金費用	387,565
その他	129,929
投資その他の資産合計	3,282,343
固定資産合計	3,461,936
資産合計	27,444,803

(単位：千円)

当中間会計期間 (平成27年9月30日)	
負債の部	
流動負債	
未払金	
未払収益分配金	155

未払償還金		4,607
未払手数料		1,754,278
その他未払金		308,151
未払金合計		2,067,192
未払法人税等		946,118
未払消費税等	2	221,381
賞与引当金		449,925
役員賞与引当金		22,000
外国税支払損失引当金		139,578
訴訟損失引当金		30,000
その他		758,645
流動負債合計		4,634,840
固定負債		
退職給付引当金		153,718
役員退職慰労引当金		37,333
執行役員退職慰労引当金		69,916
固定負債合計		260,968
負債合計		4,895,808
純資産の部		
株主資本		
資本金		4,524,300
資本剰余金		
資本準備金		2,761,700
資本剰余金合計		2,761,700
利益剰余金		
利益準備金		360,493
その他利益剰余金		
別途積立金		8,900,000
繰越利益剰余金		6,076,707
利益剰余金合計		15,337,200
自己株式		72,415
株主資本合計		22,550,784
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		1,790
評価・換算差額等合計		1,790
純資産合計		22,548,994
負債純資産合計		27,444,803

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間
(自 平成27年4月 1日
至 平成27年9月30日)

営業収益

委託者報酬		19,786,569
運用受託報酬		127,876
営業収益合計		19,914,445
営業費用及び一般管理費	1	17,105,543
営業利益		2,808,902
営業外収益		
受取配当金		41,711
有価証券利息		1,754
受取利息		5,320
時効成立分配金・償還金		502
その他		157
営業外収益合計		49,446
営業外費用		
支払利息		3
その他		244
営業外費用合計		247
経常利益		2,858,102
特別利益		
投資有価証券売却益		222,173
外国税支払損失引当金戻入益		44,533
特別利益合計		266,706
特別損失		
固定資産除却損		69
投資有価証券売却損		5,811
特別損失合計		5,880
税引前中間純利益		3,118,928
法人税、住民税及び事業税		954,698
法人税等調整額		68,767
法人税等合計		1,023,466
中間純利益		2,095,462

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 平成27年4月 1日 至 平成27年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金	
				別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金
当期首残高	4,524,300	2,761,700	360,493	8,900,000	3,981,245
当中間期変動額					
中間純利益					2,095,462

株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	-	-	-	-	2,095,462
当中間期末残高	4,524,300	2,761,700	360,493	8,900,000	6,076,707

	株主資本			評価・換算差額等	純資産合計
	利益剰余金	自己 株式	株主 資本 合計	その他有価証 券評価差額金	
	利益 剰余金 合計				
当期首残高	13,241,738	72,415	20,455,322	282,685	20,738,008
当中間期変動額					
中間純利益	2,095,462		2,095,462		2,095,462
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）				284,475	284,475
当中間期変動額合計	2,095,462	-	2,095,462	284,475	1,810,986
当中間期末残高	15,337,200	72,415	22,550,784	1,790	22,548,994

注記事項

（重要な会計方針）

1．資産の評価基準及び評価方法

（1）有価証券

 関連会社株式

 総平均法による原価法

 その他有価証券

 時価のあるもの

 当中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定）

 時価のないもの

 総平均法による原価法

2．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

 定率法。但し、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法。

 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

 建物 8～18年

 構築物 20年

 器具備品 2～20年

（2）無形固定資産

 定額法。

 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

3．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当中間会計期間末日対応分を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当中間会計期間末日対応分を計上しております。

(3) 外国税支払損失引当金

証券投資信託の中国株式投資に対する課税規定が明確化されたことに伴い、将来支払う可能性がある金額を見積もり、計上しております。

(4) 訴訟損失引当金

訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある金額を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末日において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。

(6) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当中間会計期間末日要支給額を計上しております。

(7) 執行役員退職慰労引当金

執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当中間会計期間末日要支給額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当中間会計期間の費用として処理しております。

(追加情報)

当社は、平成27年9月30日開催の取締役会において、みずほ信託銀行株式会社の資産運用部門、みずほ投信投資顧問株式会社及びDIAMアセットマネジメント株式会社との間で、統合に向けた具体的な準備を開始するべく、グループ資産運用機能の統合に係る「統合基本合意書」の締結を決議いたしました。

(中間貸借対照表関係)

1. 資産の金額から直接控除している減価償却累計額（減損損失累計額を含む）の額

当中間会計期間
 （平成27年9月30日）

有形固定資産の減価償却累計額 501,932千円

2. 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

（中間損益計算書関係）

1. 減価償却実施額は、次のとおりであります。

当中間会計期間
 （自 平成27年4月1日
 至 平成27年9月30日）

有形固定資産 24,732千円
 無形固定資産 13,716千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	1,823,250	-	-	1,823,250

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	9,386	-	-	9,386

3. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

該当事項はありません。

（2）基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

（金融商品関係）

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれておりません（（注）2.参照）。

当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

	中間貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
(1) 現金及び預金	15,954,811	15,954,811	-

(2) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	6,127,827	6,127,827	-
(3) 未収委託者報酬	3,690,798	3,690,798	-
(4) 未払手数料	1,754,278	1,754,278	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、投資信託は基準価額によっております。また譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	中間貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	276,151

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(有価証券関係)

当中間会計期間(平成27年9月30日)

1. 関連会社株式

関連会社株式(中間貸借対照表計上額 77,100千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

	種類	中間貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	1,639,419	1,392,104	247,314
	小計	1,639,419	1,392,104	247,314
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えない もの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-

	その他	-	-	-
	(3)その他	4,488,408	4,739,020	250,612
	小計	4,488,408	4,739,020	250,612
	合計	6,127,827	6,131,125	3,297

（注）非上場株式（中間貸借対照表計上額199,051千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社は、資産運用業という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

1．製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの売上高の記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

（1）営業収益

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額は、中間貸借対照表の有形固定資産の金額と同一であることから、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

1株当たり純資産額及び算定上の基礎並びに1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 （平成27年9月30日）
----	-------------------------

(1) 1株当たり純資産額	12,431円46銭
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額(千円)	22,548,994
普通株式に係る中間期末の純資産額(千円)	22,548,994
普通株式の発行済株式数(株)	1,823,250
普通株式の自己株式数(株)	9,386
1株当たり純資産の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数(株)	1,813,864

項目	当中間会計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)
(2) 1株当たり中間純利益金額	1,155円24銭
(算定上の基礎)	
中間純利益金額(千円)	2,095,462
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	2,095,462
普通株式の期中平均株式数(株)	1,813,864

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在しないため、記載しておりませ
 ん。

(重要な後発事象)

当社は、将来の事業展開や市況変動に備えるために適正な内部留保を維持しつつ、利益配分については株主の皆様へ安定的かつ可能な範囲で高水準の配当を実施していくことを基本的な考え方としており、平成27年11月17日開催の取締役会において、次のとおり剰余金の処分を決議しました。

株主配当に関する決議事項

株式の種類	普通株式
配当金の総額	3,446,341千円
1株当たり配当額	1,900円
基準日	平成27年12月 8日
効力発生日	平成27年12月 17日

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の

親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）（５）において同じ。）または子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

- （４）委託者の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- （５）上記（３）（４）に掲げるもののほか、委託者の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

５【その他】

ａ．定款の変更

委託者の定款につき、下記の変更を行いました。

- ・ 剰余金の配当等の決定機関を法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の定めによらず、取締役会の決議によって定めることとしました。（平成27年6月19日実施）
- ・ 当社株式に関して、株券を発行する定めを廃止し、株券不発行としました。また、単元株（100株単位）について廃止しました。（平成28年1月25日実施）

ｂ．訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

なお、「委託会社等の経理状況 中間財務諸表」の注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、平成27年11月17日開催の取締役会において期中配当を行うことを決議しました。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）三菱UFJ信託銀行株式会社（「受託者」）

ａ．資本金の額

平成27年3月末現在、324,279百万円

ｂ．事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むと共に、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

（２）販売会社

販売会社の名称、資本金の額及び事業の内容は以下の「販売会社一覧表」のとおりです。

販売会社一覧表

（資本金の額は平成27年3月末現在）

名称	資本金の額 （単位：百万円）	事業の内容
みずほ証券株式会社	125,167	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
池田泉州TT証券株式会社	1,250	同上

株式会社 S B I 証券 ^(注)	47,937	同上
楽天証券株式会社 ^(注)	7,495	同上
高木証券株式会社 ^(注)	11,069	同上

(注) 「マネープールファンド」は取り扱いを行いません。

2【関係業務の概要】

「受託者」は以下の業務を行います。

- (1) 委託者の指図に基づく投資信託財産の保管、管理
- (2) 投資信託財産の計算
- (3) その他上記業務に付随する一切の業務

「販売会社」は以下の業務を行います。

- (1) 募集・販売の取り扱い
- (2) 受益者に対する一部解約事務
- (3) 受益者に対する一部解約金、収益分配金および償還金の支払い
- (4) 受益者に対する収益分配金の再投資
- (5) 受益権の取得申込者に対する目論見書の交付
- (6) 受益者に対する運用報告書の交付
- (7) 所得税および地方税の源泉徴収
- (8) その他上記業務に付随する一切の業務

3【資本関係】

みずほ証券株式会社は、委託者の株式の76.5%を所有しています。

(注) 関係法人が所有する委託者の株式または委託者が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が1.0%以上のものを記載しています。

<再信託受託会社の概要>

- 名称 : 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- 業務の概要 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- 再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託事務の一部（投資信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原投資信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

第3【その他】

(1) 目論見書の表紙などに委託会社の名称、ロゴマーク、図案およびキャッチ・コピーを採用すること、ファンドの形態などを記載することがあります。また、以下の内容を記載することがあります。

- ・ 交付目論見書または請求目論見書である旨
- ・ 金融商品取引法上の目論見書である旨
- ・ 委託会社の金融商品取引業者登録番号
- ・ 詳細情報の入手方法

委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間など

請求目論見書の入手方法およびファンドの投資信託約款の全文が請求目論見書に掲載されている旨

- ・ 目論見書の使用開始日
 - ・ 届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。
届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
 - ・ ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認する旨
 - ・ 投資信託の財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されている旨
 - ・ 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
 - ・ 「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください」との趣旨を示す記載
- (2) 目論見書は別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。
- (3) 目論見書は電子媒体などとして使用される他、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (4) 本書の記載内容について、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (5) 目論見書に記載された運用実績のデータは、随時更新される場合があります。
- (6) 請求目論見書にファンドの投資信託約款の全文を記載します。

独立監査人の監査報告書

平成27年6月12日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 福村 寛
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第55期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光投信株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年4月5日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 伊藤 志保
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 福村 寛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド豪ドルコースの平成27年8月18日から平成28年2月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド豪ドルコースの平成28年2月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- () 1 . 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年4月5日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 志保
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福村 寛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンドブラジルリアルコースの平成27年8月18日から平成28年2月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンドブラジルリアルコースの平成28年2月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1 . 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年4月5日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 志保
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福村 寛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド南アフリカランドコースの平成27年8月18日から平成28年2月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド南アフリカランドコースの平成28年2月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- () 1 . 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年4月5日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 志保
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福村 寛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンドマネープールファンドの平成27年8月18日から平成28年2月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンドマネープールファンドの平成28年2月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- () 1 . 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成27年12月1日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 福村 寛
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第56期事業年度の中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新光投信株式会社の平成27年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

追加情報に記載されているとおり、会社は平成27年9月30日開催の取締役会において、「統合基本合意書」の締結について決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。